

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:【機構外・質問受付窓口】コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KwTzH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には
● それ以外 ○

下表の「関連施策」は以下項目ごとにまとめています。

1.特記仕様書の標準化	5.上限額の本格導入	9.部分払いの促進	13.コンサルタント等契約の公示にかかる応募受付の変更
2.技術評価・業務実施上の条件	6.相談窓口の設置／調達改革全般	10.最も安価な航空券の使用	14.×リハビリのある技術評価方法の導入
3.格付認定・格付基準	7.契約管理ガイドライン	11.「本邦修習・招へい契約」標準化	15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し
4.QCBSランクサム化	8.経理処理ガイドライン	12.第三者抽出検査停止に伴う変更	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
1.特記仕様書の標準化	01企画・提案を求める水準	1-01-1	準備調査等の企画競争説明書における特記仕様書では、該当するボックスに「JICA側でチェックを入れる形式になつた」とあります。これまで特記仕様書案に記載されている項目はすべてプロポーザルの中に記載し、JICAの実施方針や留意事項を踏まえていましたが、今回の標準化により内容が詳細化されたことで、すべて記載分量制限におさめが困難を感じております。準備調査等の詳細指示型の特記仕様書案を採用している案件において、プロポーザルの第2章における記載分量制限は少なすぎるのではないかでしょうか。或いは、プロポーザルの体裁として、特記仕様書案のすべての項目とその内容に対応するような形式としなくても良いでしょうか。	必ずしも特記仕様書案の全ての項目とその内容を網羅的に記載する必要はありません。「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」への対応を含めて、ご検討された業務の基本方針、実施するために用いようとしている方法や手法などについて、指定の分量内でご記載をお願いいたします。	/
1.特記仕様書の標準化	02業務の目的	1-02-1	特記仕様書の標準化・簡素化の方向性は良いが、業務の実施方法について簡素化いたくのはよいが、特に調査業務について、何を目的として、何を割り当てるべきか調査するのかわからない業務があります。具体的な工程の記載は簡素化していただきの良いが、業務の目的は、これまでより少し遅く書いていたいた方がか、それに応じた提案ができると思います。業務の目的が大きくなると設定されてしまう、それに向けた適切な方法をコサインツルトとしては提案ができると思うので、明確なゴール、目的を記載していくだければと思います。	特記仕様書の標準化・簡素化で、業務の目的は、スキーム共通の記載しております。標準化で今までに整えたみな形は、協力準備調査、プロジェクトで、業務の目的が明確に決まっているものであり、そのような決まっているものは業務の目的は、スキーム共通の記載しております。他方、なだいたい、「意見は、基礎調査のよう、目的が①現状分析②今後の想定されるプロジェクトリスト作成等のか、スキームによって決まらないものに対するものと理解しました。そのようなものについて目的を明確にするべき」というのはご指摘の通りです。どの様に工夫ができるか、ご意見を踏まえて検討して参りたいと思います。	/
1.特記仕様書の標準化	03業務の背景(案件情報)	1-03-1	今後、技術協力プロジェクト等の企画競争説明書には「案件概要表」が添付されるると伺っております。「案件概要表」には日本側投人として専門家の担当分野が記載されていることが多いと思われますが、制度改廃後は、同案件概要表に記載される「日本側投人」を参考に、応募者が業務従事者の担当分野を検討・提案する、という理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-2	「要員計画／作業計画等」の配点が從来より大幅に増加していますが、具体的に評価の視点はどのように変わりますか？	プロポーザル作成ガイドラインに各項目の評価基準について記載されていますので、ご確認ください。評価の視点は特に変更はありません。今回、業務主任者(業務管理グループを含む)以外の業務従事者の評価を「要員計画」で評価するようにしたが、從来よりその評価の視点で、業務従事者の配置・担当分野、格付け構成、業務実施上重要な専門性の確認について評価するようになります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-3	1章の「バックアップ体制で、安全管理を担当する人は、組織の管理職である方が望ましいでしょうか。(管理職でない場合、得点に差がさますでしょうか)	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価作成ガイドラインの別添資料2の「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」によると、安全管理については評価することとなっていますが、安全管理の担当者については、管理職であることを明示的に求めているものではありません。安全管理を担保できる体制であるかに注目して評価しています。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-4	応札時に実施するプレゼンテーションに関して、評価配点表の「業務主任者等としての経験」の中で評価されると理解しておりますが、具体的にどのような配点となりますでしょうか。以前は企画競争説明書に配点が明示されていましたが、最近は記載されていないようです。同評価項目の総合配点内、何割程度がプレゼンテーションの評価に充てられるのか等、自文をご教示頂ける幸いです。	特段、配点の割合については決まっておらず、各選定委員の判断に委ねられています。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-5	「2.業務の実施方針等」の評価配点について質問です。(2)作業計画等は、ア)要員計画、イ)作業計画でそれぞれ配点がされますか、ア)とイ)それぞれプロポーザル作成ガイドラインP-5～P-8の間に当たるでしょうか。評価配点ア)要員計画はP-5～P-7の「要員計画」で作業計画はP-5～P-8の間に当たるでしょうか。評価配点ア)作業計画のみでしょうか。それともP-7の「業務従事予定者ごとの分担業務内容、またP-8(降の工)まで含むのでしょうか?評価したいのかは、プロポーザル作成ガイドラインのP7以降、(エ)オフ)カはプロポーザルに記載したとしても評価はされないのでしょうか。理解しやす以便のように、評価配点表とプロポーザル作成ガイドラインのア)イウ)…の記載を統一いただきました。	企画競争(QCBS方式)の場合には、ア)作業計画、イ)要員計画、ウ)業務従事者ごとの分担業務内容、そして施工監理体制を評価します。一方、準備調査の場合は、ガ)施工設計・施工監理体制を評価します。(2)現地業務に必要な資機材、カ)その他(便益供与)については、評価しません。応募者の方が必要とされていることを認識することが目的です。(但し、カ)その他(便益供与)については、今後、評価の視点に追加を検討します。)(ア)種差計画を作成して評価し、イ)要員計画及びウ)業務従事者ごとの分担業務内容を「要員計画」として評価します。(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合には、「要員計画」の評価にオ)実施設計・施工監理体制の観点を加えます。)(乙)種差計画を作成して評価し、イ)要員計画及びウ)業務従事者ごとの分担業務内容を「要員計画」として評価します。(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合には、ア)作業計画、ウ)業務従事者ごとの分担業務内容を「要員計画」として評価します。)(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合には、「要員計画」の評価にオ)実施設計・施工監理体制を評価します。)(丙)QCBS方式、現地業務に必要な資機材、カ)その他(便益供与)については、評価しません。応募者の方が必要とされていることを認識することの目的です。(但し、カ)その他(便益供与)については、今後、評価の視点に追加を検討します。)(イ)種差計画及びウ)業務従事者ごとの分担業務内容を「作業計画」として評価します。(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合には、「作業計画」の評価にオ)実施設計・施工監理体制をの観点を加えます。)	●
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-1	様式4-1(その1)に記載する類似業務は過去10年以内とされているが、10年以上前の業務について記載した場合、評価されないのでしょうか?評価される場合は、経年年数に応じて評価が減退されるのでしょうか?	10年以上前の業務については記載いたたいても評価致しません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-2	10年内の意味合いについて、案件開始時は10年より前であっても、契約履行期限が10年以内であれば評価いただけたのでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-3	10年前の類似業務案件で記載したいものがある場合、ギリギリ10年超の場合でも、やはりもう完全に評価されないので切ったほうがいいという判断をしなければいけない可能性があるといふことでありますか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-4	類似業務の経験について履行終了後10年内の案件が評価され、履行期限後10年以上の案件は評価されないとの事ですが、1.コンサルタント等の法などでの経験能力と3.業務従事予定者の経験の能力の両方に同じ考え方でありますか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-5	プロポーザルガイドラインの10ページにおいて、サ)業務等従事経験が様式4-5(その1)だけでは記載されない場合には、様式4-5(その2)に記載してください(上限10件)、とありますので件数の上限規定はなかったと思うが、どのような経緯で10件と規定されたのかご教示いただけますでしょうか?	プロポーザル作成及び評価の合理化、簡素化の観点から上限を設けました。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-7	<上記2-02-6_1の回答への更問> 別添資料に記載の限り類似業務の経験も業務主任者の経験も「3件程度で70%の評価」を基準とされているため、 ・類似業務は様式4-5(その3)で3件記載している 一方、業務主任の経験を同じくして3件で70%の評価であるが、様式4-5(その1)様式4-5(その2)には10件で(類似、業務主任)どちらの経験も記載する形式になっていることから、記載のそれぞれの加点要素を勘案すると10件の方はお示しくださいる優先順位と考えていいのでしょうか、とお問い合わせました。ですが、各社にてそれを判断し適宜記載、と承知いたしました。	ご理解ありがとうございます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-8	<上記2-02-6_2の回答への更問> 様式4-5(その1)に記載いただく条件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。 現地業務に含めるとどうかと迷っている方、現地業務に含めないと迷っている方、現地業務に含めないと迷っている方について承知いたしました。 対象者の経験が多い場合は、含めなければ13件記載できることになりますので、現状そのように運用させていただきます。	現状では上記2-02-6_2の回答に基づき、各社にて適宜ご判断、ご記載いただければ結構です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-9	「業務主任者/O/O、副業務主任者/O/OのO部分には同じ担当業務を記入なくても良いという認識でよろしいでしょうか。またその場合、類似業務の経験について企画競争説明書の記載表に削除して記載されるということで間違いないでしょうか?」	業務主任者、副業務主任者は同じ担当業務でも、別の担当業務でも結構です。ご提案いただいた分野に基づき、類似業務経験を評価いたします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-11	プロポーザルガイドラインP10 様式4-5(その3)「特記すべき類似業務の経験」について。 「業務主任者/O/OのO部分にはO/Oについての類似経験3件以上に記載しますが、「業務主任者/O/O△△と△△というボックスを提案する場合は、O/Oについて3件、△△について3件、合計6件を上限に記載すればよろしいでしょうか。」	担当業務で業務主任者/O/O△△とした場合においても、業務主任者/O/Oの場合と同様、様式4-5(その3)は最大3件提出をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-16	2.プロポーザル作成ガイドライン(p.2)の類似業務の経験について 様式4-1(その1)及び様式4-1(その2)では過去10年内の類似業務(プロポーザル提出日から過去10年内に終了した案件)が対象となっておりますが、複数期に分けての継続契約案件について、詳しく教えていただけますでしょうか。 また、情報収集確認調査については、案件実施中にそれに繋がる本格案件が公示されることがあります。両案件は密接に関連しておりますが、先行する情報収集確認調査は終了案件ではありません。10件の類似案件として選択し、様式4-1(その2)に記載した場合、どの程度評価をしていただけるのでしょうか。 ガイドラインの脚注に、「評価対象は原則として実施済案件～」と記載がありますが、実施済とは、具体的に何をもって実施済と認定されるのでしょうか。 (ア)インの消去、履行期限、検査調査の発行等)	上記2-02-12において回答済のおり、評価対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件についても記載する旨に記載する欄にかかわらず個別業務ごとに閑通性の程度等について勘案し評価します。 2.期別終了後、2期が継続中の場合は、様式4-1(その1)及び(その2)に類似案件として記載していただけます。 また、情報収集確認調査については、案件実施中にそれに繋がる本格案件が公示されることがあります。両案件は密接に関連しておりますが、先行する情報収集確認調査は終了案件ではありません。10件の類似案件として選択し、様式4-1(その2)に記載した場合、どの程度評価をしていただけるのでしょうか。 また、実施済案件についても、実施済である程度評価をしていただけるのでしょうか。 また、3~5年程度の長期案件(期分けのない)もございます。終了しない限り、類似案件として選択できないことがあります。 (注:実施済案件については、履行期間終了済の案件と考えています)	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-17	<上記2-02-16回答への更問> 1.複数期に分けての継続契約の場合、最後の期が終了しなければ実施済み案件とはならない旨のご回答をいたしましたが、当該案件については、各期ごとに契約が分かれしており、実績評価も各期終了時に行われております。 (1)複数期にわたる継続案件は、全期間のトータル年数が4年から5年に亘るものもあり、全期間が終了するまで、実施済みの類似業務の経験(法人及び個人)として記載できないため、プロポーザルの類似業務の選択及び評価に大きく影響する事が懸念されます。 よって、複数期にわたる継続案件については、期ごとの終了をもって実施済み案件としていただけないでしょうか。 (2)また、実施済みの案件は、履行期限終了済み案件と考える。どの回答をいたしましたが、実績評価結果を得ている案件は、履行期限前であっても、実施済み案件としてみてしまっていたのではないでしょうか。 類似業務の評価の基準(自)は、1件数だけではなく、当該業務の課題分野、地域、期間3年以内の当該分野の業務の実績評価結果も勘案して評価を行つう)あります。どちらも踏まえていたさ、実績評価結果の通知を得た案件は、実施済みとして扱つて、扱つていただけないでしょうか。 2.実施中である場合、「個別案件ごとに閑通性の程度等について勘案し、評価に反映するか否かについて判断」とあります。まずは評価されるのかどうか、またどの程度評価されるのが明確ですか?そして、実施中案件であっても類似性を優先し選択されるのか、それとも実施済みに重きを置いて選択するのか、判断がつきません。法人及び個人の類似案件の選択はプロポーザル評価において極めて重要なことで、実施中案件の評価基準(自)をもう少し具体的にご示示いただけないでしょうか。 また、3~5年程度の長期案件(期分けのない)もございます。終了しない限り、類似案件として選択できないことがあります。 (注:実施済案件については、履行期間終了済の案件と考えています)	1.(1)複数期がある案件は契約単位とし、業務完了確認検査を了している案件(契約)を評価対象とします。 1.(2)実績評価結果を得ている案件は、履行期限前であっても、実施済み案件とみなします。 2.原則は実施済を重きにおいて判断します。実施中については特段の事由があれば、勘案するか否か委員会にて協議の上、対応します。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-18	<上記2-02-15回答への更問> 質問1:「式1-1(その1)及び式4-5(その1・2)に記載する類似業務の件数」は、密接な関係がある複数の案件をまとめて1案件とすること可能、とのことですですが、式4-5(その3)も同様に複数案件を1案件に纏めることが可能、との理解で宜しいでしょうか。 質問2:式4-5(その3)に記載する「業務從事期間」は、式4-5(その2)に記載する「従事期間」と同じ内容、プロジェクト実施期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終った月の合計月数を記載する。例:「2022年4月から11月」を記載するのでしょうか。	1と2ともご理解のとおりです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-19	<上記2-02-18回答への更問> 式4-5(その3)の「業務從事期間」及び式4-5(その2)の「従事期間」において記載する、配置の開始月から終了月までの期間、プロジェクト実施期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終った月の合計月数)について、月数は四捨五入され、より多く「13ヶ月」で月数を表示されることが多いのでしょうか。それとも、小数点以下四位まで表示する必要があるのでしょうか。小数点第1位まで表示する場合には、端数の計算方法をご教示ください(例では、期間全体日数を30で割ることなど)。	「業務從事期間」については、整数であっても少数であっても問題ありません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-20	プロポーザルガイドラインについての質問です。 式4-1(その1)類似業務の経験(「契約期間」の項目には、契約締結日からいつまでの日数を記載すれば良いでしょうか。例えば、契約が満了するまでの日数なのか、プロポーザルを提出する日までに経過している日数なのか、それともいずれかでないのか、ご教示いただけたらと思います)。	契約締結日から履行期限までの期間(月数)を記載ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-21	<2-02-20への更問> もう1点質問なのですが、式4-5(その2)の(3)の「従事期間と現地業務参加期間について、プロポーザルガイドライン」、「最初の配置から終った月までの期間」と記載がありますが、これは契約期間中に実際に対応した該案件に対しての従事した業務量をつり月報等で記載している業務量がこれにあたりますでしょうか。また、現地業務参加期間も同時に月報等の月となりますでしょうか。	それぞれの様式の脚注(赤字)で従事期間/現地業務参加期間の記載例を示していますので、そちらを参照して記載ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-22	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインJP_20別添資料2 1)類似業務等の経験についてとなります。 「過去10年間(産前・産後休暇、育児休業、及び介護休業の取扱期間が明記されている場合には、右期間を算出した期間を評価対象とする(10年+休暇休業期間)」上記記載がございます。業務に関連する社費や私費での留学(海外の大学、大学院など)は休暇休業期間として10年に算入される対象となりますでしょうか。	会社が任意に認めた休暇休業期間は考慮の対象とはなりません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-23	プロポーザル作成ガイドラインの第3章類似業務の経験についてお伺いさせてください。業務從事予定者の経験・能力が業務主任者・副業務主任者の経験・能力でも、式4-5(その2)、その3)にて評価されるという認識ですが、そのうち業務主任者・副業務主任者の経験については式4-5(その3)の1)の10件リストをベースに評価されるという認識でよろしいでしょうか。その場合、式4-5(その3)の3)については業務主任者経験の内訳よりは、担当分野にかかる経験の内容を優先して評価される、という認識でよろしいでしょうか。類似の質問内容もあるようですが、それらの回答、ガイドライン及び別添資料を見ても、業務主任者/副業務主任者と担当分野での類似性をどのように評議されるのでしょうか。そのため、この場合、式4-5(その3)の3)については業務主任者経験の内訳よりは、担当分野にかかる経験の内容を優先して評価される、という認識でよろしいでしょうか。例えば、案件と案件によって2件類似案件の内訳が異なる場合がある場合、A案件とB案件が似ていて、A案件は式4-5(その3)に記載する項目を記載した方が良いケースでは式4-5(その3)に記載する項目を記載した方が良い場合が多いことになりますが、B案件は式4-5(その3)に記載する項目を記載した方が良い場合が多いことになりますが、評価の先頭位についてはFAQの回答およびガイドライン及び別添資料2にも明記はされていないかと思いますので、あらためてお伺いさせていただきました。	「業務主任者/副業務主任者の経験については式4-5(その2、その3)をベースに評価します。業務主任者等としての経験の評価の視点としては、プロポーザル評価の視点として類似業務における業務主任(マネジメント)の経験は、国内・海外を問わず、その他の業務経験よりも高く評価するとされている通りです。」「式4-5(その3)の3件については、業務主任者経験の内容よりも、担当分野にかかる経験の内容が優先して評価される、ことになります。(ご質問の中で例示された)業務主任者をしてしたA案件と、「業務主任者ではないが類似性が高いB案件について、B案件の方が類似性が高いケースでは、式4-5(その3)においてB案件を記載した方が、「類似業務の経験」の評価点は高くなることがあります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-24	様式4-1(その1)及び3(その2)について、10年及び3年を適格・公示された案件を1件とする場合にのみ、複数の案件をセットで1件とする場合も可として頂いております。複数案件セットとして、道路整備事業の準備調査・詳細設計・人札補助、施工監理を1件とした場合、施工監理契約終了がプロポーザル提出から10年以内であれば、その後の工事コンサルティングサービスによる準備調査・詳細設計・人札補助は10年を経過している場合でも、複数案件を1件とする(1件)準備調査・詳細設計・人札補助は「施工監理」は施工監理として評価されるのでしょうか。それとも、施工監理のみ評価され、準備調査・詳細設計・人札補助は評価されないのでしょうか。	関連の深い案件をセット記載いただくことは問題ありませんが、10年以上前に終了した案件については記載に含めないようにお願ひいたします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-1	「専任技術者」について確認させてください。 弊社の海外支社で直接契約・雇用しているものかあります。 この者は「専任技術者」とみなされるものかを確認させてください。	自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しますので、海外支社でも直接契約し雇用関係にある場合は、「専任技術者」となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-2	自社の要件について教えてください。 派遣会社からの派遣契約で自社で業務に従事している派遣会社員を要員にいれる場合は ・自社の専任者 ・補強(派遣会社員) のどちらとなりますでしょうか。	プロポーザルガイドラインP6に記載のとおり、「自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しますので、雇用関係ない派遣会社員は「補強」となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-3	弊社から他社に転職する可能性がある社員がおります。退職発令は出ておりませんが、貴機構のコンサルタント等案件に応札時は弊社所属、評価結果が出るまでの間や契約交渉中に転職し、契約・実施時は弊社所属となる可能性があります。 その場合、 ・単独型案件に応札する場合、弊社の社員として応札し、貴機構と弊社の契約締結時には、弊社の補強(個人コンサルタントとして、または新規就職の社員として「補強」とすることは可能でしょうか。 ・または、弊社および転職先にて解をとった上で、個人コンサルタントとして応募する必要があります。他の方法で応札することは可能でしょうか。 ・業務実施案件の業務主任として応札することは可能ですか。 可能であれば、契約交渉時に転職が決定または転職済みの場合、業務主任の取り扱いについて契約交渉事項としていたくこになりますか。	①単独型については、個人コンサルタントとしてのみ応募可能です。 ②業務実施契約の業務主任者は専任の技術者である必要がありますので、応札はできません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-4	プロポーザルガイドラインP6に記載して質問です。A社からB社に向てる社員(業務主任者以外)がいる場合、 ①脚注10では自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者が「専任の技術者」ということですが、この「雇用関係」とは自社で勤務すればよいのでしょうか。在籍出向(A社→B社)どちらも雇用契約がある場合はどちらの社所属よいともいえ方でしょうか。 ②あるいは以前のガイドラインには記載があり、現ガイドラインからは記載が削除されていますが“主たる賃金を受け取る雇用関係”によって判断するのでしょうか。 ③脚注8に「脚注7の専任の技術者以外の～」とありますが、「脚注10」の間違いでしょうか。	①出向は別個の法人格を持つ企業間における人事異動(それに伴って指揮命令権の主体が移転する)と理解しているまでの、出向者の場合は、応募時点で指揮命令権の主体がある社の専任の技術者に該当するとお考え下さい。 ②同上 ③ご指摘のとおりです。次回ガイドライン改定時に修正します。	●
2. 技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-5	<2-03-4回答への質問> 2-03-4についてはプロポーザル時点の業務主任者についての説明・回答だと理解していますが、案件実施中に業務主任者以外の業務従事者はかかわらず、専任所属の技術者の判断は、①雇用契約登録は指揮命令権の主体があるB社に変更に至るのでしょうか。それとも、雇用契約時(プロポーザル時点)で指揮命令権の主体があったA社のまま変更しないといふことででしょうか。	ご照会のケースでは①となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-6	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの10頁の脚注10【自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者】を専任の技術者と申します。自社の海外支社においても雇用関係にある技術者を含む。ですが、ここでいう「雇用関係」というのは、過の所定労働時間が設定されている場合、雇用形態の制限があるのでしょうか。雇用の証明の1つとして雇用保険があると思いますが、雇用保険以外、雇用契約書でも問題はございませんでしょうか。	「プロポーザル作成ガイドライン」様式2-1のチェックリストにも記載のとおり、専任技術者による確認書類として雇用保険・健康保険を確認させて頂いています。これらが無い場合のみ、被雇用者の場合、「雇用契約書(写)」等、雇用関係を確認できる書類でも可としています。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	04補強	2-04-01	業務従事者の賃俸等の早い付添は語学力等でも不要い点について、評議対象である業務主任者原則自社の専任の技術者ですが、式2-1チェックリスト⑤として補強に係る同意書の内容無をチェックすることにしており、どのうな場合で確認同意書の添付が必要になりますか。 プロポーザル作成ガイドラインP5において、要員計画には「評議対象者以外の氏名・所属先は記載しないことになりますが、プロポーザル提出時点・候補選定の業務専門員分の補強同意書添付が必要なのでしょうか。	ご指摘の通りであり、評議対象外の業務従事者については所属先の記載がありませんので、補強同意書は不要です。 評議対象者が業務主任者、業務管理グループのみとなりますので、ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	04補強	2-04-03	プロポーザル作成ガイドラインP3において、「外部の有識者等(大学教授、研究者等)によるバックアップを得られるような場合」と記載されていますが、例えば、貴機構等アカデミック・パートナーを兼任してある大学教授に依頼するにこだわるが、承れない場合は問題ないでよろしいでしょうか。	JICA内で勤務している人材は、外部機関と兼務であっても、外部の有識者とは認められません。技術協力専門家は利益相反の対象となる可能性があるので、案件ごとに確認してください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-01	プロポーザル作成ガイドラインの式4-1(その3)コンプライアンス体制について、共同企業体を形成する場合、構成企業について確認が必要になりましたが、項目1-5について、構成企業のうち1社でも達成できていない企業があつた場合には、代表企業は達成をいたとしている、「いいえ」に丸をしなくてはいけないのでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-03	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの「式4-1の3)(その3)コンプライアンス体制」について、一点質問がございます。 共同企業体を設立する場合、プライム分のみを作成・プロポーザルに添付するということはよろしいでしょうか。ガイドラインや式様を拝見しますと、プライム分のみで問題ないようにお見受けしますが、念のため確認したく。	プライム(代表者)のみの提出で、構成員については確認したこと記載いただいています。 よって、1提案について代表者から1枚の提出です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-04	プロポーザル様式について様式2-1に全省庁統一資格業者コード」と「コンサルタント等の名称」を記載いたします。JVの場合は、構成員も「合意して併せて記載します」。 一方で、構成員が各自で記載する場合は、上記コードは必要件ではありません。この場合は、「全省庁統一資格コードなし」と記載してよろしいのでしょうか。 一方で、貴機構の团體登録にて業者番号を記載してよろしいのでしょうか。 これを全省庁統一資格コードの代わりに、業者番号として記載した方がよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、構成員については「全省庁統一資格コードなし」でも構いません。 JICAへの団体情報登録は済とのことで、業者番号を記載いただければ問題ありません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-05	本体契約の受注者が共同企業体となっているものの、研修・招へいは共同企業体のうち一部の会社のみが従事する場合がございます。 ①この場合、別契約となる研修・招へい契約の受注者が、実際に従事する会社のみにすることは可能でしょうか。 ②可能な場合、別契約となる研修・招へい契約の受注者が、共同企業体構成会社のみにすることも可能でしょうか。 ③既に可能な場合、当該案件の責務が担当者との旨を合意することも可能でしょうか。 などとあります。ご教示ください。	①:原則出来ません。研修・招へいは本体契約に付随する内容であり、共同企業体として受注頂く必要があります。実際に研修を担うのが構成員の1社のみだったとしても、その履行責任は共同企業体にあるためです。 ②③:上記①のとおり、原則は共同企業体ですが、状況に応じて個別対応をする場合もありますので、その場合は個別にご相談ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評議対象者	2-07-01	業務経緯以外の業務従事者 業務実施の方針等で評議される認識しましたが、提案する全員が評議されるという認識でよろしいでしょうか。	要員配置は、全体会の体制で評議をさせていただきます。各個人を評議するのではなく、個々の履歴書は付けていたいらないものの、当該分野のこのような経験を持った員が対応するということを記載いただき、そのような記載を基に全体会の体制評議をさせていただきます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評議対象者	2-07-02	「プロポーザル作成ガイドライン_1)要員計画」に記載された、「担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載する必要があります」「評議対象業務従事予定者」は、「業務主任者(総括)」「副業務主任者(副総括)」以外の「評議対象業務従事予定者」全員も含まれるでしょうか。(要は、これまでの「業務従事者の構成」と同様でよろしいか)	「担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載する必要があります」「評議対象業務従事予定者」は、「業務主任者(総括)」「副業務主任者(副総括)」のみでよろしい。 なお、横式4-3を用いる場合は「ランサム方式ではない場合」は、脚注にありますとおり評議対象外の業務従事予定者は、担当業務、格付けのみを記載し、氏名、所属先は記載しないことになります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-3	ガイドライン(2024年4月)p.5には「要員計画(ランプサム案件については不要です)とあります。他方、p.19の評価の視点では「(2)-2)業務実施上の条件競争(QCBS方式)」である、2-2QCBS方式、式合併評価落札方では、「要員計画は評価対象外のため、記載があつたとしても評価対象としない」とございます。当該箇所、混同しないような形で改善していただけは存じます。QBS方式のランプサム型の場合はどちらになるのでしょうか。	P5はランプサム契約についての記載であり、P19では、QBS(従来型企画競争)とQCBSで分けて記載しております。QCBS方式-ランプサム型の場合は2)-2が該当します。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-4	要員計画は評価対象外のことですが、要員の専門性やこれまでの実績に関する「p.7ウ」業務従事予定者ごとの分担業務内容の実施体制の一部として、氏名、所属部署を書かずして体制構成する要員の専門性を記載した場合、評価に該当しているのでしょうか。それとも業務主任以外は、経験豊富な要員、経験の浅い要員を配置してもプロポーザルの評価には影響しないのでしょうか。	ランプサム契約では要員計画は評価対象外のため、ご質問のケースでは影響ありません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-5	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の1、「プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験・能力・力」に、以下の記載があるかと思います。 ----- 「所屬先の確認を行ったため、雇用保険についても、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を必ず記載してください。なお、何らかの理由で雇用保険にござっていない場合は、健康保険についても、被保険者番号一一番号、付名、保険者番号、保険者名称、事業所名略称を記載してください。上述の雇用保険情報又は健康保険情報が記載できない場合は、「雇用契約書(写し)等何らかの形で当該業務従事予定者が現に就業する旨の記載を添付して下さい。」 ※8 雇用契約書で該当するか否かについては契約書等関連資料を審査のうえ、JICAにて判断します。」との記載があります。 ----- 上記内容においては、弊社の社員であるか否かを確認するために設けてある内容かともあります。 フルタイムで勤務している社員であれば、健康保険や雇用保険に加入できるかと思うのですが、例えば、健康保険や雇用保険に加入できない社員(過の所定労働時間が20時間未満)の社員の場合は、雇用契約書に記載を添付して下さい。注書きさる「雇用契約書で該当するか否かについては契約書等関連資料を審査のうえ、JICAにて判断します。」との記載があったため、フルタイム社員がない場合は、雇用契約書以外で何か提出が必要な書類があればどのようなものかを教示いただきたく問い合わせさせていただきました。	雇用契約書がある場合は雇用契約書のみを提出ください。ない場合は雇用関係が確認できる書類(種類は指定しておりません)を提出ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-6	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」P9「評価対象業務従事予定者の経験」項目(力)に記載されている雇用証明書についてですが、雇用証明書は発行日について規定はござりますでしょうか? 現在公示中の案件への応募を検討しているのですが、外国拠点勤務のため雇用保険・健康保険が該当しないスタッフがおります。 そのため、雇用証明書を提出せさせていただきますが、当該説明に添付されるレター(弊社HRIにより作成されたもの)は、レターの記載内容に相違がない限り、數か月ほど前に作成されたものでも差し支えはないでしょうか?	現在雇用されていることが確認できれば発行日は問いません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-7	「業務等の從事経験」に關し、10年間のうちに産休育休以外にも、育児や介護など、家庭の事情等により出張できないなどの状況により、案件に从事できない期間があるケースが想見されます。 当該期間の従事条件や事情のない方には比べ少なくなるかと思いますが、こういった事情を評価において考慮いたしましたことを検討いただけますと幸いです。	従事経験ですが、国内での類似業務も評価の対象としています。また、休暇休業期間があればその点も考慮するようにしています。詳細はプロポーザル作成ガイドラインの11ページを参照ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-8	<2-07-10への更問> 「JICAコンサルタント等契約における2023年10月導入及び2024年7月導入策に係る質問-回答表」質問2-07-1「要員配置は、全體の体制で評価をさせています。各個人を評価するではなく、個々の履歴書は付けていただきたいものの、当該分野のこのような経歴を持った人員に対する理解を記載いただき、そのような記載を基に全體の体制で評価をさせていただきます。」は、ランプサム契約には該当しないという理解でよろしいでしょうか。 もしランプサム契約にも該当する場合、「当該分野のこのような経歴を持った人員」をどの項目でどうやって確認されるのか、教えてください。	ランプサム契約には該当しない、とのご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-1	①業務管理グループ制度の概要から、対象契約という記載がなくなり、企画説明書に明記されるという点も削除されたが、これはすべての案件において適用可能という理解でよろしいでしょうか。 ②一方、業務管理グループを組んだ場合でも、若手育成加点が適用となるかどうかは案件により(業務主任者の格付が1号目安など)、企画説明書に明記され、記載がなければ加点はなしという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。業務管理グループはすべての企画競争を対象としますが、加点がある場合とない場合があり、企画競争説明書にその点記載されます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-2	若手人材(35~45歳)とあるが、この期間に育休産休と取得していた場合、年齢は考慮してもらえるのでしょうか?	ご理解の通りです。業務管理グループはすべての契約を対象としますが、加点がある場合とない場合があり、企画競争説明書にその点記載されます。 (2024/12/18追記) FAQ2-08-13~14の通り、休暇取得の時期は特に限定せず35歳よりも前に取得された休暇も考慮しますので、追記、修正させていただきます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-3	2023年10月導入コンサルタント等契約開設制度の見直しに係る「説明会質問-回答一覧(9月、10月開催分)」No.91の質問回答ですが、若手人材(35~45)の期間に育休産休を1年取扱していた場合、若手(35~46)として年齢を考慮して、加算いただけるということでしょうか?	ご理解のとおりです。 (2024/12/18追記) FAQ2-08-13~14の通り、休暇取得の時期は特に限定せず35歳よりも前に取得された休暇も考慮しますので、追記、修正させていただきます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-4	「プロポーザル作成ガイドライン」P7④ダイバーシティへの配慮 旧制度では該当となる2名の格付は同じになります。すなわち経験年数が同等もしくはそれ以上となっておりました。新制度では経験年数での格付基準はありませんので、4級で想定した担当業務の場合に経験年数では4級を満たしていない者を担当することは問題ないでよろしくでしょうか。 他にターミナルマーク利用での注意点等ありましたご教示くださいますと幸いです。	ダイバーシティマークの考え方は今回の改定でなくなりました。新制度では、同じ担当分野を複数名で担当する場合の自由度を高めてありますので、業務の難易度に応じて適切な格付け・配置をご提案ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-5	<上記2-08-5回答への更問> ダイバーシティマークの分野でのみ、2名ではなく複数名で担当できるようになる、とのご説明を頂きました。これに問題ないでしょうか。 (1)この分野でもとのことですが業務主任・副業務主任以外でしょうか?(別添資料3 業務管理グループ制度と若手育成加点)副業務主任は1名、とはあります、あくまでご確認ですか。 (2)この分野を異なる格付の複数要員で担当することは可能でしょうか?	(1)についてはご理解の通りです。(2)については、業務の難易度に応じて格付を設定いただけます。そのうえで、業務分担・難易度に応じて異なる格付の複数要員で1つの分野を担当いただることは可能です。提案いただき簡潔に、それぞれ業務分担、具体的な内容がわかるように説明をお願いします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-6	<上記2-08-4回答への更問> 新制度では、同じ担当業務を複数名で担当する場合の自由度を高めております」とありますが、同じ担当分野に2名以上を配置する場合、2名以上が同時に現地業務を実施しても問題ないでしょうか?	問題ありません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-10	業務管理グリーン構成にかかる若手人材(35歳から45歳)について、若手の人材育成を目的としていると認識しておりますが、35歳未満若手人材10人に分担業務主任に任すことができる人材を配置する場合、若手育成加点の対象となりますでしょうか?案件次第となりますでしょうか?	ガイドラインに記載の通り、若手育成加点となる若手人材は、35歳から45歳としてありますので、ご質問の件に関しては、加点対象となりません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-11	総合評価添付方式の入札説明書(総合評価添付方式)では業務管理グリーン(副業務主任)は想定していません。記載があるが、業務を効率的に実施する上で業務管理グリーン(副業務主任)が必要だとコンサルタント側で判断した場合、業務管理グリーンを提案することも可能か?	複数名で構成する体制とするを提案することは構いません。ただし、評価については入札説明書に記載のとおりの探点となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-12	ダイバーシティマークの配慮についての質問です。質問番号2-08-8で同じ担当分野に2名以上を配置し、2名以上が同時に現地業務を実施しても問題ないとの事ですが、これは実費精算案件・ランプサム案件とともに適用されるのか、2023年10月以前の公示案例でも適用されるのかを教示ください。	ご理解のとおり、実費精算案件もランプサム案件も適用となり、2023年10月以前の公示案例にも適用されます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-13	プロポーザル作成要領(p.24)「若手育成加点」についてお問い合わせです。 1. 延長の対象となる長期労働割について 最近当社の前後で、育児休暇以外に不登社を目的として休職する社員が増えております。 これまで、プロポーザルの経験(過去10年の従事歴)については、ガイドラインに過去10年内に産前・産後休暇、育児休暇、及び介護休暇の取得期間が明記されている場合には、右欄に算入した期間を評価対象とするにあります。そのため、産前休暇であらざる不登社期間は右欄に申請してまいりました。この若手加点の延長措置については「産後休暇、育児休暇等期間に休職した場合(1ヶ月以上の連続休暇を想定)は、該当休暇名と休暇期間を「様式4-5(その1)」の「職場内欄」に記載ください。」とのことで、不登社中の休暇も含めてよいと考えますがよろしくでしょうか。 2. 対象期間の単位での延長の計算方法 ガイドラインに「若手人材としての対象期間を月単位で延長します。」とあります。「公示の年度の4月1日時点で35~45歳である」とありますので、46歳になる年の4月1日時点に対象期間を加えるということでしょうか?計算式をご教示ください。	1. 不治治療中の休職についても、含めていたいたいで結構です。 休職名については、休職の事由が判別可能な名称としてください。 2. 公示の年度の4月1日時点での年齢(〇歳から〇ヶ月)から、対象期間として延長された月数を減じた年齢が、35~45歳であれば若手加点の対象となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-14	プロポーザル作成ガイドラインに記載されております若手育成加点について確認させていただければと思い、ご連絡させていただいております。 ガイドラインの附注には、「(1)若手育成加点は、2年以内に既往の休職による休職回数を算入する。」とあります。 この問題については、「育児休暇等長期に休職した場合(1ヶ月以上の連続休暇を想定)は、該当休暇名と休暇期間を「様式4-5(その1)」の「職場内欄」に記載ください。」とのことで、不登社中の休暇も含めてよいと考えます。 1976年4月生まれ(現48歳)の者が、産休・育児休暇を併用して2年半(2015.10.1~2017.4.18(第1子)/2019.12.24~2020.12.20(第2子))ある場合、48歳-2年半(約30ヶ月)=45歳半 という理解で、今年度公示案件については、若手育成加点の対象ということになりますでしょうか?	現在、若手育成加点の基準は、公示年度の4月1日時点の年齢となります。ご照会のケースの場合、2024年4月1日時点の年齢は、47歳10ヶ月となり、ここから産休・育児休暇期間である2年6ヶ月を差し引くと、45歳4ヶ月となり、若手育成加点の対象となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-15	ダイバーシティ適用の格付がなくなりましたが、案件において2つ以上の複数の担当分野について2名以上で担当すること可能になっている、という理解で宜しいでしょうか。	FAQ2-08-5で回答の通りです。 なお、プロポーザル作成ガイドライン(p.7)④ダイバーシティマークの記述に記載のとおり、多様な人材の活用を促進するため、業務を複数名の従事者で実施するに応じて適切な格付け・配置を認めます。担当業務を複数名で対応する場合に、従事者の難易度に応じて格付けを設定いただいたうえで、業務分担・難易度に応じて異なる格付けの複数要員で1つの分野を担当いただくことは可能です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-16	若手育成加点について、確認させてください。 プロポーザル作成ガイドライン(24)(2)若手育成加点の要素では、若手人材は35~45歳であり、年齢は、公示が行われた年度の4月1日時点での年齢となります。記載があります。	ご理解のとおり、公示年度の4月1日時点の年齢で35~45歳の方を若手人材と判断します。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-17	2-08-6(1)に連携してお問い合わせです。 問合分野を複数名で担当可能との事ですが、業務主任または副業務主任が担当分野を「業務(副業務)主任／〇〇1」とし、他の団員が「〇〇2」とすることは可能でしょうか。	業務主任または副業務主任が担当分野を「業務(副業務)主任／〇〇1」とし、他の団員が「〇〇2」とすることは可能です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	09価格点算出方法	2-09-1	現在企画競争(QBS含む)においては上限額が掲載されておりますが、予定価格の80%額を価格点満点とするのは、QBS及び一般競争入札(総合評価添付方式)のみであり、これ以外の企画競争における価格点については、プロポーザル作成ガイドライン別添資料4が、価格点算出方法であり、80%が満点といつて設定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。企画競争(QBS)について価格点を加味する場合は別添資料4のとおり価格点を算出します。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	09価格点算出方法	2-09-2	<上記2-09-1回答への更問> 企画競争の通りですか。 企画競争(QBS)について価格点を加味する場合は別添資料4のとおり価格点を算出します。	ご理解の通りです。企画競争(QBS)の場合は、下限設定はありません。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	09価格点算出方法	2-09-3	プロボーザル評価の視点についてお尋ねします。 「コンサルタント等契約におけるプロボーザル成ガイドライン」では、「提出されたプロボーザルは、企画競争説明書に添付されるべき評価点表を示す」と記載されています。この評価点表の中には、契約交渉審査者決定の方法として、評価配点表以外の評価点について「価格点」が斟酌されることがあり、評価点が第1位と第2位以下の差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して決定されるものがあります。この場合、「少し」は評価点の差が何点以下(未満)の事ででしょうか。また、見積価格はどうよう加味されるのでしょうか。いかがなさいと評定された契約がいたないで、透明性のある評価方法でご検討頂く企画競争説明書で具体的に明示して頂ける幸いです。 なお、評価点の差が僅少で見積価格を加味して決定された事例があれば、貴機構のホームページで公表されている評価結果を参考したいので、案件名をご教示頂けると幸いです。	「プロボーザル作成ガイドライン別添資料4をご参照ください。」	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-1	9/29説明会スライ18.業務実施での提示の見直しに関し、変更後の提示内容に、①上限額(想定額)の提示、②業務量の目盛(総人月)、③渡航回数の目盛、④業務主任者(〇〇)(どちららの分野の提示は行わない)、と記載がありますが、④に関して、評価対象者(業務主任者・副主任)の何枚か含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 評価対象者についてはこちらでの想定格付けも提示致します。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-2	プロボーザルガイドラインの別添資料5「調達・派遣業務部が契約又は委嘱する案件の業務主任者及び業務従事者に適用する格付基準」の見直しについて、例えば、単独型②の2号の從事経験が1件でもあれば、業務主任者で2号に相当する(その点は然り)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-3	4号以上の「評価対象業務従事予定者」及び「評価対象外業務従事予定者」は、経歴書(様式4-5)に加え、格付認定申請書を提出し、JICAの認定を受ける必要がありますと思いますが、これらの書類は、 1)「評価対象業務従事予定者の場合は、プロボーザルに添付する 2)「評価対象外業務従事予定者」の場合、契約交渉時に提出する	説明会で説明しましたとおり、「4号以上の業務従事予定者については、契約交渉時、未確定従事者の確定、従事者交代/追加の際に、受注者(業務主任者)は業務従事者の格付認定シートとともに各業務従事者の経歴書を発注者(監督職員)に提出をお願いします。 なお、業務主任者及び副業務主任者を含めて格付認定は契約交渉時に行うことになりますので、ご留意ください。業務実施契約における契約管理ガイドラインの22ページも参照ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-4	プロボーザルで提案した業務従事者の格付について。 業務主任者(および副業務主任者)の格付は、プロボーザルにおいて「格付認定依頼」が行われているものと考えられる一方、その他の業務従事者は、「経歴書」「格付認定依頼書」(必要な場合は「給与水準確認書」)が必要となると思料されますが、これは正しいか?	説明会で説明しましたとおり、「4号以上の業務従事予定者については、契約交渉時、未確定従事者の確定、従事者交代/追加の際に、受注者(業務主任者)は業務従事者の格付認定シートとともに各業務従事者の経歴書を発注者(監督職員)に提出をお願いします。 なお、業務主任者及び副業務主任者を含めて格付認定は契約交渉時に行うことになりますので、ご留意ください。業務実施契約における契約管理ガイドラインの22ページも参照ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-5	<上記2-10-3、2-10-4の更問> 11月22日付質問、回答文のNo.2-40-2、41につき、質問致します。契約交渉の際に用意する経歴書と格付認定依頼書の必要な場合はさしと給与水準確認書は、業務主任・副業務主任以外のプロボーザルにおいては名前が＊＊＊＊となっている従事予定者に関するもの、ということでしょうか、それとも業務主任・副業務主任含む全員分でしょうか?	業務主任者、副業務主任者を含む、確定している業務従事者全員分をご提出いただくようお願いします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-1	9/29説明会スライ19これまでの語学能力、もしくは留学経験に加えて、評価対象語学での業務経験が3件以上ある場合は60点とする」という記載の、「60点とする」の意味は60点以上という理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-2	9/29説明会スライ19に問い合わせた際、語学評価は評価対象語学での業務経験が3件あるいは該学語の60%と理解しました。3件については英語など特に別出しで指定することはなく、3章の業務従事経験から読み取っていただけるということでよろしいでしょうか。	プロボーザル作成ガイドラインについて、評価対象業務従事予定者経歴書の改定も行っております。この様式の外国語の欄に業務経験をご記載いただき、それを確認させていただきます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-3	語学能力の評価基準について、外国語の資格を申告できる場合においても、「●○語での業務実績が3件以上」と記載が必要ですか?またその場合、申請点数の評価に加えて、プラスの評価になるでしょうか?	語学資格をお持ちの場合はその資格の申告で結構ですが、業務経験についても記載いただけで問題ありません。両方の記載があった場合、高い方が評価点で評価いたします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-4	今まで英語の資格は10年以上経過した場合は評価の対象外でしたが、今後は語学資格・評価対象語学での業務経験は10年以上経過した場合も評価の対象になるでしょうか。	語学資格について経年による減点はございません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-5	語学取得後の経年による減点はありますでしょうか?それとも一度取得した得点は永続的に評価となりますでしょうか。	語学資格について経年による減点はございません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-6	評価対象言語での業務経験3件とありますが、案件の評価対象言語とは、その案件の企画説明書に記載のあります評価言語を指すのでしょうか?例えは、「仏語の国でも、評価は英語であった場合に、通訳を介さずに仏語で業務を行った場合も業務経験としてみられてるのでしょうか?	仏語圏の案件で評価の語学は英語でも、実際に仏語で業務を行っていれば、仏語の業務経験として認められます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-7	様式4-5(その1)の外国語の欄について、評価対象語学での業務経験が3件以上あり、と記載するのか、それとも3件の具体的な条件等を記載するのでしょうか?	「●○語での業務実績が3件以上あり」と記載いただくことで結構です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-8	<上記2-11-2、2-11-7回答の更問> 評価対象語学での業務経験につきまして、12月6日付回答文2-14では「評価対象業務従事予定者経歴書の外国語の欄に業務実績記載すること」などありますか、同日回答文2-19では「●○語での業務実績が3件以上あります」と記載されることはよりなっていますが、どちらが正しいのかご教示ください。	評価対象業務従事予定者経歴書の外国語の欄に業務経験を記載いただき、ただし、記載内容については具体的な業務の詳細の記載は不要ですので、該当する場合は「●○語での業務実績が3件以上あります」との記載で結構ですとの意図です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-9	「業務実績(通訳なし)での業務実績が3件以上ある場合に記載する点数で60%以上の得点となるとのことですですが、本当に通訳なしでの業務だったか、何で業務しているのか、といふことは全く調べないと聞いています。当該言語を得意とする場合に記載するの件に迷いましたが、実際は英語で仕事をしていたとしても、從事案件名を、記載することで語学の得点となるようなルールであり、非常に複雑なルールなのではないでしょうか?また、現行の複数言語での業務実績が3件以上ある場合に記載する点数となるとのことですですが、業務実績(通訳なし)での業務実績が3件以上ある場合に記載する点数となるとのことです。」	ご意見ありがとうございます。語学評価ですが、語学資格をお持ちはその資格の申告で結構ですが、これで資格がないと留学経験のある方について評価しているものと同様に、業務経験についても語学評価対象として拡大することであり応募がやすくなると考え変更をめどして、ご理解いただけますと幸いです。 なお、もしも、実際は通訳を介したものにも関わらず通訳なしでの業務実績と記載するなど、事実とは異なる記載をしていてそれが発覚した場合、措置の対象になりますし、語学力不足で業務に支障があった場合は実績画面にそれが反映されますので、制度の悪意の懸念は少ないと思おもいたします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-10	語学資格の10年の履歴が無くなつたとのことですですが、実際の評価をされる際に、資格試験点が同じ場合、新しい試験日のほうが評価が高いとの理解でよろしいでしょうか?	今後は資格のみの確認となり、資格取得日による評価の差異はございません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-11	CASECやTOEIC IPテストのスコアも評価対象となるか?	どちらも評価対象とします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-12	<上記2-11-2、2-11-11回答の更問> TOEIC IPテストのスコアも評価対象となることが記載されていますが、間違いないでしょうか?以前にIPテストは不可→コラボ→お問い合わせ時に可→公開テスト受験が広く可能になったため不可と変遷をたどったので、再度確認いたくろくお問い合わせします。	間違いございません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-17	最新の【プロボーザル作成ガイドライン(2024年4月)】には、直前2023年10月版のガイドラインにて記載されていました。外国人材が、日本語検定資格を取得している等、日本語能力が認められる場合は5~15%点を貰う点(PIPD上の方針2P)の記載が削除されているかと思いますが、外籍人材については前回同様、上級の日本語検定資格を有している場合は日本語力の点数が認められるという理解で宜しかったでしょうか。	いいえ、外籍人材を活用する際の日本語能力の加点は廃止しています。変更内容一覧の2ページ目(コンサルタント等契約プロボーザル作成ガイドライン本文2ページ目)に記載の通り、以下の修正をしています。 また、本質問、回答文の2-11-16にも点を追記して形で回答を追記・修正していますので、こちらもご確認ください。その背景としては、受注者が雇用され外籍人材の活用を促進するため、これまで日本人並みの日本語力を求める記載をしていましたが、現実的ではありません。語学力不足で業務に支障があった場合は実績画面にそれが反映されますので、制度の悪意の懸念は少ないと思おもいたします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-18	<上記2-11-15回答への更問> 語学能力の上限が80%であると回答がありましたが、Sランクに該当する点数を取得していれば、自動的に上限の80%評価いただけとの理解でよろしいでしょうか? 例えば、Sランクの最低点TOEIC 860点でも80%の評価、またそれ以上の点数TOEIC 900点や920点であっても一律80%の評価となるということでしょうか?	Sランクに該当する点数を取得されている場合には、一律(920点であっても)80%と評価致します。 なお、回答文の「上記80%にB言語の評価分を加算して評価致します。」については、AA語の評価に、BB語の評価のSの場合には15%、Aの場合には10%、Bの場合には5%、Cの場合には2%を加算します。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-19	「コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドラインP10、P20、及びP27において「通訳なしでの業務経験が、3年以上ある場合との要件がありますが、Sランクに該当する点数を取得していれば、自動的に上限の80%評価いただけとの理解でよろしいでしょうか? 例えば、米国大学院を修了し、かつTOEICやTOEFLのスコアを表示し、そのスコアがP27に掲載の「プロボーザル評価」における語学能力の評価基準の基準の要件を満たしていた場合においても、「3件以上の通訳なし業務経験あり」との記載は必要でしょうか? また、「プロボーザル評価における語学能力の評価基準」において、S評価を満たす認定資格(スコア)を所有している場合、その申告のみでS評価となるのでしょうか?また、その場合どのように計算されるのでしょうか?	S評価を満たす認定資格を所有している場合は、そちらを記載いただければS評価となります。 「認定資格の記載がない」というのは、「認定資格・認定機関」の記載(例:TOEIC950点等)がない場合との理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-20	企画競争説明書第3章「プロボーザル成吉思汗による係留事項」(1)業務従事者の経験、能力 (2)業務経験分野等、②語学能力についてです。語学能力については、「およびまたは」「望ましい」と条件によって記載内容が異なります。「望ましい」については以前に回答いたしました「およびについては、例えば仏語および英語」と記載がある場合は、何言語かがどのような比で評価されてしまうのでしょうか。また、その場合どのように計算されるのでしょうか? 「英語または仏語」の場合、はどのように評価されてしまうのでしょうか?	「及び」の場合は案件ごとに重みづけを決めてそれに基づき加重平均を行って評価を行います。「または」の場合は高い方の配点を語学評価とします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-21	語学能力の評価基準につきまして、語学資格について経年による減点はないということですが、「ビジネス英検(廃止)※日本英語検定協会」は依然として評価対象外でよろしいですか? 経年が理由で廃止されたのでしたら、評価対象として再考のお願いいたします。	プロボーザル作成ガイドラインP.27の表に記載のとおり、「ビジネス英検」は評価対象としています。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロボーザルの体裁等	2-12-1	第一章の類似業務で記載する契約金額は、JVで実施した業務の場合、JV総額か、またはJV内の各社配分額か教えてください。	契約金額の総額を記載ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロボーザルの体裁等	2-12-2	プロボーザル体裁ガイドラインP.29「業務実施契約及び業務実施契約(単独型)におけるプロボーザルに記載する事項の充量」について、2.業務の実施方針等のうち、「(2)要員計画」、作業計画等のページ数の上限は17ページとなっております。上限数の内に、様式4-1、様式4-2、様式4-3、様式4-4も含まれますでしょうか。様式4-2、様式4-3、様式4-4も付帯資料に対することは前記でよろしく、契約期間を長くするほど、作業計画表や要員計画表は文書の中に組み込むのが難しく、付帯資料とした方が読みやすくなると考えております。	様式4-2、様式4-3、様式4-4も含まれます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロボーザルの体裁等	2-12-4	様式4-2が特に規定されている「バックアップ体制割り付け」のページ上限でしょうか。 バックアップ体制割り付けは、通常様式4-1の20%ある資源で、本邦や現地でのバックアップ体制や、安全管理制度、成果品の管理体制などについて、応じる共通企業体全てのどのような体制かを記述資料を指し、一般競争入札にかかる。これらのページ上限は何ページでしょうか?	バックアップ体制は所定の様式ではなく、5ページ以内で、(様式4-1 その3)1ページと合わせて計6ページが上限となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロボーザルの体裁等	2-12-5	プロボーザル作成ガイドライン別添資料7「プロボーザルに記載する形式」の文字数カウントについて 「プロボーザルは、A4版(縦横)の場合は、1行の文字数が5行及び1ページの行数を35行、を上限とします」に間に、様式外の部分が「35行」とあります。個々の行の文字数が前後しても問題ないでしょうか?設定期間も影響しては又は数が46、47になることがあるので、リストのアイデアトピックを35行+45字であれば、35行+45字設定期間も影響しては又は数が46、47になります。	ご理解のとおり設定したとおりの文字数ならない状況があることを認識しています。そこで、コンサルタント契約におけるプロボーザル作成ガイドラインの脚注に「文字数の超過の和が、3行(135文字)以下の場合には超過とはみません。(専用者のソフト等の設定と、JCIA側が評価時に文字数、行数を自確認する際の誤差の和である可能性があるため。)」と記載し、問題としないことを明確化しています。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロボーザルの体裁等	2-12-6	様式4-1(その2)、4-5(その3)は文字数カウントの対象と理解しているが、その場合も様式以外の部分(枠の中)はワードの設置が35行+45字であれば、個々の行の文字数が前後しても問題ないでしょうか?(設定しても文字数が46、47になります)	はい。問題ありません。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-7	「(2)英語表記や数字表記等において半角文字を使用し、もしくは、1行に句読点を複数使用し、そのことを主たる要因として該定(複数も可)の1行の文字数が45字を超える場合、文字数が超過したとは判断しません。」1行の文字数を数える場合には、原則として全角の文字のみで構成されている行(カウントします)についての質問です。 こちらの説明によれば、上記(2)とともに、35行×45字の「設定だけでは問題がある場合、45字であるべきなのではなく、日本語のみで構成された行(英数字が混在する行で文字数制限の対象外)という理解で間違いでしまうか。尚、英語に加え、「句読点も文字数の対象外のことですが、日本語のみで構成された行で、句読点が全く存在しない」というのは、ほとんど存在しないため、上記の通りワードの「ハイアート・ページ設定で35行・45字設定であれば、それ以上、文字数をカウントし確認する必要はない」という統一見解を示して頂けると、明快であり嬉しいと考えますかいかがでしょうか。	現状、「文字数の超過の和が、3行(135文字)以下の場合は超過とはみなしません。(応募者側のソフト等の設定とJICA側が評価時に文字数、行数を目で確認する際の誤差の和である可能性があるため。)」としており、今後もその対応をすることを考えています。 なお、ご提案いただいた「35行・45字設定」について、そのように設定いただいた場合でも、MicrosoftWordの余白の設定によっては35行・45字を超える場合があり、かつ、そのように設定したしていることを提出いただいたPDFの文書では確認できませんのでご提案については、受け入れ困難です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-8	本文中の図表内は文字数カウントの対象外という理解で間違ないでしょうか(文字数カウントは本文のみ)。	はい、コサインターン等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン31ページに「表、図、グラフ、写真、フローチャート等が挿入された場合、当該部分については、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。」と記載しており、ご理解のとおりです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-10	プロポーザル様式4-1その2、並びに様式4-5その3において、案件名が長く(複数国案件)、契約期間が複数年についた場合、その部分で設定行数を消化してしまうため、内容部分のみ文字数、行数制限としていただきたいです。	ご意見として承りました。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-13	<上記2-12-12回答への更問> 基本的に②「従事月数ではなく、従事期間数を記載」とのことですが、 「複数の渡航がある場合、渡航単位で記載いただけども、まとめていただいても構いません」という意味は、複数の渡航がある場合は「従事月数(うち)」でもよい、ということでしょうか?	一例として、2024年2月1日から1か月、2024年6月1日から1か月、2024年9月1日から1か月従事した場合、 (1)2024年2月から1か月、2024年6月から1か月、2024年9月から1か月とするか、 (2)2024年2月から2024年9月末(うち、渡航3回、計3人月)と記載するかいずれでも構いません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-14	<上記2-12-2、2-12-13回答への更問> 上記2-12-12より、ご回答いただきました。 基本は②(2)のことは プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終わった月の合計月数を記載する。 例えば契約期間が2022.4～2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、国内業務は2022.4～2023.2まで、現地業務は2022.5～2023.1までだった場合は、「従事期間」は「2022年4月から11ヶ月」、「現地業務参加期間」は「2022年5月から9.0ヶ月」とする。 という回答だと理解しています。	いずれもご理解のとおりです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-15	プロポーザル作成ガイドラインの別添資料7と8において、業務実施契約で行数、1行の文字数のカウント対象外となるのは、様式4-1(その1)、様式4-2及び様式4-3及び様式4-5(その1)(その2)で、対象となるのは、様式4-1(その2)、様式4-5(その3)と記載されています。そのどちらにも含まれていない様式4-4はどちらになりますでしょうか。	様式4-4については、(様式に沿って1ページに記載されることではなく)様式が文章の一部として記載されることが多いことから、様式としての行数、文字数のカウント対象内・外としての整理は行っていませんでした。 様式4-4については、他の图表と同様に、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-17	<上記2-12-2、2-12-13、2-12-14への更問> 「従事期間(年月からカ月)」について、基本的に複数の開始月～終了月の期間を記載すること理解いたしました。 念のため、「従事期間(年月からカ月)」のうち稼働期間に空白期間がある場合についてお伺いさせていただきます。 例えば、契約期間が2022.4～2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、以下のような稼働をした場合、 国内業務:2022.5.1～2022.5.5(5日、0.25M/M) 現地業務:2022.6.1～2022.6.30(30日、1M/M) 国内業務:2023.2.1～2023.2.5(5日、0.25M/M)	現地業務以外の「準備・整理業務」についても2-12-13の回答に従って記載ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-18	「従事期間(年月からカ月)」は7月から1月は稼働がないものの、①「2022年5月から10ヶ月」としてよろしいでしょうか。または、②「2022年5月から10ヶ月(うち計1.5ヶ月)」と国内業務のM/Mを含めた稼働ヶ月がわかる形で書くべきでしょうか。 仮に①の書き方で問題ない場合、実際の稼働期間及び国内業務のM/Mは様式4-5(その1)「従事期間(年月からカ月)から引き落とされません。 従事期間(年月からカ月)については、書き方により期間に大きな差が発生するよう見受けますが、プロポーザルの評価に「従事期間(年月からカ月)」は影響しないということになりますでしょうか。 また、上述の通りの場合、国内業務のM/Mが「従事期間(年月からカ月)」から読み取れませんが、国内主体業務における国内業務(M/M)はどのように評価されるのでしょうか。または国内M/Mの多寡は、評価に影響ないということになりますでしょうか。	・改訂前のガイドラインでも「その他」として、現行ガイドラインに記載のとおり業務遂行上で必要な便宜供与が含まれていたようでした。他方、「その他」と記載していることで、便宜供与以外の内容を記載する事態がありましたので、タイトルに「便宜供与」を追加することにて、ページ上段数を設けてございました。 ・記載いただくこととしましては、企画競争説明書等で記載している便宜供与以外で、業務実施上必要と考えられる便宜供与があれば記載いただけますようお願いします(契約交渉等で改めて対応の可否を含めてご相談させていただきます)。 ・ページ数については上限ですので、必要な内容を記載いただければ結構です(結果、1ページに満たなければその分量にて提出いただくことで結構です)	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-20	<上記2-12-19への更問> 様式4-1(その1)における業務従事者数につき、「契約開始から終了までにプロジェクトに参加した業務従事者全員(その人数)を記載ください」とのことですが、1人の業務従事者が2つのポジションを兼務する場合は、1名とカウントするのでしょうか、それとも2名とカウントするのでしょうか。	1名のカウントとしてください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-21	様式7(資本的関係又は人的関係に関する申告書)について、プロポーザルでの部分に貼付すればよいでしょうか。 ワークライバランスの書類の後でよいでしょうか。	様式の番号順でご提出ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-22	プロポーザルに添付する「資本的関係又は人的関係に関する申告書」(様式7)について、 一般財團法人・一般社団法人の理事に非常勤の理事が含まれるかどうかお教え下さいますでしょうか。	はい。非常勤の理事も含みます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-23	<上記2-12-21への更問> 「機会主義関係又は個人的関係」のプロポーザルの入れる場所につきまして、「様式の番号順でご提出ください」とご回答いただきました。	ご記載のとおりで構いません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-25	10月の改訂で、2章の「作業計畫」欄のページ数・上限が細かく設定されています。作業計畫はA4サイズ1ページでは細かくないですか? つまり、A3に拡大するよりも多くの1枚用紙2ページにしていただきます。そもそも、作業計畫の欄は、1章の前へ入れています様式5 日本人認証書の次の理解でよろしいでしょうか。様式番号順となりますが、様式4-5は4章に含まれますため、プロポーザル本文の最後となります。番号順の解釈につきまして、ご教示いただけますと幸いです。	今回のページ数の上限設定は、各項目に適応した提案を頂きたいという趣旨で今般改定したものです。 当面は現行のページ設定で進めたく、ご理解頂けますようお願いいたします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-26	①プロポーザル作成ガイドラインp.13の脚注2に「3行(135文字)以下の場合は超過とはみなしません。」とあります。これは1頁あたりの文字数の超過についてでどうですか、あるいは、プロポーザル全体についてでどうですか。 ②プロポーザル作成ガイドラインp.30_2.留意事項(1)にて「上限のカウントの対象は、本文及び脚注とします。表、図、グラフ、写真、フローチャート等が挿入された場合、当該部分については、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。」とありますか、表や図等が挿入された場合、その行は文字数・行数のカウント対象外とします。ただし、ワープロ等の書類の場合は、1行にわたりて、行の3分の1が占めている場合、その5行は行数のカウント対象外で構いません。	①脚注で「文字数の超過の和が3行以下の場合」と記載しているとおり、プロポーザル全体についてとなります。 ②行の途中から表や図を挿入された場合には、文字数・行数の対象内です。(文字数・行数をカウントします)	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-27	プロポーザル作成ガイドラインのP.4には 「他の文献の内容を利用した場合には、その出典・引用元を明らかにし別紙にとりまとめください」とあります。 「出典・引用元を記載した別紙については、記載分量のカウントの対象外とします」 他方、P.30には、「(字数・行数)の上限のカウントの対象は、本文及び脚注とします」と書かれています。 つまり、前者の「出典・引用元は別紙にまとめ、字数・行数のカウント対象外、 後者の「脚注は字数・行数のカウント対象となる」とことですか? 「出典・引用元」と「脚注」の違いは何でしょうか? 後者の「脚注」には、どのようなことを書くことが想定されているでしょうか。	脚注は、本文を補強するために説明しておく必要があると思われる場合や用語解説や補足説明等に利用されることを想定しています。他の文献の内容を利用した場合には、プロポーザル作成ガイドラインP.4の記載内容に沿ってご対応ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-28	プロポーザルの1ページあたりの行数の上限は35行ですが、図表のタイトル(例:「図2-1:業務のフローチャート」)は行数カウントに含まれるでしょうか。	「プロポーザル作成ガイドライン」別添資料7_2.留意事項に記載のとおり、上限カウントの対象は本文及び脚注です。図表のタイトルは図表の一部と見做し、カウント対象外とします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	13 証明書の添付	2-13-1	認定や資格の証明書コピーについて。コピーの添付が必要なものを改めてリストアップしていただきたい。 (ISO9000のリーズ認定等、ワークライバランスに関するもの1点、外国籍人材の日本語資格が必要との理解でよいか?)	第1章 法人としての経験、能力に開示する認定書等は写しの添付をお願いします。 第3章の評議対象業務従事者の評議に関する語学の認定書や色認格等の認定書等は不要です。 ワークライバランスについては、別添資料13に記載の通り「WLB 開達の評議基準について条件を満たしている場合、一律1点を枠内にて評議します。」	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-2	業務従事者の資格等の申し込み添付は語学以外も不要という点について、最も高い加点となる認定証のみ添付があるか、資料内の表に記された認定の中での点数に違いがあるのか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-3	単独型でも、証明書等の添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-8	コンサルタント等契約書式公示(業務実施契約(単独型))の応募について、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」によりますと、P.39の「別添資料11」の中に以下の記載がございます。 ①業務従事者にかかる制限等 ②業務期間重複案件の同一業務従事者による複数応募の特例 ③簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。	この度、昨日公示になった、2つに弊社では同一業務従事者が応募を検討しています。両案件とも、同日がプロポーザルの提出期限です。 他方、現地業務期間に重複はありません。 ■国際業務、AB調達前後の整理業務(5日間)とB国渡航前の準備業務(5日間)が6月上旬~7月上旬で実施することになりましたため、時期が重なるものの、この2件以外の既往案件もいため、両案件5日間づつ、計10日間の業務をその時期に実施することができる、調整可能な範囲と考えております。 上記2件に関して、「業務期間重複案件ではない」と考えて、2つとも応募可能でしょうか? それとも、国内業務期間が多少重なるため(調整は可能で計10日の確保はできますが)、両方への応募は不可でしょうか?	プロポーザルガイドラインP40の次の記載とおりです。 「②簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。」
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-9	様式6:競争参加資格審査申請書の取り扱いについてです。 業務単独型にかかる簡易プロポーザルの提出に際しては、本様式の提出は不要でしょうか。 新しいガイドラインでは、様式7が必要になったことは存じ上げております。	様式6は個人コンサルタントの場合は必要です。 「対象外」とはプロポーザルの分量(ページ数)のカウント対象外の意味です。 なお、様式7は個人の場合は不要です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-10	P29の別添資料8「業務実施契約及び業務実施契約(単独型)におけるプロポーザルに記載する事項と分量」の〇業務実施契約について質問です。 以前のガイドライン(2023年10月)には、「①コンサルタント等の法人としての経験、能力」には、「③その他参考となる情報」がありましたが、今は作成不適となった理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-11	様式2-3「業務期間が重複して応募する案件について」は、簡易プロポーザル案件に複数件応募する場合に必要となるものでしょうか? 簡易プロポーザルではなく、かつ、複数の案件に応募しいすれば契約交渉順位が1位となった場合、いずれかを辞退するのではなくすべて実施する場合には不要でしょうか?	ご理解のとおりです。単独型ではない業務実施契約の複数応募に対しては提出不要です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-12	単独型業務にプロポーザルを提出予定ですが、ガイドライン改訂に伴う書き方にについて2件お尋ねします。 ①様式4-5における外國語の書き方についてですが、例えば、以下のように入力すればよいのでしょうか? 外國語 取得資格(取得年月)自己申告(ネイティブのみ)評価対象言語(西語)この3件以上の業務経験 英語 TOEFL 960点(2014年7月)、級、評価対象言語(英語)での3件以上の業務経験あり スペイン語 DELE B2(2008年11月)、評価対象言語(西語)この3件以上の業務経験あり ②業務従事者の経験 P11には、「プロポーザル提出日から過去10年以内に終了した案件で、10件とあります。 他方単独型の説明P22には、「最近 10 年間の業務経験」(ブライアリティ)をおいて評価する」とあります。 単独型の場合には10年を超えて記載することができる、「特記すべき類似業務の経験(類似業務経験を含む。)」は10年を超えたリストの中から選択して記載してもよろしいのでしょうか? また、10年を超えた案件の評価は10年未満よりも下がるということでしょうか?	1)ご記載のとおりで問題ありません。 2)単独型も業務実施と同様に10件を上限としています。『最近 10 年間の業務経験にプライオリティをおいて評価する』の記載はわかりづらい表現になっていますので、ガイドラインの次回改定時に修正します。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-13	単独型案件において、技術評価の最高点を得た応募者が複数いた場合(同点であった場合)、価格点をつける場合があるそろそろですが、どのように価格点は決まるのでしょうか? また、単独型案件の価格評価について公示資料やガイドラインでの記載が見つけられなかったのですが、どこに記載はありますでしょうか?	単独型においてご照会のケースが生じた場合は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添4 価格点の算出方法(QBS)に準じて価格点を加点します。次回改定時に単独型も適用となる旨記述するようにいたします。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-1	全省府統一入札資格についてご確認いたく、ご連絡いたしました。 弊社のパートナー企業でもあり、貴機関のコンサルティング業務に応札を考えている会社(以下、A社とする)が2024年4月1日よりB社との経営統合し、新会社を設立されそうです。 ただし、社名は新会社のまま継続する予定。(A社とB社とも全省府統一入札資格を有しています) 同月に法人登記が完了したのち、全省府統一入札資格の申請(早くても月中旬以降に申請)を行う予定なのですが、認定が5月GW明けになる可能性が高いです。 つまり、4月末に弊社がA社と共同企業体を組んで応札する場合は、 新会社(A社)の全省府統一入札資格の認定が間に合いません。	応募可能です。応募書類は新会社での資格を申請中である旨を付し、新会社の情報(商号・住所・法人番号・代表者等)を記載いただき、認証書類として新会社の登記簿(写)を提出ください。契約締結までに新規格書をご提出ください。 なお、A社とJICAにて実施中の契約がある場合は、団体情報の更新手続きも必要ですので、以下をご参照し、手続きをお願いします。 https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-2	説明会が行われました、「資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」について質問させてください。 説明会では、様式7に記入する際は、JICAコンサルタント事業に実際に応募しなくても、参加資格がある場合はすべて対象とする、との説明があつたと思います。法人の場合はそれで問題ないのですが、個人の参加資格は、プロポーザル作成ガイドラインの③に、①日本国民に居住していること、②税金の未納がないこと、③所属先がある場合は、所属先の同意を得ていること、④日本国籍の藉有をすること、と定められていて、これでは役員のほとんどが対象となります。	1.個人の参加資格とは、プロポーザル作成ガイドラインP36に記載の通り、「法人格を持たない個人の資格で競争に参加する方」を指しますので法人格をお持ちである役員は該当いたしません。 2.①の「応募資格のある役員個人をすべて記載する」となりますが、ここでいう「役員」は様式7のア~オに該当する「役員等」となり、他の社の役員等を兼任しているもしくは個人事業主である場合に該当する方となります。 また、個人事業主については、ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-3	また、様式7の記載、記入上の注意事項には、人の関係に関しては、「オ~方が個人事業者である場合は、その個人事業主」と、記されています。 様式7の「2 該当項目」に掲げる人の関係のある他の競争参加資格者に、記載すべき対象 ①ガイドラインに記載する資格のある役員個人をすべて記載する ②役員のうち、個人事業主のみを記載する のどちらになるのでしょうか? また、②の場合、個人事業主の定義は何でしょうか。税務署に開業届を出している者、ということでおよろしいでしょうか?	1.法人の役員は法人の役員として参加することも、「個人の資格で競争に参加する」ことも制度上可能です。 法人に役員として参加された場合は法人として、個人の資格で競争に参加された場合は個人として、競争参加資格を確認させていただきます。 いずれの場合におきましても、役員となっている法人との同一案件への応募は制限されます。 ②プロポーザル作成ガイドラインでは、個人の場合は、個人事業主であるか否かは個人の資格に含まれませんので、制限されず競争参加することが可能です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-4	<上記2-15-2への更問> ①の回答をいたしましたが、法人の役員であっても「個人の資格で競争に参加する」可能性があるので、役員のほとんどが対象にならざるといえます。いたいたいた回答によりますと、法人の役員は「個人の資格で競争に参加する」ことはないでないといふことになります。 ②様式7の「2 該当項目」に掲げる人の関係のある他の競争参加資格者に、記載すべき対象 の回答につきましても、税務署に開業届を出していくても、税務の問題は別にして、個人の資格で競争に参加するこれは何と考へてみました。(プロポーザル作成ガイドラインP37)にはそのような記載はありません。また小規模な副業や単純な事業では開業届を出すずに、確定申告だけ済ませるケースはあると思います。	①法人の役員は法人の役員として参加することも、「個人の資格で競争に参加する」ことも制度上可能です。 法人に役員として参加された場合は法人として、個人の資格で競争に参加された場合は個人として、競争参加資格を確認させていただきます。 いずれの場合におきましても、役員となっている法人との同一案件への応募は制限されます。 ②プロポーザル作成ガイドラインでは、個人の場合は、個人事業主であるか否かは個人の資格に含まれませんので、制限されず競争参加することが可能です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-5	今般導入される「コンサルタント等契約における資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」についてお伺いいたします。 補強団員については様式7内に記載するのでしょうか。 様式内に、 ・参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成 ・個人コンサルタントとして参加する場合は、本申請書の提出は不要」とありますしたが補強について明記ありがとうございます。	補強団員については、提案の段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-6	<上記2-15-1への更問> 以前、技術提案書提出時に「全省府統一入札資格(番号)」が間に合わない場合は、【補強確認】として新会社の登記簿(写)を提出ください」とご返信を頂きました。 登記簿にても、間に合わない可能性が高いため、技術提案書提出日の翌週には入手・貴機構に送付できる場合においては、技術提案書提出時に「全省府統一入札資格番号の更新申請手続」中、「X月X日には貴機構に送付予定」と記載し、応札するということでも問題ないでしょうか。	ご記載の通り構いません。 取り付け次第提出をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-7	コンサルタント等契約における「資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」についてお尋ねします。 制限導入は、ガイドラインに記載のある会社法で規定する株式会社が生てる対象であり、一般財团法人は制限導入の対象外との理解でよろしいでしょうか。一般財团法人が制限導入の対象外である場合、プロポーザルの提出時に様式7で定める申告書の提出は不要でしょうか。	本制度は会社法で規定する親会社・子会社としますが、一般財团法人についても、親会社・子会社と同様な人的関係があり得るため、本制度の対象となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-8	<上記2-15-6への更問> 「一般財團法人についても、親会社・子会社と同様な人的関係があり得る」とのことですが、どのような場合にありますか? 会社等の役員又は管財人と規定されており、「会社等」「役員」「管財人」の定義が明記されています。様式7の引継のⅢの3では、「役員等」の定義が記載されています。 そのため、一般財團法人の役員等はこれらの対象にならないと考えますが、ガイドラインのどのように解釈すればよいかご教示ください。	一般財團法人の場合は、プロポーザル作成ガイドライン別添資料12.(1.(2).3)c)に該当します。 c)その他競争の適正が阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の競争に参加している場合、その上記a)又はb)と同規制する資本関係又は人的関係があると認められる場合。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-9	各案件毎の入札指示書では、5.競争参加資格(3)共同企業体の結成の可否について、「なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2種類の資格要件に規定する競争参加資格要件を認めません」とあり、実際に共同企業体構成員として、日本登記法人でない海外の会社が応札することも可能と存じております。 したがって、様式7に記載する他の競争参加資格者は、種類の資格要件①②を満たさない、海外の会社についても対象という理解でよろしいでしょうか。 また、様式7は構成員ごとに作成・提出とのことですが、上記入札指示書の記載と矛盾するのではないかでしょうか。	はい、海外の会社についても、様式7に記載する他の競争参加資格者の対象となります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-10	<上記2-15-4への更問> 【補強団員については、提案の段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。】とありますが、提案段階で確認ができないのは競業実施プロポーザルの場合かと思います。一方、単独型プロポーザルで個人コンサルタントを補強として配置することは認められていますが、この場合、補強であることを確認ができます。	1. 必要です。 2. 無効です。 3. 不要です。 4. 上記3が不要なので無効になります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-12	単独型で補強を配置する場合 1. 配置をする法人として、様式7は添付が必要でしょうか。 2. 必要だった場合で添付していないから簡易プロポーザルが無効となる理解でよろしいでしょうか。 3. 配置される個人コンサルタントは、競業参加資格審査申請書の提出は必要でしょうか。 4. 申請書により資格有無を確認していなかった場合、簡易プロポーザルが無効となる理解でよろしいでしょうか。	はい、令和7・8・9年度の資格については2025年度第1四半期を経過措置期間として設ける予定です。ただし、随時審査は取得時期が読みないことがあるので、定期審査での資格取得を推奨します。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-13	プロポーザル作成ガイドライン様式7「資本的関係又は人の関係に関する申告書」について、弊社では親会社・子会社の会社が複数あるものの、そちらは競業参加資格を有していない様式7の提出は必須となっていますが、提出の際には「親会社・子会社関係にある会社の人の関係」を記載して提出をすればよろしいでしょうか。	はい。ご提示いただいた通りに記載いただくことで構いません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-14	「様式7資本的関係又は人の関係に関する申告書」につきお問い合わせ下さい。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン別添11」「別添資料12」とは、「一般財団法人、一般社団法人及び組合もその「人の関係」について様式7の提出が必須となっていることから、様式7の提出時は「親会社・子会社関係にある会社の人の関係」の競業参加資格を有していない旨を記載して提出をすればよろしいでしょうか。	いいえ、公益財団法人、公益社団法人を含め、法人の形態として公益法人該当する法人は、様式7を記入し、提出してください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-15	<上記2-15-2への更問> 説明会では、様式7に記載する対象は、JICAコンサルタント事業に実際に応募しなくても、参加資格がある場合はすべて対象とするとの説明があったとのことです。	ご照会の件について、個々のJICA案件への競争参加意思を都度確認する必要はありませんが、同一案件に人の関係のある社と貴社がプロポーザル等を提出された場合は両者失格となりますので、ご注意ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-17	コンサルタント等契約における「資本的関係又は人の関係における競業参加資格の制限導入」に関して、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン別添12(1)、(2)」①の「v.その他の業務を遂行する者であつて、からいまで掲げる者たる者に準する者は何が含まれるでしょうか？」一般財団法人及び一般社団法人の他に、「人の関係」として申告が必要な団体をご教示ください。	想定している団体は、法人の形態として公益法人に分類される団体です。(例:公益財団法人、公益社団法人、NPO法人、宗教法人、学校法人)	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-18	<上記2-15-14への更問> 一般財団法人、公益社団法人を含め、法人の形態として公益法人に該当する法人は、様式7を記入し、提出してください。このことに対する社員が公益法人等、法人を有する団体の理事を兼任する場合は、一般財団法人及び一般社団法人以外の団体であって「人の関係」を有するとして申告が必要な団体をご教示ください。	はい。申請書へ記載してください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-19	様式7「資本的関係又は人の関係に関する申告書」についてお伺いいたします。 様式7においては、①該当項目a)に掲げる資本的関係のあらゆる他の競業参加資格者、②該当項目b)に掲げる人の関係のあらゆる他の競業参加資格者、についてそれぞれリストアップすることが求められていますが、ここに記載する的是下記①(該当項目a)、b)の関係にあるすべての者(企業)の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている消極的資格制限を受けていない者(企業) ②該当項目a)、b)の関係にあるすべての企業の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている積極的資格の条件(全省統一規格)を有する者(企業)	①該当項目a)、b)の関係にあるすべての者(企業)の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている消極的資格制限を受けていない者(企業)を想定しています。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-20	<上記2-15-19への更問><上記2-15-13への更問> 上記2-15-19の質問を、上記2-15-19の回答をいただきました。 一方、貴機構は弊社にて公開されている質問一覧の質問番号2-15-13には、競業参加資格を持っていない方関連会社については「親会社・子会社関係にある会社があらゆる競業参加資格を有していない旨を記載して提出をすればよい」と書かれていますので、上記回答と矛盾しているように思いました。	失礼致しました。改めて以下の整理とし、回答致します。 全省統一規格の有無に関わらず、様式7の内容に沿って記載してください。グループ企業が多い場合は、別途リスト化した形式でも構いません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-21	プロポーザル作成ガイドラインの別添資料12「企画競争说明书」へ入札説明書の共通事項、1.競争参加資格、(2)積極的資格要件、(3)資本的関係又は人の関係の「v.その他の競業参加資格者」に記載されているその他の業務を遂行する者であつて、からいまで掲げる者たる者に準する者は何が含まれるでしょうか? 基本的に定められていない所もあると思われるため、確認させていただきました。	記載のとおり一般的に「その他業務を遂行する者」か否か各社にてご判断ください。 個別事例で必要であれば別途ご相談ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-22	弊社および弊社グループ関連会社の役員の異動が総会で決定されましたかが、登記の変更、およびJICAへの会社情報の変更登録がなされることはあります。これらの変更登録の完了前にプロポーザルを提出する場合、様式7に記載する情報は、①総会での新しい決定内容に則るのか、もしくは②変更が完了するまでは、以前の役員情報を記載するのか、どちらになりますでしょうか。	①総会での新しい決定内容に則り、様式7をご作成ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-23	競業参加資格条件の確認についてお尋ねします。 貴組織が開示する申請書提出用フォーマットの作成依頼メールを提出する場合、貴組織が提出するメール「[共同企業体を組む場合]」として、代表企業が構成員全員を取りまとめた上、ご案内したメールアドレスへ格納するよう記載があります。 これに従って代表企業がまとめ申請書を提出すると、貴組織が提出するメール「[共同企業体を組む場合]」と貴組織が提出するメール「[共同企業体を組む場合]」との確認結果通知、代表企業、各構成員それぞれに別々になされたため、代表企業がまとめで申請する意図が理解できません。共同企業体を組む場合には、確認結果通知を代表企業まとめて通知していただけないでしょうか。 また、競業参加資格条件確認申請書を提出する時点に共同企業体の結成が確定していない場合には、個々の企業ごとに申請書を提出しても差し支えないでしょうか。	競業参加資格確認申請書の審査結果ですが、弊方に格納いただいた旨のご連絡をいただいたメールに共同企業体を組む形で送付しておりますので、再度ご確認ください。 また、共同企業体の結成が確定していない場合は、個々の企業ごとに申請書を提出いただくことで結構です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	17ワークライフバランス推進	2-17-1	プロポーザル作成ガイドライン(2023年10月版)にて追加された別添資料13について、 3.(2)の行動指針策定の従業員周知について、「社内ガイドラウンドで従業員へ周知した日の写真がわかる画面」との説明がございますが、これは社内従業員に対する周知一貫メールのメール送信画面でも要件を満たしていますでしょうか? (別添資料13:「ワークライフバランスを推進する企業に対する技術評価点の明確化」)	ご理解のとおりです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-3	様式4-3 要員計画の様式が変更(現地と国内に分けない)となりましたが、弊社としても旅費精算の簡便性から現地と国内に分けた様式をであれば使用したいと考えております。現地と国内に分けた旧様式でプロポーザル導入された理由と、新様式のメリットをご説明いただけますでしょうか?	各社が異なる様式を任意で用いるようになりますが混乱が生じる可能性がありますので、新様式をお使いください。現時点では旧様式を用いた場合の減点については定めていませんが、新様式の使用徹底がなされない場合、今後減点を検討する可能性があります。 今回、様式を変更した理由と致しましては、従来は現地人月と国内人月をかけて要員計画を作成いたしましたが、それが基づき実績化していましたが、現地人月と国内人月の折替は、従事者裁量であることから、JICAとしては終人月のみ管理することとし、それに合わせて様式を変更したものです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-5	要員計画(様式4-3)の記載方法について質問です。 プロポーザル作成ガイドラインP5には「要員計画の記載方法は、各要員の配置期間を実線で表示してください」とあります。様式4は凡例として、黒線で記載されていますが、この業務從事時間を示す記載方法等を工夫しててもよろしいでしょうか?	簡素化のため、2023年10月より業務場所の区別なく黒の実線での記載をお願いしております。準備業務の配分等は作業計画でのご提案・ご説明をお願いします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-6	コンサルタント等契約における業務種別の考え方について、どういう業務内容である場合には、どの業務種別で、どの契約形態(「業務実施か」「業務実施単独型」)で公表される、と考えるのは良いのか、についてお尋ねです。	業務実施契約と業務実施契約(単独型)の違いについては、以下「コンサルタント等契約の概要及び手続き」をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/beginner/application/consultant/index.html	●
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-7	例は直近2024年6月12日付の、コンサルタント等契約調達予定案件情報ファイルに記載されていた後述の案件を例にして、特に似たり分類の違いについて、以下に質問項目を書きます。	また、実施種別である「技術協力プロジェクト」と「個別案件」の違いは以下のとおりです。 「技術協力プロジェクト」の定義は「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、予め合意された協力計画に基づき、専門家の派遣、研修員の導入、機材の供与等を一体的に実施・運営する技術協力事業」であり、この定義に合致しないものを「個別案件」と称します。	
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-8	Q1) A1とA2はどちらも業務種別と同じですかが、調査件名に「アドバイザー業務」が入っているか否かが違います。この違いは何でしょうか? 業務内容がアドバイザー業務か否かでどう違うのでしょうか? Q2) A2とA3はどちらも調査件名に「アドバイザー業務」が入っています。 しかし、業務種別が違うでいて、前者は「技術協力プロジェクト」後者は「技術協力個別案件」です。この2つの違い、「個別案件」という意味は何でしょうか? (これは単独型)ということはまだ違うで理解しております。	Q3) A3とB1の違いは何でしょうか? 業務内容によってA3になったり、B1になったりするのでしょうか? それとも、業務内容は同じようなものでも、A3になったりB1になったりするのでしょうか? つまり、単に契約形態として、「業務実施」にするか、「業務実施単独型」にするかの違いでしょうか? この契約形態が違ううち、どちらも例えば、プロポーザルの作業計画などのつながりがありわりかしくなると思われます。 様式のベースは温存し、実績の表記を分ける(種の種類、色を変える)等より見やすくなるため工夫は、プロポーザル評価において、減点対象となりますでしょうか?	
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-9	「様式4-1(その3)コラボレーション形態について、共同企業体を結成する場合は代表者の提出(6)構成員について確認でよいと理解しておりますが、70特筆すべき取組についても代表者の取組のみの記載となりますか。構成員が何らかの取組みを行っている場合、構成員分も記載するに加点となりますか。	ガイドラインに記載のとおり、内容により加点の対象となりますので、適宜ご判断ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-10	プロポーザル等の提出において上限額を明示している案件で、上限額を超えた金額を提案する場合は別見積書を提出しますが、別見積書として提出するものがない場合は別見積書提出不要の理解でよろしいでしょうか。または0円の別見積書の提出書類の項目に別見積書の記載がある場合とない場合両方にご教示いただけますと幸いです。	ご指摘の注釈4.5については、FAQの2-12-13に回答しているように細かく記載いただいても、そうでなくともどちらも構いません。記載しやすい記載方法をお願いします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-11	プロポーザル等の提出において上限額を明示している案件で、上限額を超えた金額を提案する場合は別見積書を提出しますが、別見積書として提出するものがない場合は別見積書提出不要の理解でよろしいでしょうか。または0円の別見積書の提出書類の項目に別見積書の記載がある場合とない場合両方にご教示いただけますと幸いです。	提出書類の項目に別見積書の記載がある場合とない場合も、上限額を超えた提案がない場合は別見積書の提出は不要です。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	19適用範囲	2-19-1	現在公示されている案件はいずれも10月以降公示予定ですが、業務主任者以外の担当業務も評価対象となっているものございます。これらの案件は必ずしも全てが新しい評価制度が適用されるという訳ではないのでしょうか？	公示の時点で新制度対応となります。 公示について、本日(9月29日)の外部向け説明後に、新制度対応で提示させていただきます。 なお、公示は暫定なものであり、正式には公示段階で示させていたい内容が正となります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	19適用範囲	2-19-2	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (1)コンサルタント等契約における技術評価方法、業務実施上の条件の提示の見直し 従来型企画競争案件(実費精算契約)、QCBS、一般競争入札すべて (ただし、変更後の評価項目(P15)の2.(2)の要員計画／作業計画についてはQCBSと一般競争入札は「要員計画」無し。)	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	20実績評価	2-20-1	別添資料10「コンサルタント等契約における実績評価について」です。P34に(4)実績評価結果の新規プロポーザル評価への反映、とございます。評価対象となる「同一分野の分野は、」のような基準で分野を設定されていますでしょうか。また、減点場所は明確な箇所を提示していただけますか、加点の場合は記載がございませんか。点数は、「類似業務での経験、対象国または同様地域での業務経験、業務主任者としての経験」とありますか、これは、会社と業務主任者に加点されるとの理解でよろしいでしょうか。この場合、加点がそれぞれどの程度か、ご教示いただけることは可能でしょうか？現行の評価結果では、加点となっているのが不明瞭なため、加点の有無について、開示していただけないでしょうか？	事業実績統計で用いている分野分類(9分野)を使っています。 https://www.jica.go.jp/activities/achievement/	/
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-2	「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)／QCBS-ランプサム型」と「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)かつ国内業界／QCBS-ランプサム型かつ国内業界」の見隔ではフローティラウル作成者の裁量で決めて問題ないでしょうか？この場合、加点がそれぞれどの程度か、ご教示いただけることは可能でしょうか？現行の評価結果では、加点となっているのが不明瞭なため、加点の有無について、開示していただけないでしょうか？	加点・減点については、ウェブサイト https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/performace_evaluation.html に記載の通りです。	/
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-5	QCBS案件や一般競争入札(総合評価落札方式)案件では価格面の競争も視野に入れて見積書を作成(応札)する必要があります。 そこで応札額を決める際に、 報酬単価や直接経費の単価、数量を変更して価格を下げる方法ではなく、 小計報酬+直接経費から一定数をディスクOUNTした金額(内訳書にディスクOUNT記載)にて応札することは可能でしょうか？ 例)100(報酬+直接経費) - 20(ディスクOUNT) = 80(応札額)	応札の時にはご記載の方法で構いません。なお、契約交渉にて、契約附属書Ⅲ及びゼロ号打合簿に添付する契約金額詳細内訳での記載についてご相談させていただきます。	/
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-6	「ランプサム契約の場合、要員計画および様式4-3の記載は不要」とのことですが、その場合、「2.業務の実施方針等(2)要員計画／作業計画」で、業務從事者の専門性、経験などは勘案されず、作業計画および実施体制のみが評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	/
4. QCBSランプサム化	03ランプサム契約における契約交渉	4-03-1	9/29説明会スライド3QCBSにおけるランプサムの概要にて、契約交渉を行わないとのご説明がありましたが、これは契約金額についての契約交渉を行わないという意味で、業務内容や支払計画等の契約交渉は今後とも実施されるということなのでよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。金額に含まれる業務の内容や支払計画については契約交渉にて確認致します。	/
4. QCBSランプサム化	03ランプサム契約における契約交渉	4-03-2	理処理ガイドライン(2023年10月版)の4.2P(3)支払いに係る確認事項内の進捗割合(%)「部分払を行う場合は、契約交渉にて、中間成績(報告書等)及び提出期限を確認し、それまでの業務の進捗割合(%)を決めて打合簿に記入します。」につきまして、契約交渉前に弊社で自安金額を算出しておく必要があると理解しておりますが、どのように計算すればよろしいでしょうか？また、交渉時に両者で確認後に算出するといつて理解でしょうか？また、打合簿に明記でございますが、こちらは0号打合簿のことを差しているといつて理解でよろしいでしょうか？	双方で「想定される」進捗度合に応じた金額を算出してください。 (例れば、人月の消化度合、支出見込みなど) また、0号打合簿の別添の支払計画に記載ください。	/
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-1	通用範囲は以下の理解でよろしいですか。 (3)コジカントル等契約におけるQCBS方式のランプサム化 うち、1～6(9/29説明会スライド32～36)「QCBS方式」 うち、7,8(9/29説明会スライド38～42)全案件	ご理解の通りです。	/
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-2	今般改定された契約管理ガイドラインおよび、今年9月実施のQCBSランプサム契約化導入に係るアンケートを改めて確認しましたのでお尋ねいたします。 新契約管理ガイドラインP.11に「ランプサム契約においてはダブルサイクルか可能と記載有り QCBSランプサム契約のアシスト業務機関回答欄: 従来型企画競争案件の現地業務期間中、夜間にランプサム案件をオンライン(内部業務)にて実施する場合の費用負担合意書に記載して下さい。 この2点から現地業務期間中、貴機構ランプサム契約にかかる業務であれば同日に兼務可能であり、貴機構ランプサム契約以外また他クライアント契約の業務について、兼務不可という整理になりますでしょうか？	QCBSランプサムは成果管理となり、業務從事者の投入管理は行いませんので、現地業務期間中の業務業務については、貴社の責任においてご判断ください。	/
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-3	経理処理ガイドラインのp.42の最終行の2行目に③価格競争時に總額から便引きがある場合は、その便引き率を変更契約にも適用します。とあります。上限額の8割で応札し、受注した場合の変更契約額は、積上額の8割になるという理解でよろしいでしょうか？また、そぞどとした場合、QCBS方式・ランプサム契約で変更契約が成立する場合といううえで、公表時点では予見できない新たな業務がTDRが発生した場合等あります。にもかかわらず既存契約額の割引が適用されないという理解でよろしくお願いしております。	いいえ、上限額の8割で応札し、受注した場合に変更契約額は、積上額の8割になるということではありません。 便引き率は、次期契約に適用しますので、変更契約額の積上額には適用いたしません。 「價格競争時の總額」は、通常、各費用の金額を積み上げ算出します。その金額(總額)から、更に便引きした金額にて受注した場合は、總額からの便引き率を次期契約にも適用します。	/
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-5	QCBS-ランプサム方式ですが、契約額 = 精算額になるとすることで精算不要、数量確認は不要と理解しています。しかし、契約額が打合簿では「契約金額詳細内訳書」の添付が必要となります。契約金額詳細内訳書はどの程度詳細に内訳を出す必要がありますか。全ての項目の単価 x 量数が必要ででしょうか。あるいは、特殊職人賃一式で一律等の大まかな内訳でもよいでしょうか？	万が一の契約変更の時に、合意形成しやすくするために内訳をご提出いただいている。契約によって固有の事情があると思いますので、項目や詳細度合いは個別に決定します。ゼロ号打合簿作成の際に契約担当課担当者にご相談ください。	/
4. QCBSランプサム化	05ランプサム契約における精算	4-05-1	9/29説明会スライド66が為替変動や航空運賃の価格上昇による影響について、QCBS案件では航空運賃は原則合意単価ですが、価格の上昇により合意単価を超えた場合は実費精算として費目開用で対応可いでしょうか？	9/29説明会スライド66は従来型企画競争についての説明となり、合意単価を用いているQCBSに適用されるものではございません。	/
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-1	上限額の提示で業務内容を考えやすくなつたものの、価格評価の観点から、上限価格の8割を狙って出すのが実態だと思います。 10/24説明会スライド46にて、上限額を超える提案、定額料金を超える提案は別提案、別見積とのご説明があつたが、上限額を超えるものならなく、追加提案をしたいときに価格点を気にして譲る方が何とかあった。上限額の提示の意識からすると、上限額に対する提案によって別提案をしやすくするという考え方を持ちでしようが、そのようにうまく運んでいないと認識しています。	上限額の8割を狙して委縮した提案とされることを防ぐため、上限内でできるだけよい提案をいただけよう、技術評価の方に点数の重みを持たせ、メリハリをつけられるようにしました。価格点を過度に意識することなく、上限額内でよりよい提案を行ついただき、上限額を超える場合には、別提案別見積で出していただければと考えております。	/
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-2	<記述5-01-1への更> 上限額を超えるだけではないが仕様書案に対する追加の提案があり、当該提案をプロポーザル評価の対象になることを求めない場合に、当該提案を追加評価、別見積とすることができるでしょうか？ 5-01-1へ記載の通りに、貴機構の回答から、価格点を過度に意識せずに上限額内でよりよい提案を求められていると認識いたします。しかし、企画競争入札で価格競争となつた場合には上札価格が結果に直結しますため、上限額内で言えどもやはり競争力のある価格を提示する必要があると考えており、上記質問を次第です。	可能です。価格点を過度に意識せずに上限額内でよりよい提案を求められているは、ご理解のとおりです。上限額を超えない範囲でどのような提案をするかは応募者のご判断にお任せします。	/
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-3	昨年10月において、見積書作成に係る留意事項に変更がありましたが、その件で質問があります。 企画競争説明書の「見積書作成にかかる留意事項」(1)(2)上限額について、 この記載の中では、貴業務一部が上限額を超過する場合は…」の部分で①超過分が切り出しう可能な場合: 超過分のみを別提案、別見積としています。と記載されていますが、これは、金額が超過した分の業務の内容を別に取り出して、その内容を提案するそれに経費の見積を合わせて、別途提案しなければならないということでしょうか。 例えば、費目の「一般業務費」の分だけを取り出して、別見積として提出することは可能でしょうか？	特記仕様書案にて貴機構が指示する内容に基づき、技術提案をし、これに要する費用の見積りの上限額が、『上限額の定義』です。指示通り各自の提案をいたした場合には、別枠で提案と、それに伴う費用見積りも別枠で、別途評価される形になります。 特記仕様書案にて記載している業務内容については、上限額に収まるように提案ください。 特記仕様書案にて記載のない業務内容を提案する場合は別提案とし、その提案と共に係る経費を別見積としてせて提案頂くことになります。「一般業務費」の分だけを取り出して別見積とすることは出来ません。	/
6. 相談窓口の設置・調達改革全般	01一般	6-01-1	上限額の提示について、公示案に基づいた1月度・渡航費を計算する公示に記載の上限額を大幅に超えるということがあります。上限額の発注側の算出・設定についても、10月以降の相談窓口でお伺いすることは可能でしょうか？	相談窓口では、このような内容は対象外になります。公示時の質問にてご質問ください。	/
6. 相談窓口の設置・調達改革全般	01一般	6-01-2	変更が五月時点になつてしまつて、気づいたら各種ガイドラインがお知らせで通知されずに更新されている。改訂されたガイドライン間の適合性が取れないといふ、貴機構の担当者様だけではなく、私たちコンサルタントは度々の変化に追いついていく。時に混乱が生じ、打合簿の取り扱いや契約変更手続の際に最新情報の確認の時間を要することもあります。他方、関係者の負荷を最小にとるために、ガイドラインや制度変更を半期に一度(10月24日)やせめて4半期に一度とあらかじめ区切って導入していくなどは難しいものでしょうか？	ご意見ありがとうございます。現状、2023年10月の変更に対して、ご指摘をいたしているところであり、誤りや不明確な点は早期に是正すべきと考え、順次補正しているところです。今後は改定頻度や案内についてわざわざやりやすくなるよう留意して行きたいと考えています。	/
6. 相談窓口の設置・調達改革全般	01一般	6-01-3	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン掲載されている様式8の請求書について。 様式8の請求書は1.費用負担回数の算出を想定しての請求書ですが、現在弊社で実施中の研修契約は研修1回のみの契約です。HPからちらんの削除は既にされているようですが、この場合は日1様式4-1請求書(様式)技術研修等支援業務用(2023.10版)の様式で提出でよろしいのでしょうか。契約契約・研修・回のみの場合の請求書様式をご教示下さい。	こちらのページにある https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/payment.html 様式4-1をお使いください。	/
6. 相談窓口の設置・調達改革全般	01一般	6-01-4	電子契約書の本格導入について (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023_15188547198.html) 一部契約額が変更(加算)などになりますとあります 具体的にどのような条項が変更(加算)になっているかご教示いただけますでしょうか？	契約書ひな形の第1条(契約書の構成)のお書き、及び最後の文言に、電子契約書固有の加筆をしました。	/
6. 相談窓口の設置・調達改革全般	01一般	6-01-5	本ページでお伺いするのと遅刻ではないかも知れませんが、ガイドライン改正説明会への参加についてお伺いします。 貴HPを拝見する中で、今回ガイドラインの重要な改定に関する説明会が開かれ、説明資料が配付されていることを知りました。 当該場合は、貴機構にあら2件の準備調査案件を受託しておりますので、ガイドラインの改定等に深い関心を持つております。 昨年10月の改定も同じように思ったのですが、こういう説明会への参加は、特別の会社にのみ許されているのでしょうか。例えば、特定の会社に加入していない場合には、事前説明会への参加、事前情報の入手の機会は無いといふのでしょうか。 ご教示いただければ、幸いです。宣しくお願いします。	コンサルタント等契約に係る導入施策・ガイドライン改定等に関連する説明会のご案内は、弊機構ウェブサイト(トップページ)JICAについて「調達情報」お知らせにてご参考のあるすべての企業・団体向けにご案内しております。 https://www.jica.go.jp/about/announce/information/index.html	/
6. 相談窓口の設置・調達改革全般	02連絡先	6-02-1	JICA及びECCAへの相談メールアドレスにつきまして、@の前は「keiyaku sodan」(keiyakuとsodan)の間はアンダーバーで、それと「keiyaku sodan」(同スペース)でしょうか。(PTTではメールアドレスに下線が引かれており、どちらかわかりません)	「アンダーバー」となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-1	以下について、相談はするが打合せ簿の縦結日付以降有効、という運用はなく、あくまで相談という理解でよいでしょうか。 ・業務主任者・副業務主任者の人月変更 ・大費目間の流用(賃酬と直接経費)	ご理解のとおりです。 業務從事者の配置は受注者の裁量としますが、監督職員も「裁量の乱用」がないか監督していますので、事前に報告をしていただくことで、両者の意思疎通を円滑にするとの趣旨です。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-3	■同様には「大費目間での流用(賃酬/直接経費)」を記載する箇所が見当たらないが、他に必要な様式はありますでしょうか？	大費目間での流用につきまして、契約金額の範囲内であれば受注者裁量となりますので様式等の作成は不要になります。なお、月報に監督職員が、業務從事者の配置計画や業務の進捗を確認し、裁量権の乱用の有無が確認されることがあります。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映	
7. 契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-4	9/29説明会スライド71「1.契約管理ガイドライン改正に伴う変更」のうち、航空費の実費精算について「安価」を理由としたビジネスクラスの利用が削除されておりますが、車内でのエコノミークラスよりプレミアムエコノミーの方が安価だった場合は利用不可でしょうか。	利用可能です。 初めに設定したエコノミーの単価よりも低い場合には、搭乗クラスは問いません。	/	
7. 契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-5	9/29説明会スライド66「為替変動や航空費の価格上昇による影響」について、航空費や為替変動についてギリギリのところに流用に着手可能としていても、複数人の最終渡航などで増加することもあり得ると思いますが、契約終了間際でのお問い合わせ対応いただけないのでしょうか。	ケースによります。前後に状況をご連絡・ご相談いただき、対応について合意形成していただくこととなります。	/	
7. 契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-6	航空費に関して、「2023年9月までの公示案件は契約金額を超えての精算が可能な契約であるため費目間流用は対象外の費目となります(QCBS、合計評価額を除外)。」とあります。2023年9月までの公示案件で2023年9月以降に継続契約を締結する場合も、契約金額を超えての精算が可能と理解してよろしいでしょうか。	契約金額の範囲内であれば、対応可能です。その際、合意単価を解除し、実費精算とする確認・合意のための打合簿(3者)が必要です。(合意単価の解除しないで渡航回数調整・他費目との流用のみであれば受注者裁量となります)	/	
7. 契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-7	旧QCBSの案件で、航空費が合意単価が設定されており、航空費の高騰等で合意単価を大幅に超過するため、契約金額の範囲内での渡航回数の調整及び他費目の流用を行うとともに、合意単価を実費精算に変更することは可能か。	契約金額の範囲内であれば、対応可能です。その際、合意単価を解除し、実費精算とする確認・合意のための打合簿(3者)が必要です。(合意単価の解除しないで渡航回数調整・他費目との流用のみであれば受注者裁量となります)	/	
7. 契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-8	航空費が合意単価で設定されている案件について、渡航回数を1回追加した場合、たとえば一般業務費など直接経費の他費目から航空費(合意単価)への流用は可能でしょうか。渡航回数の変更(大費目間)以外の流用は実費精算に変更することは可能か。	ご質問内容のいずれの場合においても流用可能です。 一般業務費など直接経費内の他費目から航空費(合意単価)への流用は可能です。 ・合意単価x1渡航分の余剰がほかで出されれば、流用可能です。	/	
7. 契約管理ガイドライン	04旅費(航空費)	7-04-9	旅費(航空費)の実費精算方式について、7月改定にてこれまで記載ありました下記の規定が削除されておりました。契更手数料及び取消手数料については、航空会社による手数料の他に、旅行代理店の手数料が発生する場合があります。旅行代理店の手数料については、当該代理店の規定に基づくものとしますが、1回の変更につき上限を5,000円(税抜)とします。	こちらは、削除に伴い1回の変更に係る上限額は規定がないとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、2023年9月までの公示案件・2023年10月以降の公示案件両方に適用されるのかお教えくださいますでしょうか。	2023年9月までは上限5000円、2023年10月以降は契約金額全体に収まっていれば、個別の上限設定は有りません。	/
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-1	旅費分担は精算時の報告で良いことですが、基本的に旅費分担の内容については受注者の裁量となるという理解で正しいでしょうか(精算時に認められないというケースもありますでしょうか)。	旅費の分担については、どちらの業務での経費を負担するかの確認ですので、重複計上がなく、分担が明確になっていない場合は認められない、ということはございません。契約管理の手続をルールに沿ったものであれば、差し戻すことはありません。	/	
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-3	旅費分担については、精算時に報告と変更になりましたが、渡航時に担当者に移動についての連絡は入れることなるかと思いますが、分担の詳細については、報告の必要はなく、精算時の報告ということになりますでしょうか。	旅費分担については精算時に契約担当課長への確認書の提出をお願い致します(案件担当への報告は不要です)。	/	
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-4	打合簿事例集の29-1、29-2の連続渡航確認書について、こちらは業務主任者の確認と旅費分担の内訳がわかる形であれば、是非マップを修正して活用しても問題ないでしょうか。	旅費の分担の確認に必要な情報をご記載いただければ、特に問題ございません。	/	
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-6	現在受注させていただいている案件について、他案件との旅費の分担が必要となるのですが、新経理処理ガイドラインの扱いについてお伺いさせてください。 別添参考資料の事例29-1および29-2の通り、打合簿ではなく精算時に報告書を提出するようになると理解いたしましたが、新ガイドライン適用前の渡航の場合は移動が1月であっても打合簿が必要になるのでしょうか。	新ガイドラインの適用は11月からとしていますが、10月は移行期として柔軟に新ガイドラインを適用することを可としていますので、旅費分担の打合簿の作成は不要となります。	/	
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-7	旅費の分担についてですが、各案件航空券代金の上限金額が、対象案件の航空券契約金額半分という考え方で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。	/	
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-8	ガイドライン及び様式には宿泊費は従事期間日数-2日と記載されておりますが、他案件と旅費分担する場合についても同様に渡航につき一律各業務従事日数-2日とすることが問題ございませんでしょうか。あるいは実費ベース(実際の宿泊日数)ではなくともよいでしょうか。 例えばJV案件等においては、我々も認識を併せておく必要が生じますので、改めて本件質問させて頂いている次第です。	ご理解の通りです。ただし、中国、韓国、モンゴル、フィリピン、ブルネイ、ミクロネシア、マーシャル諸島のヶ国への渡航については、夜行便が就航していないため、「機中泊なし」(-1日)として、泊数を計算します。	/	
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-9	貴機構2案件に継続して従事する場合の旅費分担についてお伺いいたします。 日本→A国(JICA案件)に従事→B国(JICA案件)→日本に帰国するケースで、A国→B国への旅費(航空費)につきまして、以前提案1、または2、いずれの案件での精算するかは打合簿にて取り決めていたかと思いま す。2023年10月のガイドライン改定では打合簿事例集29-1の「旅費の分担に係る報告」を提出することを簡素化されましたが、そのままではいざいざの条件で精算するか明らかなにすれば良い、という理解で宜しいでしょうか。 (例)航空券対象経路の行、案件1:成田→A国、案件2:B国→成田、とするなど	経理処理ガイドラインに記載の事例に準じて、「旅費の分担に係る報告」にて分担を明らかにしていただ くようお願いします。	/	
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-10	旅費分担かかる確認書の提出方法をタスクマニュアルについて確認させてください。 ある案件(2029年終了予定)で事業契約管理プラットフォームにて旅費分担にかかる確認書の申請を行ったところ、以下のコメントと共に差し戻しされました。 「旅費の分担と共に差し戻しされました。2023年10月の制度改正に伴いまして、事前の確認は不要と整理させていただけます。お問い合わせありがとうございます。精算報告書に合わせてご提出いただければ結構です。よろしくお願いいたします。」 精算報告書に合せて提出とは案件終了時にまとめてプラットフォームで申請するでしょうか。 それとも直接オフラインでの申請は不要で、精算報告書に直接添付するのでしょうか。	現時点で、商品品・精算報告書の確認・提出はプラットフォームのスコープ外なので、精算報告書に合わせてご提出:「ご報告いたいいる旅費分担に於いては、プラットフォームでのやりとりは不要です。」 プラットフォームのタブにある「確認書」は渡切単価確認書とするより適切なものに修正予定期です。併せて、経理処理ガイドラインに記載されている「旅費分担に係る確認書」という文言を「旅費分担に係る報告書」に修正予定期です。	●	
7. 契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-1	契約管理ガイドラインP24(0号打合せ簿)の数量の変更について、レベル感はどうのように想定していますか。記載例にありますように、現地セミナーの人数、日数、回数は特記仕様書にも記載はなく、また変更が多いと思われるのに、ここに記載するのは現実的ではないと考えています。	特記仕様書案にて指示している数量が該当します。	/	
7. 契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-2	2024年7月施策について 0号打合簿の提出文書について「成果品等の提出計画」の添付が追加されましたが、こちらは特記仕様書記載の成果品を全て記載する必要がありますでしょうか。 また、各成果品の提出期限は「提出計画」と表示されていますが、特記仕様書記載の期日が曇昧なもの(「協議後」「調査前に」に関しては仮の期日)で問題ないでしょうか。0号打合簿提出後に提出時期が大きくなり離れてしまった場合は再提出する必要がありますが、提出期限はいつまでですか?	0号打合簿で提出いただく「成果品等の提出計画」には特記仕様書記載の成果品を全て記載いただく必要があります。また、当初計画により大きく変更がある場合は、再提出いただく必要があります。	/	
7. 契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-3	0号打合簿では、契約書の補完文書を提出することになっています。 補完文書には、契約書に記載の内容あるいは契約書には十分でない内容を双方合意し、記録しておくものということですが、例えば、報告書(成果品等)の部数などについては、契約書(特記仕様書)にすでに記載のあるものもわざわらし、同じ内容を補完文書にあります。契約開始時の合意事項や「契約事務防止のための取扱い事項」等はそのまま記載する必要がありますが、契約開始時の合意事項に成果品の提出期限を記載していたかと思いますが、その際は最終結果品ごとに間隔があるのか記載を頂いたいたいと思います。	ご指摘ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、改めて検討しました。「契約開始時の合意事項」のうち、「1.発注者が示す項目」に記載する項目は、特記仕様書との重複がありますので、追って削除するようお願いいたします。 また、「提出計画表」は今後導入される事業・契約管理プラットフォーム(PF)において、契約事務防止のために各提出物の提出予定期が近づくとマイドームを発信する仕様としており、データ取り込みのために別様式を導入しました。今後、PFの導入に伴い直面される部分がありましたら改定させていただきます。	●	
7. 契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-4	<7-06-3との更問> 「契約開始時の合意事項」のうち、「1.発注者が示す項目」は削除されるとのことです、「提出計画」は今後のままでしょうか。 「今後導入される事業・契約管理プラットフォーム(PF)において、契約事故防止のために各提出物の提出予定期が近づくとマイドームを発信する仕様としており、データ取り込みのために別様式を導入しました。今後、PFの導入に伴い直面される部分がありましたら改定させていただきます。」 ご回答ありがとうございます。PFI取扱いのための添付類を、受注者が作成の負担を負うべきなのが疑問に感じています。提出計画表と文書計画表と交換する際は、文書計画表の記載内容が重複しているので、提出計画表を別様式として設けておらず、文書計画表とまとまることで、発注者および受注者双方の効率化と簡素化が図れるものと考えますか?いかがでしょうか。ご検討いただけますと幸いです。	提出計画は現状から変更を考えております。 PFの各提出物についてのマイドームは受注者の皆様に連絡がいく仕様となっております。皆様の契約管理に資する機能と考えておりますので、ご理解いただけますと幸いです。	/	
7. 契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-5	制度変更により、業務計画書が、0号打合簿の別添となつたが、0号打合簿への添付資料のボリュームが多くて業務計画書がむづかしくなっています。 現地で添付する場合は、0号打合簿の提出計画と表示されていますが、特記仕様書記載の期日が曇昧なもの(「協議後」「調査前に」に関しては仮の期日)で問題ないでしょうか。0号打合簿提出後に提出時期が大きくなり離れてしまった場合は再提出する必要がありますが、提出期限はいつまでですか?	ご提案ありがとうございます。検討いたします。	/	
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-1	契約管理ガイドラインP26 (4)コンサルタント業務従事者の「従事計画/実績」報告について 業務主任者・副業務主任者の人月の変更について、事前に「監督職員」に説明とあります。今まで事前に報告は必要なかったかはすずですか?報告が必要になった背景とは何でしょうか。	新しい契約管理ガイドラインにより、契約金額の範囲内の業務従事者の配当や変更について、総人月の増加も含め受注者の裁量の範囲が拡大しましたが、業務主任者及び副業務主任者はプロポーザルの技術評価時の評価対象業務従事者であるため人月の変更においては事前に監督職員にご相談ください。	/	
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-3	<上記7-07-2回答の更問> 変更契約を行った場合、「当初計画」は変更契約時の計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。変更契約締結時の計画になります。	/	
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-5	<上記7-07-2、7-07-4回答の更問> 2023年12月20日に掲載されましたFAQの7-57と7-59の回答は同じことを言っているのでしょうか?7-57は「当初計画」には原契約のMMを記載すると言っていますが、7-59では変更契約書の最新MMを記載するご回答されただとの声が社内にありましたので確認させていただきたくお願いします。	「当初計画」はその時点での最新の契約での人月を指します(変更契約を行ってなければ当初契約、契約を行っていればは変更契約の人月となります)。機構内にて周知徹底いたします。	/	
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-6	新制度の月報様式について、人月は現地業務と準備業務で換算方式が異なりますが、人月欄には別個で異なる換算方式で計算したものの合計額を入力するのでしょうか。人月ではなく、業務従事日数での記載は不可でしょうか。	ご理解のとおり、別添2には合計の人月を記載ください。日数の明記が必要な場合は月報本文に記載ください。	/	
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-7	現行の案件については、10月末まではバーチャートを作成し、11月より新ガイドラインを用いてバーチャート不要という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。実費精算の場合は様式1-3を添付ください。	/	
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-8	ランプサムの場合は月報の添付の中の従事計画/実績表は不要ということでよろしいでしょうか。	様式1-4渡航実績表を添付頂きます。	/	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-9	10月に改定された契約管理ガイドラインにて、調査団の渡航実績等を様式1-3にて作成いただきますが、新様式では精算に必要な現地への滞在期間や渡航日程はどのように把握したらよろしいでしょうか。	精算は精算報告書に基づき行っています。(詳細は様式をご確認ください) https://www.jicp.go.jp/about/announce/manual/form/consul/s/index since 201404.html#06	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-11	月報の翌月の現地渡航予定について、「翌月」というのは、例えば2023年10月の提出時であれば2023年11月のことですか。予定なので、その後変更になる可能性もありますが、それは別途報告が必要でしょうか。	現地渡航については安全管理の観点からも予定はお知らせいただければと存じます。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-13	月報が新様式になったことで日々の稼働日の報告が求められなくなりました。これにより管理すべきは、その月での移動が生じたICA案件で月の上限を超えてないかというポイントになつたと考えてもよいのでしょうか?あるいは精算時や拙検査等で具体的稼働日の調査もあるのでしょうか。	実費精算契約の月報の確認についてのご質問についてご回答いたします。 業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の入人振替、総人月の変更及び渡航回数の変更等を含む)は受注者の裁量となりますので、月報では当該月の業務の進捗状況と、それに要した人月を監督職員に報告いただきたい旨の監督職員は、契約管理ガイドラインp14に記載のとおり裁量権の乱用の蓋然性について確認して頂戴します。なお、精算においては、経理処理ガイドラインp3に記載のとおり、必要に応じ、現地業務日数確認のため、パスポートの出入国記録やラブの搭乗証明等を求めることがあります。 また、拙検査に該当した案件については、契約形態(実費精算/ランプサム契約)により提出書類は異なりますが、提出書類の内容は全て確認し、その内容に齟齬がありましたら、確認させていただきます。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-14	ランプサムでない案件を前提にさらにお伺いいたします。「業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の入人振替、総人月の変更及び渡航回数の変更等を含む)は受注者の裁量になりますので、月報では当該月の業務の進捗状況と、それに要した人月を監督職員に報告したります」とは、単体の案件での月報報告内容と理解いたしましたが、複数案件に従事する場合はダブルアサインがないかを受注者にて管理の上要した人月報告するということでおよびでしょうか。	ご理解の通りです。 複数案件に従事する場合でも、該当の案件単体にて人月を管理いただき報告をしてください。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-15	実費精算契約におけるコンサルタント業務従事月報の提出方法についてご教示ください。 現在、月報はPFにて提出させていただいておりますが、貴機構の月報式1-1の注記には、「業務主担当は、契約期間の毎月に本業務従事月報を作成し、監督職員へ提出してください(メールベースで在外事務所へも送付してください)」との記載がございます。この記載に基づき、PFでの提出とは別途、在外事務所宛にもメール送付が必要という理解でよろしいでしょうか。ご確認のうえ、ご教示いただけますと幸いです。	ご理解のとおりです。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-16	<7-07-15への更> 回答では契約管理P1とは「別途」在外事務所へのメール送付が必要とのお答えでしたが、コンサルタント側としては、契約管理P1とメールの両方で提出することは一度手間となり、業務簡素化・効率化の観点から個人的に採用されたのがP1の契約管理P1が活かされない状況となるかと考えます。 現在、月報はPFにて提出させていただいておりますが、貴機構の月報式1-1の注記によると、「業務主担当は、契約期間の毎月に本業務従事月報を作成し、監督職員へ提出してください(メールベースで在外事務所へも送付してください)」との記載がございます。この記載に基づき、PFでの提出とは別途、在外事務所宛にもメール送付が必要という理解でよろしいでしょうか。ご確認のうえ、ご教示いただけますと幸いです。 改めて見直しかたないかどうか、ご検討の程よろしくお願ひいたします。	月報について、在外事務所などの機構内関係者への共有をプラットフォーム上で行えるよう、現在システム開発中です。早期の実装を進めて参りますが、それまでの段階として、メールでの共有をお願いできると幸いです。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-17	プラットフォームにて承認取得した打合簿、月報等の精算時対応について プラットフォームの本格導入が始まり、精算添付エビデンスの押印可否について質問させていただきます。 精算書提出準備をしております件では、原課に担当者様より「ICAなどはPF上に登録し、承認されたものか最終版となつて、押印版の作成は原則行わない。との指摘を受けております。	原課担当者が説明した通り、PF上に登録したものが正となります。ガイドライン・様式については、追って修正します。	●
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-18	月報に記載する年度毎の渡航回数実績について、実績の記載と報告のタイミングは従来の様式では脚注より「年度ごとの渡航回数の記載のタイミングは、翌年度以降も継続案件がある場合には3月月報提出時、履行終了した案件は最終月報提出時に、記載してください。また年度途中で履行終する場合は、最終月報提出時に記載してください」と記載してあるのですが、実際の実績の記載の仕方は「ICA企業全体での合計に要するため渡航回数を記載してください」の記載であります。この記載であります。 現在のガイドライン及び精算様式において上記の対応が記載されておりません。 精算書提出後に押印必要となるために、ガイドライン、精算添付等に記載をお願いできますでしょうか。	ご理解のとおりです。	/
7.契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-19	業務実績実績(単独型)について、年報の提出が必要なのは1ヶ月以上上の案件でどうか、「業務従事計画／実績対比表(実績型)」は、3ヶ月以下であれば1ヶ月よりも多い場合で式が付いているので、月報も3ヶ月よりも多い場合は提出する、という記載がございます。 また、他の場合は業務が発生しなかつた場合は、1ヶ月でも月報提出する必要がありませぬでしょうか。 契約管理ガイドラインにおける実績実績(単独型)について、月報についての記載がないようでしたので、ご教示いただけますと幸いです。	業務実績実績(単独型)について、年報の提出が必要なのは1ヶ月以上上の案件でどうか、「業務従事計画／実績対比表(実績型)」は、3ヶ月以下であれば1ヶ月よりも多い場合で式が付いているので、月報も3ヶ月よりも多い場合は提出する、という記載がございます。 また、他の場合は業務が発生しなかつた場合は、1ヶ月でも月報提出する必要がありませぬでしょうか。 契約管理ガイドラインにおける実績実績(単独型)について、月報についての記載がないようでしたので、ご教示いただけますと幸いです。	/
7.契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-1	現在技プロの業務実績継続契約(第3期)のための0号打合せ簿を作成しております。 第1期・第2期から、全従事者の名簿・担当分野について変更ございませんが、 格付確認依頼書をあわせて、全従事者の経歴書を提出する必要がありますでしょうか。	契約単位での提出が原則ですが、第3期かつ変更なしを鑑みて、省略可能といたします。	/
7.契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-3	9/29説明会スライド60「契約管理手続き(新規配置の業務従事者の報告/確認)」/契約管理ガイドライン27ページの名簿について質問です。 補強団員の所属先は雇用されている会社名でどうか。スライド記載の例の場合、口川さんは別会社である新宿ブランディングの社員で、麹町駅前の補強として参画しているということでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7.契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-4	P27のイ.業務従事者の所属先について、共同企業体である場合は、共同企業体の代表者及び構成員ごとに、業務従事者数の2分の1)としている、という記載がありますが、改定された業務従事者名簿の所属先には雇用された会社名を記載する旨と質問回答(7-9)にございました。各社ごとの業務従事者数の2分の1)になっているか、どのように確認されるのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。業務従事者名簿の式を改定し、受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する欄を追加します。様式改定までの間は「補強の場合は、所属先には「実際の所属先」に加えて()書きで、補強先となる受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する」ようお願いします。記載例: ××会社[実際の所属先] (●●会社[補強先となる受注者])	/
7.契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-5	この度ランプサム案件で自社負担員を廃止することになり、打合簿(業務従事者名簿修正)を取交換することになりました。ガドトロには経歴書を打合簿に添付するありますが、自社負担員の場合は何が違うのでしょうか。 格付についても、自社負担であるということから空白(格付なし)で業務従事者名簿に記載予定ですがよろしいでしょうか。	自社負担の団員は名簿への記載不要です。また、格付認定の対象にはなりませんので、名簿に記載する場合であっても格付の記載や経歴書の提出は不要です。	/
7.契約管理ガイドライン	09業務従事者の経歴	7-09-1	業務従事者を新規に配置する場合、経歴書をご確認されることがあります。これまで業務従事者登録の打合せ簿に添付していた旧様式(経歴を記載していた資料)を提出することは差し支えないでしょうか。	差し支えございません。	/
7.契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-1	P14_1. 契約管理の基本的な考え方(実費精算方式)において、5.に「受注者は」は契約締結時に提示した見積もり総額の範囲内であれば、契約金額の内訳の変更(費用切用)をそのまま裁量で打合簿に添付しておりましたが、現行ガイドラインでは、「費用切用」の記載がございません。弊社案件で、費用切用を記載する場合は、費用切用を記載する場合と併記する必要があります。改定された業務従事者名簿の総額が上がることで、費用切用が発生すること(2回の勘定金が2つ回り合います)が見受けられます。こうした場合、契約金額の総額が上がることで費用切用を変更して良いという解釈はよろしいでしょうか。	ご理解の通り、契約金額の増額を伴わない費用切用は、受注者裁量となります。ただし、発注者が指定する数量の変更に該当する場合、2者打合簿でご対応ください。	/
7.契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-2	実費精算契約案件での変更契約に係る様式について、2023年10月以前では、様式として「要变更員計画」があり、現地での実費精算契約に該当する場合は、費用切用を記載する場合と併記する必要がありました。弊社案件で、「実費精算方式」の契約のうち、「ミーティング等実施関連費」の「チェックシップの実費増額の増加幅」に伴い、見積もり作成時の数値と2回の勘定金に掛けて講師料金が発生すること(2回の勘定金が2つ回り合います)が見受けられます。こうした場合、契約金額の総額が上がることで費用切用を変更して良いという解釈はよろしいでしょうか。	2023年10月以後、業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の入人及び渡航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更)については、受注者裁量となり、要变更員計画の提出は不要となりましたので改定版様式はございません。 また、契約履行期間延長を伴う変更においても要員計画の再提出は不要です。要変更された内容については、月報及び精算時に「業務従事者の従事計画/実績表」に反映の上、ご報告ください。	/
7.契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-3	P30、実費精算方式の変更契約について確認させてください。 ----- イ. 計算(いくく) イ. 実費精算の適用 契約金額を算出する場合には必ず「契約変更」が必要です。 契約金額を算出する場合は、特記仕様書の作業項目の削除に伴うものであれば「業務内容の大額な変更」に該当するため「契約変更」が必要です。それ以外の経費の減額は、減額する金額が大きい場合には、残存する履行期間を勘案して判断します。 ----- 上記記載がありますが、精算時に減額が見込まれる場合に特記仕様書の作業項目の削除に伴わない場合は、減額する金額によって手続内規が判断されるのだと私は思いますが、金額の目安はありますでしょうか。(例えば契約金額総額の何%以上、など) 今まで減額時は特記仕様書の削除でなければ特段の手続は必要なかったと理解しておりますので、どのレベル・どの金額で打合簿なのか、変更契約なのか、または手続不要なのか、ご示示いただければと思います。	実費精算契約の場合において、特記仕様書の作業項目の削除に伴わない経費の減額の場合は、必ずしも契約変更が必要ではありません。一般的な金額の目安は設けておらず、各案件において減額する金額の大さや残存する履行期間等を勘案して判断となります。	/
7.契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-4	期分け案件で2期の継続契約(2025年6月開始予定)の準備をしております。第1期の業務遂行上特定の担当分野の人月(約1人月)を2期に分割して扱いたい、貴機関担当者に相談させていただき、減額の変更契約が必要との回答を頂戴しました。其案件で似たような事例ありがとうございましたが、減額契約変更手続きはもともとございませんでした。状況によつて第2期の契約変更手続きのみ第1期の契約額を減額する手続が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。	契約管理ガイドライン(P.14)四角組みの2.に記載のとおり、減額となる場合は、特記仕様書の作業項目の削除に伴う減額の場合は契約変更、そうでなければ、その金額の大きさと残存する履行期間を勘案して判断します。	/
7.契約管理ガイドライン	11定額計上(ランプサム化)	7-11-1	10/23説明会スライド44 定額計上①について、契約交渉時に金額を確定できるのであればランプサム方式に計上可。 契約締結後であれば、実費精算。という理解でよろしいでしょうか。	定額計上については、(実費精算方式の契約)業務実施中でも金額確定ができればランプサムとすることが可能です。	/
7.契約管理ガイドライン	11定額計上(ランプサム化)	7-11-2	実施中に金額確定をした場合は、確定金額はランプサム金額に追加。残額は実費分として残る。という理解でよろしいでしょうか。 定額計上での残額を流用することにあることあると思いますので、その際の対応は打合せ簿になりますか?	ご理解の通りです。	/
7.契約管理ガイドライン	11定額計上(ランプサム化)	7-11-5	第2章(8)定額計上について: ①定額を確定させランプサム方式を適用する場合、予定額とは元通貨ではなくて円貨幣でしきか、打合簿時点のICAカードで円貨幣換算して円貨幣で確定させた場合、実際の支払時に元通貨は同じであつてもレート変動があくまで円貨幣換算した場合に誤差(超過)が生じることもあるかと思います。そのような場合はあらためてレートを変えたうえでランプサム方式を適用する、もしくは実費精算に変えるなど、変更のご相談はできるのでしょうか?	為替変動による確定金額の増額は原則不可ですが、あまりに大きな為替の変動があり、円貨と大幅な差異が生じる場合はご相談ください。	/
7.契約管理ガイドライン	12定額計上(実費精算方式)	7-12-1	実費精算方式の定額計上についてお伺いします。当初の企画競争説明書にて「〇〇調査(含む▲調査)1,000万円+委託費」と指定されていた契約交渉で「〇〇調査:400万円、再委託費:▲▲調査:600万円、一般業務費(個人費用)」と整理して契約締結。この場合、「〇〇調査」と「▲▲調査」間の賃料開支額は「定額計上金額合計内」として支払われる予定ですが、実施できるのか、「定額計上」の残額の流用ということで打合せ簿による確認が必要となるのか、ご教示願います。	ご質問の案件では、契約締結時では「〇〇調査…400万円、再委託費」「▲▲調査…600万円、一般業務費(個人費用)」でそれを定額計上にて契約締結を行っているものと理解いたします。 この場合、各調査において金額が確定したときにその調査額を確定する打合簿を取り交わしてください。 一方の調査の金額確定後、残額が生じ、それをもう一方の調査の経費に充てたい場合は、定額計上の残額確定及び残高利用の打合簿にて監督職員の承諾を得てください。	/
7.契約管理ガイドライン	13定額計上(打合簿)	7-13-1	GL本文によれば、実費精算契約であってもランプサム契約であっても、定額計上を実費精算方式とした場合、残額は監督職員の承諾があれば使用できると解釈されます。	2023年11月に改訂しましたGL本文P.35をご確認ください。 ランプサム契約では、定額計上の残額が費用切用で行われているものと理解いたします。 GLでは「本体契約が実費精算契約の場合は、監督職員の承諾があれば、確定された残額を、同費目内での増額や賃料開支額の流用に充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、残額はそのまま精算します(残額を使用することはできません)。」としています。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-3	新施設に関わるご共有いただいた資料のうち【説明会資料】定額計上の打合簿について質問させていただきます。 2. 上記資料を5、16の段落下欄に以下に記述がございます。 ◆定額計上の残額=当初設定されていた定額計上の金額-支出実績額 ◆当初設定されていた定額計上の金額とは、指示書で指定される額もしくは契約時に合意した金額の意でしょうか? ◆事前に打合簿にて【合意した予算額(上限額)】ではなく【当初設定されていた定額計上の金額】で間違いないでしょうか? (当初設定されていた定額計上の金額をもとに残高を決めるのであればなぜ予算額決定のための打合簿が必要になるのか?)	資料について、JICAHP1に新契約管理ガイドライン・様式等と共に掲載されているファイル名【(参考資料)定額計上の打合簿】が最新版になりますので、今後は同ファイルをご参照いただきますようお願い致します。 ◆「当初設定されていた定額計上の金額」とは、指示書で指定される額もしくは契約時に合意した金額の意でしょうか? ご理解のとおりです。 ◆事前に打合簿にて【合意した予算額(上限額)】ではなく【当初設定されていた定額計上の金額】で間違いないでしょうか? →要件にて合意した該当業務の定額計上の金額になりますので、当初設定されていた定額計上の金額】で間違いないとします。 ◆事前に打合簿にて【合意した予算額(上限額)】ではなく【当初設定されていた定額計上の金額】で間違いないとします。定額計上の金額にはJICAが想定した上限額に過ぎません。要件による見積額を超過する場合、予算額を設定する必要があります。(その結果、当初設定されていた定額計上の金額を超過するようなことがあれば、業務内容の見直しや契約金額の増額が必要になります)。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-4	定額計上の実費精算の打合簿についてご教示ください。 例では「[定額計上]〇〇活動開催費(2回・200万円×回×2回)として計上されていた場合、予算額確定の打合簿及び業務完了時の打合簿は1回目、2回目と都度提出。この経費に対して最低4枚の打合簿提出が必要との理解でよろしく宜しくどうか。	もし「〇〇活動開連費」が1回目の時点での回分目の「予算額(上限額)確定」も併せて可能であれば、まとめて1つの打合簿でご対応いたしかねません。業務完了後の「残額の確定」のための打合簿についても、2回目の業務完了時までまとめて1つの打合簿でご対応いたしかねません。特に、本体契約が実費精算契約の場合は、2回目の残額が確定しない同じ一回で使用できる残額が確定できませんので、2回目の業務完了時にまとめて1つの打合簿でご対応いたぐと効率的かと思います。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-5	<上記7-13-4回答の更問> 2回分計上の残高、予算額(上限額)確定の打合簿は都度(2回分の予算額が確定できていない場合)、業務完了後の「残額の確定」の打合簿は2回目業務完了時提出。この経費に対して最低4枚の打合簿提出が必要との理解でよろしく宜しくどうか。	経理処理ガイドラインP.34をご参照ください。定額計上に係る打合簿は、業務の範囲や内容、金額が確定した時点で作成し、証拠書類として精算報告時に提出をお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-6	定額計上の実費精算の打合簿についてご教示ください。 「定額計上の残額」を使用する場合、「監修職員の承諾が必要との事ですが、具体的な打合簿事例はどうになりますでしょうか? 例例えば第9回中の「[定額計上の残額の使用を有]としておくだけで問題ないのでしょうか。 契約に必要な場合は、事例集の更新による程よくお願いいたします。	定額計上の残額の使用については、打合簿事例集の「事例12:通常手続き(定額計上の残額の使用)」をご参照ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-7	定額計上の打合簿について確認です。セミナー開催費が定額計上となっている案件で、セミナーを2回開催する場合、1回目セミナー開催前に業務内容と予算額の確定、その後残額の確定、2回目セミナー開催前に業務内容と予算額の確定の手順で合意されました。セミナー2回が終わった時点で2回分まとめて残額確定をすべきか、をご教示いただけますと幸いです。	セミナーが1回目の時点で2回分の「予算額(上限額)確定」も併せて可能であれば、まとめて1つの打合簿でご対応いたしかねません。セミナー終了後の「残額の確定」のための打合簿についても、2回目の業務完了時にまとめて1つの打合簿でご対応いたしかねません。特に、本体契約が実費精算契約の場合は、2回目の残額が確定しない同じ一回で使用できる残額が確定できませんので、2回目の業務完了後にまとめて1つの打合簿でご対応いたぐと効率的かと思います。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-8	技術能力プロジェクトの予算額(現地再投資のパイロット事業)について、「定額計上の予算額の確定(実費精算方式)」の打合簿前の前回提出DFP上に申請入力したところ、提出不備との回答が少々ありました。本件は「定額計上の未支拂額の確定」の打合簿を月別メールベースで提出されて、これまでに前払いの支払いがあることの見解を担当部署へお示されのですが、⑤では該部は参考見解のままで、実際は3社比較の上最安値の業者になっており、その選定経緯や契約書、締結額については未報告です。	回答1:予算額の確定の打合簿は必要です。業務内容の確定と予算額の確定を同一の打合簿で対応することは可能ですが、別となる場合は別途の取り交わしが必要です。 回答2:ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-1	本邦研修研修・招へいについて、当初契約時に企画事業説明書記載の定額にて別契約として締結し、その後研修の実行が決まった段階で、打合簿をやり交わし、内訳金額を確定する方法に変更されましたか、一案件で複数回の研修がある場合は、研修契約は一本で複数回の打合簿取り交わしますでしょうか?	ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-2	契約変更の要否についてお問い合わせします。 1. 本邦研修回と本体契約に規定されている年、回数が追加になった場合、本邦研修の新規契約を締結するだけでなく、本体契約の変更(本邦研修)回追加)も必要ですか? 事案によって対応が異なっているのでお伺いする次第です。(一方は研修契約を締結するのみだったが、一方では本体契約を変更もらされた)	1. 本邦研修の実施回数が新たに増えることにより、来日前業務にかかる経費が新たに発生または増加し、本体契約金額内にあさらない場合は、本体契約の契約変更が必要になります。(本邦研修の契約で計上できる経費は研修員来日後の業務に係る報酬及び直接経費により、来日候補者の人選支援などの研修員来日前の業務に係る経費は本体契約に含めていたくため)。 2. 本邦研修の契約と、本体契約は別々の契約になり、契約間での経費流用はできません。 なお、本体契約の減額ですが、契約の削減による減額の場合は、契約変更が必要ですか、業務に変更がない執行残の場合は契約変更が必要ですか、契約変更は不要ですか?	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-3	<上記7-14-2回答1の更問> 「本邦研修の実施回数が新たに増えることにより、来日前業務にかかる経費が新たに発生または増加し、本体契約金額内にあさらない場合は、本体契約の契約変更が必要になります。(本邦研修の契約で計上できる経費は研修員来日後の業務に係る報酬及び直接経費により、来日候補者の人選支援などの研修員来日前の業務に係る経費は本体契約に含めていたくため)」	ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加され、発注者が指定する数量の変更となる場合は、まずは回数について2者打合簿にて合意ください。その後、本邦研修の新規契約締結について3者打合簿をご提出ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-4	<上記7-14-3回答の更問> ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加されるだけであれば、発注者が指定する数量の変更に該当するため、2者打合簿でご対応ください。	ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加されるだけであれば、発注者が指定する数量の変更に該当するため、2者打合簿でご対応ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-5	<上記7-14-4回答の更問> 「本体契約の契約期間が新規に延長されることがあります。(本邦研修の契約で計上できる経費は本体契約に含めていたくため)」	ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加され、発注者が指定する数量の変更となる場合は、まずは回数について2者打合簿にて合意ください。その後、本邦研修の新規契約締結について3者打合簿をご提出ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-6	実際の運用としては? 本体契約:精算処理(自然発) 研修契約:新規契約(本体の活用という形をとらない)ということは難しいでしょうか?	ご理解のとおりです。本体契約と研修契約は、契約としては別々の契約になりますので、契約間の経費流用はできません。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-7	貴機関から受入れた招へい研修プログラム講義等の緑画の際に、講師、あるいは受講者等参加者に対する肖像権使用許諾にかかる説明とそれへの同意を取得するガイドラインなどが貴機関のサイトで公開されていますから、該当ページのURLをご教示くださいませんでしょうか?	研修事業における著作権ガイドラインは以下のとおりです。 https://www.jica.go.jp/about_announce/manual/guideline/consultant/copyright.html	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-8	海外在住の業務従事者が本邦研修に同行する場合、經理処理ガイドライン(P.4)に記載のとおり、現地業務とみなすのか。それとも居住地に、国内業務とみなして研修ガイドラインに記載の単価及びMM(=20)を適用するのか。後者の場合、往復航空運賃は認められるのか。	主管部が海外居住の従事者による同行の必要性と妥当性を認めるならば、以下のとおり経費を認めます。 ・現地業務と看做します(料金は×30で計算します)。 ・研修に同行するため来日する往復航空運賃の単価を認めます。 ・日当・宿泊の単価は研修ガイドラインの記載の単価を適用します。(経理処理ガイドラインに記載の単価より低いです) ・日当を支給する日数は出発日から到着日まで、宿泊費を支給する日数は、本邦での実宿泊日数とします。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-9	研修ガイドライン(P.24)の2日當・宿泊料では、「日当は一日の行程が 100km を超えた場合(または宿泊を伴う移動中に支拂います)」と記載されているが、ここでいう「行程」とは研修行程のみを指すのか。(例えば、研修の行程全体が100m以内に収まっていたり、自宅から片道50キロ離れた場所にあるから同行する業務従事者は、日当が支拂われるという理解が正確であるのか)	行程には、研修行程に参加するための移動も含めてください。ご照会にある例示は、ご理解の通り日当支拂の対象となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-10	「コサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドラインにおける講義謝金・原稿謝金の算定に関して、P.22に「講義時間が30分以下の場合には時間単価の1/2とします。」とあります。 これに基づき、例えば1時間10分の講義の数量は1.5としたところ、主幹部より「講義時間の長さが30分未満でしたら0.5、それ以上とする場合には実際の講義時間の長さに基づいて計上します」とあります。また「時間10分は0.17です(1.2×10分=12分)、時間15分の場合は1.25とすることのほうが現実的でそろそろです。不可解です。」 そこで質問:確認が点あります。	(1)講義時間の割合が30分未満なら0.5、「それ以上となる場合には実際の講義時間の長さに基づいて計上」などと記載されています。(2)時間10分の講義の数量は1.5としたところ、主幹部より「講義時間の長さが30分未満でしたら0.5、それ以上とする場合には実際の講義時間の長さに基づいて計上します」とあります。また「時間10分は0.17です(1.2×10分=12分)、時間15分の場合は1.25とすることのほうが現実的でそろそろです。不可解です。」 そこで質問:確認が点あります。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-11	<上記7-14-10回答の更問> 「本体契約の契約期間が新規に延長されることがあります。(本邦研修の契約で計上できる経費は本体契約に含めていたくため)」	(1)ガイドラインP.22に記載のとおり、講義時間が30分以下のは0.5、それ以上の場合は時間単価を適用します。 (2)ご指摘のとおり、修正いたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-12	<7-14-11への更問> 頂いた回答に対して、重ねて確認させてください。 ご回答(1)につきましては45分の場合は0.75として算出するということでしょうか。 ご回答(2)につきましては「ガイドラインP.22に記載のとおり、講義時間が30分以下のは0.5、それ以上の場合は時間単価を適用します。」とありますですが、ガイドラインP.22には「講義時間が30分以下の場合は0.5」とします。」としか記載がございません。 ご回答(2)につきましては、「そもそも過去30分を超えて0.5単位で契約で計上していたのが何故でしょうか。ルールなどは存在するのでしょうか?」と改めてお尋ね頂きました。	30分を超える場合は1時間単位で算出ください(45分であれば1時間分の単価を適用)。 質問番号7-14-11の(2)の回答は、見誤書様式について言及したもので、小数点2桁単位の計算をせよといつ意図はありません。上述のとおり、30分単位で算出ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-13	本邦研修招へいの業務完了届および請求書について、研修・招へい業務の実施に於て取り交わした「打合簿(確定金額)についての契約がなされた」と打合簿への添付が求められています。2025年4月以降は「プラットフォーム上で打合簿を取り交換するプラットフォーム上で電子版を確認できるようになっていると存じます。」 ・添付の方法 ・請求書の添付などと併せて送付しているまでの手順 改めてPDFに統合して添付する手間がかかるかもしれません。 ・プラットフォーム上で打合簿が確認できる以上、業務完了届や請求書に打合簿を改めて添付する必要はないのでしょうか?	本邦研修・招へいにおいては、プラットフォーム上で合意した打合せ簿は、弊機関内でもプラットフォーム上で確認しますので、PDF化や請求書への添付は不要です。	/
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-14	<7-14-13への更問> コサルタント等契約の契約金額精算報告書においても、打合簿の提出が求められていますが、プラットフォーム上で合意した打合簿については、提出を省略させていただくことは可能でしょうか。	PFIにある打合せ簿については提出省略可能ですが、どの打合せ簿が該当するのか明確化のため精算様式で打合せ簿一覧表を追加しますので、精算報告書の提出時に作成・提出をお願いします。	●
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-15	研修・招へい用の業務完了届について、貴機関のHP上、以下2か所に違う様式が格納されています。 また、一方は様式9-2、もう一方は様式7となっており様式番号も異なっています。 格納様式の統一をお願い致します。	支払ページ①に集約し、様式番号の整理を行います。HPについては、追って修正しますが、当面の間は、現行様式9-2ではなく、様式7を活用ください。	●
7. 契約管理ガイドライン	14邦研修・本邦招へい	7-14-16	①トップページ>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式・コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説>コソルタント等契約の説明文に記載のとおりです。 ②トップページ>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式・コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説>コソルタント等契約の説明文に記載のとおりです。		

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7.契約管理ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-2	一般業務費について、従来は見積書に計上していない細目が新たに発生した場合は、原課担当者に報告し一般業務費内で精算対象の旨の旨の承認を先行してから、支出総括表に反映しておましたが、「(1)」の説明会で「共有頂いた事例(経活表)は契約業務に関連する支出であることをして確認を採択する」と今は新たな細目の費用が発生しても原課担当者は報告を不要で、当該業務に関連した支出があることが分かるように総括表に記載されは問題ない」という認識で宜いででしょうか。	ご理解の通りです。	/
7.契約管理ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-3	2. 契約管理手続(実費精算契約)(15)一般業務費支出実績総括表の確認について 抽出検査対象案件の精算修正で一般業務費を修正したところ、支出総括表について監督職員印押を取り直すよう指示されたのですがその必要はありますでしょうか。	・修正後の監督職員の印押再取付については、軽微な計算ミスの修正程度であれば不要ですが、支出総括表に記載されなかった出支費目、細目が追加される場合は、契約業務に関連した支出であるか確認を要するため、印押を再度取り付けてください。 ・支出実績欄は、出納簿実績と多少の誤差が生じてもかまいません。	/
7.契約管理ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-4	一般業務費支出実績総括表について、旧フォーマットでは「支出実績／内訳金額(暫定)」という表記でしたが、新フォーマットでは「支出実績／内訳金額」という「暫定」の取れた表記となっています。 これは新制度では暫定額は認められず、精算額と同じ金額でなければならぬということでしょうか? それとも旧フォーマット上の「支出実績の内訳金額」については、精算検査過程ではチェックしません。あくまで監督職員が実際に関連した支出であるか?を判断するための参考情報です。このコメントのとおり、新制度でも同じ方針のため、暫定額のもので構いませんでしょうか?	一般業務費支出実績総括表の位置づけは旧フォーマットと変わらず、「支出実績の内訳金額については、精算検査過程ではチェックしません。あくまで監督職員が業務に関連した支出であるか?を判断するための参考情報です。」ということですので、暫定金額での記載が困難な場合は、一般業務費支出実績総括表の支出実績欄は、暫定額でも問題なく、出納簿実績と多少の誤差が生じてもかまいません。	/
7.契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-1	「現地セミナー等で渡切単価を設定する確認書ですが、どのタイミングで取り交わすことが必要になりますでしょうか? 確認担当課長の印が必要とありますが、監督職員を通して、直接契約担当者に確認依頼をするということになりますでしょうか?」	タイミングとしては事前確認が原則となります。渡切単価については業務の内容ではなく単価の妥当性を確認するのみですので、監督職員の確認は不要、契約による確認と整理しました。 提出先について、当面は監督職員を通さず直接契約課にご提出ください。専門アドレスの設置等、変更がある際には様式等への追記等でご連絡致します。	/
7.契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-2	経理処理ガイドラインP19「直接経費(3)セミナー等で実施開催費」: 渡切単価の設定について根拠も含めて提出してください(様式は契約管理ガイドラインを参照)⇒渡切単価設定書の提出についておねだりした後、打合事例事例2の確認書を作成後、從来の原課担当者ではなく、調達部の営業担当者はもしくは契約担当課長を通じ送り、事前確認を得るという事になるのか?	提出のフローは、確認書作成後、調達部の契約担当へ直接送付いただき、事前確認後に契約担当より返信致します。	/
7.契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-3	渡切単価の設定について、これまでの打合によって確認から、契約担当課長と業務主担当による確認書に変更となることがあります。既往件で既に打合済で確認を済ませている場合においても、改めて契約担当課長との確認を取り交わす必要がありますでしょうか?	既に打合済で確認を済ませている場合は、改めて契約担当課長と確認を取り交わす必要はありません。精算時に当該打合済を提出してください。	/
7.契約管理ガイドライン	17直接経費の留意事項	7-17-1	契約管理ガイドラインP46「直接経費の個別支出に関する留意事項」の「会議費」について「会議費(会食費用)の計上は認められません」とありますが、この会議費とは、どのようなものを想定していますでしょうか? 具体例をご提示ください。	会議費(会食費用)は、セミナー等の昼食代等とは異なり、事業に関連して、外部との会議・会合における飲食関連費用になります。	/
7.契約管理ガイドライン	17直接経費の留意事項	7-17-2	p46の「直接経費の協力支出に関する留意事項」に、業務従事者の「少額交通費(1,000円未満)」の計上は認められないという記載がされています。 これに関して、例えば業務上の必要性から、事務所C/P機関の運送等に発生した費用(Uberなど)も認められないのでしょうか? 日々の移動回数の1回あたりの交通費は少額交通費範囲内に必要な場合もあるためお伺いします。この少額交通費は、複数の団員が個々の動きをすることにより、片方はUber等での移動を余儀なくされるといったケースが発生します。	ご理解の通りで、領収書1枚の金額が1000円未満の場合は、少額交通費の範囲となるため認められません。(経理処理ガイドラインP.19)有料道路通行料、駐車場代及びタクシーの借上げは、車両関連費として計上できます。	/
7.契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-2	現行案件の契約では報告書等でプロジェクト事業完了報告書、技術協力作成資料の提出が終了時に求められています。この部分では何ら変更はないとの理解で宜いででしょうか。	ご理解の通り、変更ございません。	/
7.契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-3	①技術協力プロジェクトにて通常成果品の一部を成す「ワークプラン」「モニタリングシート」について、これらも監督職員による確認がなされています。現地C/Pとの連絡等を通じて、業務内容の一部変更がこれら文書に反映される場合もあります。そのため、これら文書も契約書(仕様書)の補完文書となるのではと考えますが、いかがでしょうか? ②両文書の書類名称及びモニタリングシートひな型の構成について質問とコメントがありますが、本窓を通じて行なうことはできますか?	①「ワークプラン」や「モニタリングシート」を踏まえ、業務計画に変更の必要が生じれば「業務計画書」を適宜更新・変更するものとされます。そのため、弊機構と受託者との間での契約書の補完文書としては「業務計画書」のみとなります。 ②ひとまずこちらにご連絡いただければ、所掌部署におつなぎいたします。	/
7.契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-4	「業務従事者の従事計画/実績表」の人月につきましてお尋ねいたします。 以前の様式はとすると、注意書きに「現地業務期間は30日、実務期間は20日で除した数字の小数点以下第3位を四捨五入して算定してください」とありました。 現在の様式および契約管理ガイドラインを確認しましたが、見当たりませんでした。 現行では、日数を記載(確認)しておらず、第3位を四捨五入するという計算方法までは決められていないとの理解で相違ないでしょうか。	「業務従事者の従事計画/実績表」では日数の記載はありませんが、業務人月の計算方法についてはこれまでどおり、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで算定します。(経理処理ガイドラインP4のとおり)	/
7.契約管理ガイドライン	19現地人月の確認	7-19-1	合意単価契約の数量を現地人月に設定している案件については、月報で現地人月が確認できなくなりますが、精算時のどのように数量を確定するのでしょうか。	現地人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-1	給与水準の直接確認による格付を行なう場合について、残業代、賞与を考慮しない理由は何かでしょうか? 会計上、賞与に示された項目に基づいて、残業代、賞与を含めたものの直接人件費を考えます。 また、算出は3ヶ月ではなく、賞与、残業代を含めた年ベースの支払い金額から月当たりの給与水準を算定するのか妥当と考えますが、3ヶ月とした理由は何でしょうか?	JICAのコンサルタントの単価は、国交省の単価を準用しております。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としました。また、1ヶ月だけ単価が上がる、というような特殊事情に左右されないよう、単月のみだけでなく、3ヶ月間確認させていただく形にしました。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-2	(1)P148(17)のダイレーシー枠に活用における格付認定においては、P.70別添資料2を準用するとして、格付認定確認書の提出は必要でしょうか? (2)(1)の場合、P.70別添資料2(2)業務従事者の格付の目安にに基づく格付認定にのみ、P.27 業務従事予定者経歴書を踏まえ「コンサルタント等契約におけるボーグル作成ガイドライン」の様式4-5(その1)(評価対象業務従事予定者経歴書)を提出するのでしょうか。	(1)格付認定確認書の提出は必要です。ダイレーシー枠に限らず、新規に業務従事者を配置する場合は契約管理ガイドラインP27(2)(5)新規配置業務従事予定者の報告/確認に沿って対応ください。なお、2-43のとおりダイレーシー枠の考え方方は今回の改定でなくなりました。 (2)ご理解のとおりです。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-3	格付けの認定について ①当該格付に相応する給与水準にあると判断される、という格付認定基準に従い、なぜ3ヶ月、かつ賞与や残業代を含めず給与水準を算定するのか。 ②業務従事者の格付の目安に基づく格付認定にのみ、P.27 業務従事予定者経歴書を踏まえ「コンサルタント等契約におけるボーグル作成ガイドライン」の様式4-5(その1)(評価対象業務従事予定者経歴書)を提出するのでしょうか。	JICAのコンサルタントの直接人件費単価は、国交省の単価を準用しています。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としています。また、1ヶ月だけ単価が上がると、というような特殊事情に左右されないよう、単月のみだけでなく、3ヶ月間確認させていたく形にしました。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-4	等級格付の方法について10/23に質問した際、給与水準の算出において賞与や残業代は国交省の単価に含まれないため考慮していないとの回答でしたが、国土交通省の単価を算定しておこなったところ、単価には以下も含まれておらず、昨日の説明で違います。単価には賞与相当額、退職金相当額、労災保険、児童手当が含まれます。また、単価は所定労働時間内8時間当たり計算されていますので、所定労働時間が8時間未満については8時間換算する必要があるかと想定しています。昨年のJICA人件費算定資料の算出方法は始終水準が過小評価となつて相当取扱が下がりますので、計算方法について再度検討をして頂ければと存じます。 1.基本給相当額 2.諸手当(扶養、賃格、通勤、住宅、家族、その他) 3.賞与相当額 4.事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当)	承知いたしました。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-5	国交省の単価の説明資料として以下(資料3)には、賞与相当額を含む、時間外等の「割増賃金」は含まれない(=割増分以外は含む)と記載されています。参考まで。 https://www.mlit.go.jp/tec/content/001587145.pdf	検討させていただきます。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-6	格付け認定のうち、23日の説明会でも質問があった、給与水準について、残業代や賞与については考慮しない、それは国交省の単価の算定基準に合わせたもの、という説明が23日にありました。国交省の単価設定でも賞与相当額のようなのものが含まれていたと思うので、一度確認いただければと思っております。	国交省については、残業代は含まれません、というものは明確に記載されています。 賞与について、国交省では確かに算入されていますが、JICAでは、これまでのガイドラインでも、発注者・受託者のお互いによる簡便な方法で格付を認定やすいように、今まで中に入れて確認する形にさせていたいという、ほとんどこの方法で認定できると思っております。賞与を算入することで格付の号数が逆転するケースは少ないと思いますので、簡便性で始まりのみで判断したいと考えております。もし賞与があると逆転するという事例がございましたら、意見交換をさせてください、その時点で検討してまいりたいとおもいます。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-7	格付認定について、新しく3つの観点から認定する旨の説明がありましたが、このうちの「過去にJICA事業で同等の実績がある」の評価の観点について、公示では3号だったが、年次で評価されて年数が足りないので4号で格付したという事例では、当該従事者の号数は3号と記載できるのでしょうか。	契約に規定する業務が実施できるのであれば、公示時点の格付けで契約します。これまで、経験年数が足りないのが格付を下さなくて契約することありましたか、今後は、選定後にプロポーザルに記載された号数で契約を下さることになります。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-8	<上記7-20-6回答への更問> 「今後は選定後にプロポーザルに記載されていた号数よりも格付を下げて契約するということはなくなります。」となりますが、格付認定確認書の提出があります。それでも先づ下がる」ということはないということですね。	格付の設定についてはプロポーザル作成ガイドラインに記載の業務の難易度と齟齬がなければ、ご提案通りの格付します。また、格付認定についても認定書に記載の理由が妥当であれば、ご提案通りの格付で認定します。(理由が妥当でない場合、提案格付を認めないケースがある可能性はありますが、これまでのように学年次不足を理由として格付を下さることはなくなります。)	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-9	今回の認定方法の「2)経験・実績等から、必要な技術水準にあると判断される」について、格付認定シートでどのようにアピールすればよいイメージが湧きません。4号がどこまで積みあがったら3号にするという明確な基準はあるのでしょうか。	プロポーザル作成ガイドライン別添資料5、格付基準にあたる自前の記載例の、これに相当するということを記述的に行なったとき、その評価基準を満たすと判断されます。第三者が読んで納得するだけに結構です。 ①「JICA事業で同等以上の格付けの実績がある」に比べて、より幅広い経験を拘り、4号業務を行いつつも3号業務に相当する内容を美奨励的に行なっているというような記載をいたぐらしく、格付基準を満たしていくと読めるようにしていただければ結構です。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-10	業務従事者の格付けの相場書類について、給与明細を企画提案書へ添付して提出するのは個人情報として疑問がおります。なかに他の提出方法を検討されませんでしょうか。	契約交渉の段階で個別にご提出いただくような形など、受け取り方を工夫させていただきます。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-11	未確定従事予定者が契約締結(=契約金額確定)後に確定し、確定業務従事者の格付けを当初契約締結時より上げる(それに伴い航空賃費グラフも上がる)ことは可能ですか?	ご質問の趣旨は、契約締結時点では具体的な人は未確定であるが、その時点で想定される格付けで契約を締結している業務従事者について、業務従事者が確定し際に契約時の格付けを下さる航空グラフに対する影響についての質問だと思います。この場合、結果として、ある一定の業務基準に基づくと、格付けが2号になると、契約締結時の格付けの変動が大きくなることになります。(例)業務基準に基づくと、格付けが2号の場合は、契約締結時に想定される内容を美奨励的に行なっているというような記載をいたぐらしく、格付基準を満たしていくと読めるようにしていただければ結構です。	/
7.契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-12	新ガイドラインでは、旅費(航空費)は費用流用の対象となっており、今までのガイドラインのように航空費のみ契約金額を超えた精算を認めるわけではなくたのでお伺いします。	プロポーザル提出に評価対象以外の業務従事予定について、経験書を提出する必要はありません。他の業務従事者の格付に認定��拶にあたっては、契約交渉時であっても、契約実施時であっても、新規に配置する業務従事予定については、同行手続きで、経験書を提出してください。「2.業務従事予定者の格付認定」の(2)P27に記載のとおり、契約交渉時であっても、契約実施時であっても、新規に配置する業務従事予定については、同行手続きで、経験書を提出してください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-14	最初の簡単な質問がもう少し丁寧な説明ですが、下記2点についてご教授いただけますと幸いです。 その他の(注5)、「時間外手当(割増賃金を除く)」についてご教示いたしました。 弊社は時間外手当(割増賃金を除く)について、時間外手当(割増賃金を除く)一定の範囲で支給される時間外手当(固定額)、(その他に土曜日や深夜等)勤務の場合に支給される割増賃金、の大きく分けて2種類がございます。その他(注5)「時間外手当(割増賃金を除く)」には含まれるという理解でよろしいでしょうか。 ・請担当(注3)について 給与明細等における手当(役職手当、資格手当、通勤手当、家族手当、扶養手当等)に、家賃補助(住居手当)は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	・「時間外手当(割増賃金を除く)」及び「諸手当(注3)」について、いずれもご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-15	ガイドライン15ページの表2-1では、以下のように分類されていると理解しています。 1段目:契約変更の必要な事業 2段目:打合簿による対応が必要な事業 3段目:受注者の裁量によるため、打合簿も不要(月報で報告)	「業務主任者/副業務主任者以外の業務従事者の人選/配置の変更は、受注者の裁量にないもので、(1)に該する場合は打合簿は不要であるとして理解していましたが、打合簿事例集(事例23)には、「業務従事者の裁量によるもので、(2)に該する場合は、(1)の他に土曜日や深夜等勤務の場合に支給される割増賃金、の大きく分けて2種類がございます。その他(注5)「時間外手当(割増賃金を除く)」には含まれるという理解でよろしいでしょうか。 一方、請担当(注3)については、(1)の他に土曜日や深夜等勤務の場合に支給される割増賃金が該付されない場合があると理解していましたが、月報で確認されない場合は打合簿は不要でした。 この合意は、受注者の「人選」と「配置」を、監督職員が確認・承認するものではなく、格付承認のために必要な打合簿です。 5号以下の業務従事者については、格付認定を行いませんので、打合簿は不要になります。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-16	<7-20-15への追問> 契約管理制度の権限の記載についての更問です。 新規の格付の認定が伴わない(5号以下の)業務従事者の人選・配置の変更については、受注者裁量である為、打合簿は不要であると理解しました。 それでは、業務従事者の減少/投入予定の担当者の削除についても、人選・配置の変更による(他の従事者が対応する等、業務内容の大幅な変更ではない場合、打合簿は不要となる)人選変更(例:従事者名簿が記載されてはいますが、配置済みの従事者の交代、変更についても、従事者名簿に記載する監督職員が該付けを確認すると、あり、月報で確認が打合簿が必要かが明記されています)の場合は、打合簿は不要ですか? また、表2-1に記載の受注者の裁量(打合簿が必要の要件の変更)とは、具体的にどのような状況を想定されているのか?理解で誤りがあれど指摘していただけると幸いです。 次回のガイドラインの修正版には、もう少し分かりやすく記載いただきたく、重ねてお願い申上げます。	ご理解の通り、業務従事者の減少については、打合簿は不要です。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-17	新規配置業務従事予定者の報告の打合簿について、認定不要な団員(5号以下)の追加時に開てる手続きについて確認します。 10-2更新の質問:回答の質問番号:7-20-15の回答では5号以下の業務従事者については、格付認定を行いませんので、打合簿は不要になります。)にご回答頂いておりましたが、5号以下の団員を追加した際に、原課担当者より格付認定は不要でもある、業務従事者名簿も提出致しました。 上記質問:回答表とのコメントと実際の手続きが異なったため、どちらか正しいのかご教示頂けますでしょうか。 ・格付認定不要な団員(5号以下)を配置した場合 ⇒打合簿は不要なの? ⇒打合簿は業務従事者名簿の提出が必要なの? (格付認定依頼書/給与支拂用認証書/CVは不要で新規配置業務従事者の報告のみ行う)	格付け認定不要な団員を配置した場合、当該変更のみのために打合簿を交わす必要はありませんが、月報等の提出の際にあわせて、変更後の業務従事者名簿の共有をお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-1	契約管理ガイドラインP23 打合簿について 打合簿がワードからエクセルになった理由が何か理由がありますでしょうか。 社内印押後PDF形式にして提出するので、ワードでエクセルでも変わらないように思われます。社内での確認や貴司ご担当者様との確認も、更に履歴が残るワードの方が利便性が高いと思うので、特に明確な理由がなければ同じ書きぶりにしてつづり方を変えてよいでしょうか。	2024年導入予定のシステム(事業・契約管理プラットフォーム)では打合簿をWeb上で作成・確認・承認のため、将来的に以紙化フォーマットとしての役割も持たせてエクセル化しました。また、標準化した文書の選択や、閲覧による制御等で記載ぶりを抑え、変更や修正がなるべく少くなるよう作成しております。履歴としてコメントを残すなどでご対応いただきつつ、今後はエクセル版を使用いただきようお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-2	新書式について①打合簿等番号について、ガイドラインでは「打合簿の管理を容易にするため、通し番号を記載します」との説明ですが、記載は必須でしょうか。これまで番号をつけていない場合(日付等で管理)は未記入のままでよいでしょうか。②金額の増減欄について、プロジェクトの見積額(定額形状ではなかった)と実際の契約額の差額の記載でようしかったでしょうか。	①未記入のままで可ですが、今後の管理のため、これからも連番の作成をお勧めします。 ②差額を記載ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	22支払計画書の様式	7-22-1	7-22-1では様式4:支払計画書の「2.支払計画」に記載する「支払予定期間」の定義的回答として「①(部分)完了期限提出時期(成果品提出時期)を記載ください。様式4支払計画書「2.支払計画」の「支払予定期間」の文言を変更しました。」とあります。現在の様式4の備考欄には支払予定期間(自)に入力するあります。また、これまで各案件担当者によっては(②)で月履行期限のため年度を超えると想定していいたい旨を記載する旨を記載する必要があります。そこでこの記載を統一して、現地で支払予定期間を記載する旨を記載していただき、本件Q&A及び様式4内の記載を統一して周知いただいでよいでしょうか。	支払書面で記載いただく支払予定期日は、様式4に記載のとおり支払額を受領される予定期日をご記入ください。各支払においての支払予定期日は、以下ご参考ください。 ●前払:契約締結後(契約履行期間が1ヶ月以上の場合)は第2回目以降は契約交渉等で合意した請求可能時期)から請求をなさないで、30日前に支払を行いますので、それらを踏まえて適宜入力してください。 ●現地支払:中間業界料提出から10営業日以内に検査を終え、支払請求をいたいた後、30日内に支払を行いますので、それらを踏まえて適宜入力してください。 ●積算料:支払算算契約の場合(ランサム契約の定額算上分も含む)は、契約書に定められた期限内に精算報告書を提出していただき、その後、精算報告書の確認を行います。精算確定作業については、案件規模等により異なりますので、精算報告書提出から1~3ヶ月後を踏まえて適宜入力してください。ランサム契約の場合は、上述計算払いと同様となります。 上記を弊機構内で同じく徹底いたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-1	現在履行中のQCBS案件については、現地再委託費の費用間流用は対象外、企画競争案件については、現地再委託費も対象外となる、という事でよいですか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-2	実施中の実費精算案件(技術協力プロジェクトなど)についても、11月から費目間流用(例えば、一般業務費から報酬への流用)が受注者の裁量になるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。 補足:現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えてでも精算可としている案件については、費目間流用の対象外となります。なお、継続契約で改正後の契約書難形を適用する案件についてはこの限りではありません(10/23説明会スライド74ご参照)	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-3	10/23説明会スライド74にて「現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えてでも精算可としている案件については、費目間流用の対象外となること」、なお、継続契約で改正後の契約書難形を適用する案件についてはこの限りではありません(その説明がありました)。 こちらに該当する場合は、費目間流用の対象外となることにより、精算額が契約金額を超えて支払われる可能性がある(支払算算契約で定めた業務完了提出までに検査書類を終える必要がある)、とのことで修正いたしました。先の(C)完了提出時期(成果品提出時期)を含め、いずれかが貴機構方針を定めていただき、本件Q&A及び様式4内の記載を統一して周知いただいでよいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-4	契約管理ガイドライン(2023年10月)P.84(及び経費処理ガイドライン(2023年10月)P.14(備考1))に、「2023年10月以前の公示案件については、再委託費、旅費(航空費)については、契約した契約書に準拠し、契約金額を超えてでも精算可としている案件については、費目間流用の対象外となります。」との記載があります。 こちらについては、為替算定後(航空費単独の算定)に再委託費、旅費(航空費)が上昇したことにより、精算額が契約金額を超えた場合、再委託費、旅費(航空費)の超過分は、貴司からの費目間流用により補填する必要なく、超過分のまま精算すること可能で、この理解でよろしいでしょうか。 また、経費処理ガイドライン(2023年10月)P.14の「備考11」に基づき、再委託費や旅費(航空費)の超過分により精算額が契約額を超えて支払の場合については、打合簿及び契約変更手続は不要、との理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解の通りですが、費目間流用で再委託費や航空費の超過分に対応できる場合は、まずは費目間流用にて対応ください。その後、費目間流用では対応できず契約金額を超過してしまう場合は、打合簿や変更契約にて対応してください。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-5	2023年9月30日以前の公示案件についての費目間流用についてご教示いただけますでしょうか? 旅費(航空費)は、算定した契約額を準拠し、契約金額を超えても精算可としている条件については、費目間流用の対象外とのことで、大項目の費目間流用は、理由によらず、3者打合簿の対応にて可能だという認識でよろしいでしょうか?	旅費(航空費)の契約金額を超えてでも精算可としている契約については、航空費は基本的には費目間流用の対象外となりますので、予定で作成された航路が完了し、残りが出ておりそれを他費目に流用したいなどの事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費目間流用を認める場合があります。具体的なケースに基づき、ご相談ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-6	ガイドラインの4回目になります「現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えてでも精算可としている条件については、費目間流用の対象外となります。なお、継続契約で改正後の契約書難形を適用する案件についてはこの限りではありません(その説明あります)。 現地再委託費および旅費(航空費)から他の費用への流用だけでなく、他の費用から現地再委託費および旅費(航空費)への流用についても、コンサル泰豊ではなく打合簿が必要との理解でよろしいでしょうか。	現地再委託費、旅費(航空費)契約金額を超えてでも精算可としている契約については、航空費は原則費目間流用の対象外となりますので、予定で作成された航路が完了し、残りが出ておりそれを他費目に流用したいなどの事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費目間流用を認める場合があります。具体的なケースに基づき、ご相談ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-7	実施中の案件(2023年10月以前に契約、QCBS、実費精算方式一部合意単価あり)で、現地再委託費から現地渡過追加のための報酬、報酬、貿易、日宿泊費への費目間流用を検討中です。	ご理解のとおりです。 この場合、航空費や再委託費が最後に余ることが確定した場合でも流用するためには打合簿が必要なでしょ うか。例えば現地一の「予定当初よりこれまでために旅費(その他の)が数万円以上になりなったことが精算時に判明した」といったケースは、従来は少額の流用(契約金額の5%または50万円以下)精算時に打合簿などで精算時に流用する際の原資として、余つていれば航空費・再委託費を使うことができますよなにいりますが、その理由を教えて下さい。もともと柔軟性のある費目なので、そこからの流用はできないということでしょうか。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-8	2023年10月改定により、費目間流用の受注者による裁量が拡大されましたが、一部旧の案件では航空費・再委託費については海上限超えての精算が認められることから、裁量拡大のルール適用外となっておりました。(別添資料:2023年10月以前の公示案件に適用する場合の留意事項に現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えてでも精算可としている条件については、費目間流用の対象外とします。)と記載があります。 この場合、航空費や再委託費が最後に余ることが確定した場合でも流用するためには打合簿が必要なでしょ うか。例えば現地一の「予定当初よりこれまでために旅費(その他の)が数万円以上になりなったことが精算時に判明した」といったケースは、従来は少額の流用(契約金額の5%または50万円以下)精算時に打合簿などで精算時に流用する際の原資として、余つていれば航空費・再委託費を使うことができますよなにいりますが、その理由を教えて下さい。しかしこのルールは費目間流用の裁量拡大によって無くなっている理解です。そのようなナースで精算時に流用する際の原資として、余つていれば航空費・再委託費を使うことができますよなにいりますが、その理由を教えて下さい。が、もともと柔軟性のある費目なので、そこからの流用はできないということでしょうか。	Q1:航空費や再委託費が最後に余ることが確定した場合でも流用するためには打合簿が必要なでしょ うか。 A1:ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-9	コロナ関連経費(現地渡過再開に当たっての経費)につきまして、 ①費目間流用が受注者裁量になってしまった場合、コロナ関連経費を他の目的で費目間流用することは、原則、認められないとの理解でよろしいでしょうか。 ②難費に計上されたコロナ関連経費(PCR検査代等)を一般業務費内で流用させていたいことは可能でしょうか。	Q2:そのようなケースで精算時に流用する際の原資として、余つていれば航空費・再委託費を使うことはできますよなにいりますが、今後使用見込みがない航空費・現地再委託費(費目間流用の対象外として取り扱っています)は、現地再委託費が完了し、残りが出ておりそれを他費目に流用したいなどの事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費目間流用を認める場合があります。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-10	受注者裁量による費目間流用は、一般業務費に予算(契約金額)を計上していない案件や、一部しか計上していない案件(例:難費にコロナ関連費のみ計上していた案件)においても、可能でしょうか。(精算対象となるか否かは、一般業務費支出し実績確認表で承認をいたいた上で、との理解です)。どうぞよろしくお願いいたします。	Q3:もしできない(打合簿が必要)となると、裁量拡大のルール改正の流れとは反対しているように思います。 A3:費目間流用の受注者裁量化は、2023年10月から適用された契約書に基づき、受注者裁量もった契約金額の範囲で適用されます。したがって、それ以前の契約書(旧契約書)を適用する場合には適用されません。旧契約書では、一部費目において上限を超えての精算を許容しているため、原則的には費目間流用の止止めが効かず、契約管理が困難となることを回避するため、流用に際しては打合簿の事前承認を必須とします。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映	
7.契約管理ガイドライン	24適用範囲(ランサム契約)	7-24-1	継続契約に係る適用は全案件という理解でよいでしょうか？(試用期間が2024年までとのことでしたため)。	継続契約をランサムに移行する場合の打合簿の様式は従来型と理解しましたが、共有方法はどのようにされますでしょうか。	/	
7.契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-1	9/29説明会スライド69「2023年9月30日以前の公示案件は、2023年11月から適用する」とありますので、2023年10月頃に打合せ薄を取り交換する場合は、従来通り紙+印押での取り交換にどのように理解でよいでしょうか？	11月1日以降から、新制度の適用でご理解お願いいたします。	/	
7.契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-2	現在実施中の案件について、本ガイドラインの適用開始は11月からと認識しておりますが、打合せ薄や月報のフォーマットなど、11月から全案件一斉に変更する必要がありますでしょうか。担当職員との相談により順次切り替えます。また、新ガイドライン適用により、実施中の案件で、例えば、10月までは取り交換していた連続渡航の打合せ薄も、11月から取り交換する必要がないといい理解でよろしいでしょうか？	11月以降に新規に発生するものについては新フォーマットの適用をお願いします。ただし、10月から既に協議しているものについては旧来のフォーマットでも可とさせていただきます。	/	
7.契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-3	2024年7月改定版について、「2024年7月以降の公示及び継続契約用」とされておりますが、2024年6月以前の公示で2024年7月以降契約締結の業務にも適用されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	/	
7.契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-4	契約3ヶ月settにについて、2点お問い合わせします。 ①最終見積書と電子契約署名アドレス・支払先口座届出書につきまして、共同企業体を結成している場合の発行者は、「案件名+共同企業体+代表者名の記載が正のとどうですか？」と表示者の名記載のみで貴機構内の手続が進んでいる案件もあり、どちらかが正確なのでご指示いただけますでしょうか。 ②本邦研修を実施する案件は、本体契約とともに研修契約も締結しますが、その際に研修契約分としての電子契約署名アドレス・支払先口座届出書の提出が必要なのとどうですか？これまで本体・研修契約につての届出書のみ提出されよい認識あり、それで問題なく貴機構内の手続も進めさせていただきました。しかし、直近に契約した案件においては、それまでの契約で届出書を作成するよう依頼があり、2つ目の届出書を作成のうえ提出いたしました。 上記に同じして、貴機構内での確認と対応を執っただけとなります。	①最終見積書と電子契約署名アドレス・支払先口座届出書について、共同企業体を結成している場合の発行者は、「案件名+共同企業体+代表者名の記載が正となります」。 ②契約ごとに届出書を提出いただくのが正式になります。	/	
7.契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-1	単独型については、現在ガイドラインを改定中のことであります、現時点では「業務実施契約(単独型)における契約管理ガイドライン(2021年12月版)」が適用ということで、その場合、単独型案件が本業務となる場合は、ワードの打合簿を作成といい理解で良いでしょうか？	単独型についてもガイドラインを2023年10月に更新し、エクセル打合簿に変更となりましたのでご確認ください。	/	
7.契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-3	業務実施契約(単独型)についても、改定時期が明確になりましたら今回の説明会を予定されていますでしょうか？	単独型については、書式の一部変更等軽微な変更のみを想定していますので、そのためだけの説明会の開催は予定していません。	/	
7.契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-4	単独型の業務完了届に添付する業務従事計画・実績対比表についての質問です。 2023年10月以前の契約(具体的には2021年度の契約及び2023年9月契約の案件)にも新しい様式のものを持つてよいでしょうか？(現地業務計画・実績対比表)はバーチャートが基本でしたが、10月以降の履行期限のものは全てバーチャートなしの新様式を添付するとの認識で問題ないでしょうか？	2023年10月以前の契約についても新様式の業務従事計画・実績対比表を添付してご提出いただいて問題ありません。	/	
7.契約管理ガイドライン	27掲載サイトの表記	7-27-1	JICAの「業務実施契約における契約管理ガイドラインについて」のサイトに、下記のように記載されています。 (6)各種様式の整備・廃止 3)業務従事者に係る緊急連絡網 ・本ガイドラインで様式を提供するのではなく、業務従事者に係る緊急連絡網も含めて、関連手続きのWEBサイトにリンクするようお願い。 →「関連手続きのWebサイトにリンクする」とはどういう内容でしょうか？	16頁2.契約管理手続き(1)渡航手続き等において、リンク先を掲載しています。	/	
8.経理処理ガイドライン	01報酬単価	8-01-1	経理処理ガイドライン、「第1部>II報酬>4.紛争影響額・地域」の情報は、Excelなどで公開されておりますでしょうか？DXが求められている事務方で、同書に掲載されている国・地域情報をマスターとして管理システム化したいと検討しています。 もし公開が検討されておりましたら、そのサイトの情報などをご教示していただけると幸いでございます。	「報酬単価の加算を認める「紛争影響額・地域」の情報は、Excelでの公開はありません。公開中のPDF版はコピー可能ですので、適宜ご利用ください。	/	
8.経理処理ガイドライン	01報酬単価	8-01-2	ガイドラインのP8(に記載されているコンサルタント等契約(業務実施契約)に係る報酬単価のうち、「その他原価」の積算の式が、(直接人件費)×(α/1-α)であり、α=50%とありますが、(α/1-α)の意味がわかりません。何に対する50%なのでしょうか？またαが分子で、1-αが分母といふことのでしょうか？	「α」は直接人件費に対する50%です。 直接人経費を「1」とお考え、「α」を差し引いた(1-a)を「α」で割ります($\alpha / (1-\alpha)$)。α=50%なので計算式に当てはめると1です。結局、その他原価=直接人件費となります。 「α」は経理管理ガイドラインP8に記載の通り、①間接経費+②直接経費として計上されていない直接経費の合計=これがαです。 またαが分子で、1-αが分母といふことでの理解の通りです。 一般管理費の積算も上記と同様です。	/	
8.経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-1	合意単価契約の数量を現地法人月に設定している案件については、月報で現地人月が確認できなくなりますが、精算時どのように数量を確定するのでしょうか。契約額での精算(ランサム)になりますか？	現地法人月は、旅費(その他)で目次確認が可能です。	/	
8.経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-2	ガイドラインの4(II報酬・2.業務量(業務人月))： (1)現地業務に当たり、業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します。 (3)海外居住者現地居住に「日当・宿泊料」が計上される場合は現地業務として、計上されない場合は「稼働日20日で1人月」として取り扱います。「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地域で業務を行う場合は、日当・宿泊料を計上できます。したがって、「現地業務(拘束日30日)で1人月」とします。○つまるで、海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、準備業務とみなすのか？現地業務だが1人月は20日かと考へますか？	海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、準備業務として1人月は20日となります。 作業計画ですが、人月についても終人月のみとなりますので、「現地作業期間」と「準備作業期間」の区別も不要と致します。 作業内容に合わせて、作業期間を黒表示してください。	/	
8.経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-3	仮に、月額報酬額6号2,068,000円、2024年4月1日から16日までのうち実働12日) 2,068,000円÷20=103,400円 103,400円×12日=1,240,800円+消費税10% = 1,364,880円(日当宿泊費は無い) もしくは、12日(稼働日)=20-0.6人月 0.6×2,068,000円=1,240,800円+消費税10% = 1,364,880円 →金額は同じですが、どちらの算出方法が考え方として正しいでしょうか。	仮に、以下につきましてご教示下さい。 ①31日ある月に国外業務拘束日が31日だった場合、人月は1.03となりますでしょうか。それとも上限として1,000を超えることはなく、31日稼働したとしても20/30で算出しようですか。また、1,000MMの場合にも、日当宿泊費は3/21で計算されるべきですか？ ②21日以外業務拘束日8日ある場合は29日行った場合、人月は28÷30=0.93(あるいは29÷30=0.97)ではなく、1か月フル稼働したと考え、1.00となりますが、また、1,000MMの場合にも、日当宿泊費は28日(あるいは29日)で計算されるべきですか？ ③国内業務が21日(あるいはそれ以上)稼働した場合で、該当事業の増額率の補填が必要な範囲 また、以下につきましてご教示下さい。 ①31日ある月に国外業務拘束日が31日だった場合、人月は1.03となりますでしょうか。それとも上限として1,000を超えることはなく、31日稼働したとしても20/30で算出しようですか。また、1,000MMの場合にも、日当宿泊費は3/21で計算されるべきですか？ ②21日以外業務拘束日8日ある場合は29日行った場合、人月は28÷30=0.93(あるいは29÷30=0.97)ではなく、1か月フル稼働したと考え、1.00となりますが、また、1,000MMの場合にも、日当宿泊費は28日(あるいは29日)で計算されるべきですか？ ③国内業務が21日(あるいはそれ以上)稼働した場合で、該当事業の増額率の補填が必要な範囲 また、 ④-1 国外業務で8時間に満たない場合には1拘束日とはみなされない場合もあるのでしょうか。 ④-2 国内業務の場合、4時間の移動を2回間とした場合、「稼働日とする」という理解でよいでしょうか。	経理処理ガイドラインP4のとおり、人月を先に算出してから、報酬額を算出します。 ①一か月が31日または28日であっても一律30日で算出します。日当・宿泊費は実際の渡航日数に応じて算出します。 ②報酬額は、業務従事者毎の報酬単価(月額)に業務量(業務人月)を乗じて算定・合算します。業務量(業務人月)は、予定業務日数を1人月に換算して算定します。この換算は、現地業務においては拘束日(本邦発行日から本邦帰国日)30日=1人月とし、準備業務においては稼働日(業務を行った日)20日=1人月とします。実際の月の稼働日でカウントしております。例えば、3ヶ月間の間に2/21日稼働した場合(国内業務)、1,005人月となります。 ③現地は最も単位は1日で管理しています。国内は時間ではなく、業務量(業務人月)で管理しています。 具体的な案件を想定しているご質問であれば、契約担当までご相談ください。	/
8.経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-4	経理処理ガイドラインP4の2.業務量(業務人月)に、「なお、最小単位は1人日となります。」が追加されました。以前のガイドラインでは業務従事者の実績表(表)にも2.2日という記載がありましたが、考え方方が変更になったということでしょうか？	報酬算積時は、ガイドライン記載の通り最小単位は1人日として計算いただくことになります。契約締結後に、現地業務と準備業務の振り替えを行う際は、作業量は変わらないため人月は増えません。その結果、準備業務の人月で人月があるように調整することは生じ得ます。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-1	例えば、以下の文言がある場合は、契約金額を超えてても精算可としているために、原則費用開漏用の対象外という理解でよろしいでしょうか？ (契約約款抜抜き) 拠点者は各自に定める金額の範囲において契約金額を超える確定金額を決定することができる (1)航空賃の増額が生じた場合で、当該航空料の増額の補填が必要な範囲	ご理解の通りです。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-2	「各」ライバルの単価を超えてのクラスの変更不可の意味についても少し尚しあ教示いただけないでしょうか。例えばC30万円、Y15万円が単価の案件で、Yで契約している従事者が力を発揮する場合、15万円を超えない範囲であれば、YからCに変更できるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-3	2023年10月以降のエコノミークラス従事者の会社都合等によるビジネスクラス利用の精算について。経理処理ガイドライン(14)に契約金額を超過する航空賃単価を上限に精算する。一方で13には、正なる理由がある場合、当該変更等による経理費を算定対象とすることを認める(打合簿の取扱いは不適)。要するに、契約金額を超過する航空賃単価を上限に精算する。	前提として、旅費(航空賃)が、実費精算案件との理解で回答致します。 契約時の運賃経路で座席(エコノミークラス)の確保があった場合、実際の渡航経路の航空賃(エコノミークラス)にて領収書にに基づく実費算算となります。この際に契約時の該当する渡航の単価を超える場合は旅費(航空賃)内で調整してください。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-4	<上記8-03-3回答の範囲> さういふため確認させてください。書かせていただきおりましたように、これはエコノミークラス従事者の会社都合等によるビジネスクラス利用の精算についての賃料です。実際にはビジネスクラスに搭乗してエコノミークラスの領収書を取得できませんので、契約とは異なる実際の渡航経路の航空賃(エコノミークラス)の領収書にて精算してよろしいでしょうか？(証拠書類附属書に、「契約時の渡航経路で座席(エコノミークラス)の確保が困難であったため」との理由を記載)。	経理処理ガイドラインに記載のとおり、会社都合や自己都合等によるビジネスクラスや正規運賃の利用、渡航経路の変更、航空会社の変更等を行った場合、契約金額内訳書又は契約金額詳細内訳書(契約開始に当たっての合意事項にかかる打合簿の別添資料)に基づき、該当する渡航の航空賃単価を上限に精算します。正當な理由で経路変更し、差額自負担当でエコノミークラス契約者がビジネスクラス利用の場合におかれても、実際の渡航経路のエコノミークラス運賃証明書の提出は不要です。該当する渡航の航空賃単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空賃)内で調整することは可能です。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-5	<上記8-03-3、8-03-4回答の範囲> ガイドラインの13は、経路を正当に理由(満席等)で変更した場合の対応 D14は、エコノミークラス契約者が会社都合でビジネスクラス利用した場合の対応 では、両方のケースが重なる(正當な理由で経路変更し、差額自負担当でビジネスクラス利用)場合は実際の渡航経路のエコノミークラス運賃証明書にて精算してよろしいか、という質問です。	正當な理由で経路変更し、差額自負担当でエコノミークラス契約者がビジネスクラス利用した場合におかれても、実際の渡航経路のエコノミークラス運賃証明書の提出は不要です。該当する渡航の航空賃単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空賃)内で調整することは可能です。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-6	旅費(航空賃)の精算について、居住地(滞在地)でない国から出発することなり、経由地は契約で記載している経由地を超過する場合、居住地(滞在地)でない国から経由地までの精算は不可と理解しますが、経由地から業務拠地までの航空賃精算は可能でしょうか？	可能です。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-7	今回のガイドライン改定以前(2023年10月前)に継続している、継続契約の航空賃についてですが、「2023年9月までの公的条件は契約金額を超えての精算が可能な限り(経理処理ガイドラインP14脚注1)とあります。契約管理ガイドライン(14)は84歳添付料6.2には、「旅費(航空賃)は、締結した契約を基準として、契約金額を超えても精算可能としている案件については、契約金額を超えての精算が可能な限りの理解でよろしいでしょうか。また、現在履行期間延長の変更契約のため、打合簿の交換を進めています。変更契約の際に、ガイドライン変更に伴う契約の変更について含めた、変更契約を交わす必要がありますでしょうか。契約変更是航空賃の取扱いに大きく影響いたしますため、締結済みの案件につきましては、契約の変更是しないとの理解でよろしいでしょうか？	契約約款に記載があります。今後契約金額を超える精算を不可とする契約は、契約書本紙にて該当する契約約款の条項を適用しない旨記載いたします。	/	
8.経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-8	今回のガイドライン改定以前(2023年10月前)に継続している、継続契約の航空賃についてですが、「2023年9月までの公的条件は契約金額を超えての精算が可能な限り(経理処理ガイドラインP14脚注1)とあります。契約管理ガイドライン(14)は84歳添付料6.2には、「旅費(航空賃)は、締結した契約を基準として、契約金額を超えても精算可能としている案件については、契約金額を超えての精算が可能な限りの理解でよろしいでしょうか。また、現在履行期間延長の変更契約のため、打合簿の交換を進めています。変更契約の際に、ガイドライン変更に伴う契約の変更について含めた、変更契約を交わす必要がありますでしょうか。契約変更是航空賃の取扱いに大きく影響いたしますため、締結済みの案件につきましては、契約の変更是しないとの理解でよろしいでしょうか？	実費精算の案件を前提として回答いたします。契約締結時に改正前の契約離型を使用している場合は、ご理解の通り航空賃について契約金額を超えての精算が可能な契約となります。 2023年10月以前に契約締結済みの案件につきましては、変更契約時も契約締結時の契約が適用されまます。	/	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-9	<p>最新の経理処理ガイドライン(2023年10月版)では、従来のように旅費(航空賃)の契約金額を超えての精算が原則不可となり、費目間流用で対応することになります。</p> <p>(該記載部分: □直接経費1、旅費(航空賃) (4)精算について / ②実費精算方式方式(P13~14))</p> <p>ただし、P13の「(4)精算について」の通りです。</p> <p>2023年9月までの公示案件は契約金額を超えての精算が可能な契約であるため費目間流用は対象外の費目となります(QCBS、絶賛評価落札方を除く)との通りです。</p> <p>②2023年10月以降の公示案件は契約金額を超えて精算することはできません。</p> <p>と記載があります。</p> <p>本案件契約の締結日は2023年11月1日ですが、継続契約に関する打合簿の作成日は2023年9月25日でした。打合簿作成時点ではまだ新ガイドラインは公開されておりません。本案件も納付①に当たるとして理解します。</p> <p>すなわち、旅費(航空賃)に関しては契約金額を超えての精算が可能であり、一方で旅費を費目間流用の対象とは不可、という理解が存在します。</p> <p>また、来年以降はエアラインの減便により、現在の契約渡航経路である東京-仁川-タシケントでのフライト予約が困難になる見込みです。</p> <p>そこで、新たな経路(東京-タシケント)を追加したいと考えています。この場合、打合簿での確認が必要でしょうか。</p>	<p>①契約金額を超えての精算が可能な契約であるかどうかは、締結した契約書に準拠します。継続契約で改正後の契約書難形を適用することを選択した場合は適用しません。(契約管理ガイドラインP84)</p> <p>②打合簿は不要です。精算の際に証拠書類附属書に理由を記載してください。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-10	現行のQCBsにて旅費(渡航費)は11月以降は渡航回数増加についても受注者裁量に変更可能になりますでしょうか。	契約金額内であれば11月以降は受注者裁量となります(新ガイドライン適用)。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-11	<p>2023年2月に締結している継続契約ですが、渡航回数の変更については、受注者の裁量となり、回数増加の打合簿の取扱いは不要との理解で正しいでしょうか。</p> <p>また、該当案件は航空賃について契約金額を超えての精算が可能な案件でありますため、費目間流用には打合簿が必要と理解しております。要実費化を行った渡航回数を增加了場合の精算については、契約金額での対応となりますが、超過分の精算が難しい場合は、どういった手続を契約金額を超えてしまった場合につきましては、費目間流用の打合簿等で対応の確認をどうかつけてはどうが。</p>	<p>渡航回数の指標・変更については、ご理解の通りで受注者裁量となります。ただし、締結した契約書に準拠し、航空賃について契約金額を超えての精算を可能としている案件については、費目間流用の対象外となりますので、渡航回数の増加は、原則、契約金額内収録の航空賃の範囲内で検討してください。ただし、個々の案件の事情により、打合簿、費目間流用による渡航回数の増加を認める場合がありますので主管部署ご相談ください。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-12	<p>今回改正されるまでにコサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)(2020年4月)が契約書に記載のガイドラインであったため(なお、QCBs案件ではないですがこのガイドライン参照するようにとHPで記載が有ります)。</p> <p>今回の改正では、その記載がなくなり、同じ国で連続渡航となつても渡航回数は1回であると読みますが、改正前のすでに終えている渡航については以前のガイドラインに従い、連続渡航の際の渡航回数は0.5と算定。改正後は1と算定するという認識で良いでしょうか。</p>	今回の10月改正では、契約管理の点で旅費分担が受注者裁量となりました。 旅費分担時の渡航回数につきましては、考え方は從来と同じく連続渡航は0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-13	<p>2023年8月公示のQCBs案件(ランプ案件ではない)につきまして質問がございます。</p> <p>当該契約は旅費空賃を含む複数件で提出しております。昨年の渡航で空路を当該属性、復数件を対象して旅費分担をすることにしました。この場合、経理処理GLのP124(1)に「業務対象国において継続的に別の業務に従事する場合等、片道の渡航がなくなった場合は、渡航回数を0.5として算定します。」との記載があります。この場合、証憑書類の提出は不要とします。という記載に基づいて渡航回数の実績を把握してきておりました。</p>	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-14	<p>2023年10月以前に締結しました案件、業務実施契約(実費精算)の案件について質問いたします。航空賃の精算方法は、締結した契約書の約款に基づきましたが、契約金額を超えてでも精算可能と以前にご回答いただきました(渡航回数は契約金額からの精算がない場合に限る)。</p> <p>該契約渡航回数に自社負担にて渡航となる場合、この自社負担の渡航は、渡航回数にカウントされますでしょうか。また、カウントされない場合、精算時に航空賃契約金額を超えてしまったとしても、精算可能となります。現地渡航での日数は、追加ではなく、元の契約日数になりますため、超過ではありません。</p>	<p>自社負担の渡航は渡航回数には含まれません。また精算時に自社負担の航空券は契約金額に含まれませんので精算対象外となります。この他の航空券については精算対象となりますので契約金額を超えた場合においても精算可能となります。</p> <p>また、自社負担渡航における日当・宿泊費の計上は渡航回数がカウントされない場合でも契約金額の範囲内であれば計上可能です。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-15	航空賃の精算について質問です。2023年5月よりトルコ航空日本便着便エコノミークラスの座席指定料が有料となり、座席に応じて90~249USDの料金が設定されています。エコノミークラスの座席指定料を精算対象とする確証のためには、あらかじめ打合簿による合意が必要でしょうか。	実費精算での航空賃についての質問と理解し回答致します。 座席指定料については、原則、精算対象となります。 ただし、当該搭乗クラスの座席指定料が設定されていない場合は、契約金額の範囲内で精算対象として認めます。 これに該当する場合は、その旨、精算時の証拠書類附属書の備考へ記載してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-16	旅費(航空賃)における渡航回数についてですが、対象国から中抜けで他国で移った場合の渡航回数のカウントについては、2条件のどちらかカウントとなりますでしょうか。(A国の業務から、B国へ移動し業務、その後A国へ戻り業務を行い帰国する場合)	本邦発→A国→B国→A邦本着の場合の渡航回数 A国1渡航、B国1渡航になります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-17	<上記8-03-12の更問> 渡航回数0.5の場合ですが、従事計画・実績表の渡航回数についても同様の考え方での記載でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、従事計画・実績表の渡航回数についても、0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-20	<上記8-03-12、8-03-13への更問> 連続渡航により旅費を折半した場合、渡航回数は0.5と算定するとのことですが、ビジネスクラスで渡航できる業務従事者への旅費分担は通常0.5と算定して良いのでしょうか。連続渡航を予定していましたが、該当案件への兼ね合いで連続渡航が出来なかつたため、改めてP124(1)に「旅費空賃を含む複数件の精算が可能」とあります。当該契約はガイドラインが改定される前の前回の契約(航空賃は契約単価を超えての精算が可能か契約)です。	ビジネス、エコノミーにかかわらず他条件と旅費分担するのであれば、渡航回数は0.5となり、旅費分担せず、当該契約からの支出となる場合は、渡航回数は1となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-21	航空費も費目間流用に適用される契約における航空費に関して質問です。渡航地ごとに、各等級ごとにフライトクラスが決まっていますが、P12の(1)には「実際のアイナリードで所要時間がこれより大幅に異なる場合は、個別に対応します。」と記載があります。	クラスの変更是契約金額の範囲内で受注者の裁量で行って構いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-22	旅費分担報告書が必要となる自社業務を含む複数案件に従事する渡航において、本業務→自社業務従事後に帰国する場合、帰国時のチケットは請求対象とはなりませんが、この場合は、どのチケットないしは航空券の半券は不要という理解でよいでしょうか。また、精算対象外の航空賃の場合は、ETKTではない半券の提出は不要という理解でよろしいでしょうか?従事期間(実績)を示す書類として旅費分担報告書と月報のみとなります。	ご理解のとおり不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-23	<上記8-03-22への更問> 航空券を請求せずに、かつ本業務従事のみ(中抜けでの自社業務または他業務従事を含まない)の渡航においては、日当や宿泊費を請求する為の旅費分担報告書(打合簿)も提出は不要になりますでしょうか?従事期間は月報には記載されています。	旅費分担にかかる書類提出の必要性は、ご理解の通りです。2023年10月以降は、契約管理ガイドラインを改訂し、旅費分担報告書を提出いただくことになります(打合簿ではありません)。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-24	経理処理ガイドラインP11の「往路のみ旅費(航空賃)」まで止める場合のうち、⑧業務従事者が業務対象国から第三回国への別業務・従事する場合、旅費(航空賃)の旅費分担は前回の旅費(航空賃)に計上されない事項についても同じになります。	ガイドラインに記載の通り、復路の旅費(航空賃)を前案件に計上することは原則認められません。 なお、2023年10月改定前は旅費分担は打合簿を必要としておりましたが、改定後は打合簿事例集29-1の「旅費の分担に係る報告」を提出することと簡素化しております。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-25	<8-03-5への更問> エコノミークラス従事者がビジネスクラスを利用する場合、精算出来る上限金額は経理処理ガイドラインよりエコノミークラスの契約金額単価が上限であると理解しております。	8-03-5については、正当な理由で経路変更し、差額自社負担でエコノミークラス契約者がビジネスクラスを利用した場合に限ります。そうでない場合は、ガイドライン14ページにある通り、自己都合等によりクラスを変更した場合は該当する渡航の航空賃単価を上限に精算します。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-26	・2024年10月追記版の経理処理ガイドラインより、旅費(航空賃)の発券手数料の上限が削除されましたので、今後は上限をかけないものと理解しております。これは、2024年9月以前の公示案件についても同様であるのでしょうか。 ・2024年10月追記版の経理処理ガイドラインP14、②実費精算方式において、「航空賃の領收書」の内訳が明記されているのが望ましいが、記載していない場合は精算可能とされています。一方、記入次第では「領收書の金額にて精算しますので、内訳を補記願います。」と記載されています。現地発券の航空券や、航空会社から直接受入する航空券の場合は、貴機構がある内訳の記載が求められます。旅費(航空賃)内で精算できるのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスとの差額を精算できる。と読み取れることは出来ますがそのような精算は可能なのでしょうか。	<p>・ご理解の通り発券手数料の上限は撤廃いたしました。適用は2024年10月1日以降発券のフライトとなります。</p> <p>・ガイドラインのとおり、領收書に内訳が記載されないと、同領收書にて精算可能とされています。ただし、自社負担にてエコノミークラス契約者がビジネスクラスを利用した場合に限ります。内訳は補記欄に記載されなければ精算できません。なお、FAQ8-03-19で「内訳の補記願います」と記載していますが、実際には内訳の補記が無くとも精算可能ですので、こちらも併せて修正します。</p>	●
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-27	8-03-19のご回答に記載のとおり、旅費(航空賃)内で精算できるのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスとの差額を精算できる。と読み取れることは出来ますがそのような精算は可能なのでしょうか。	旅費(航空賃)の内訳(航空券代、週末・特定曜日料金算定、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、旅客サービス施設使用料(税抜)、旅客保安料(税抜)、発券手数料(税抜))が領收書や補記で明記されている事が望ましいですが、記載が無くても領收書で精算可能とします。なお、内訳記載がない場合でも、税抜き金額で報告頂く必要があります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-28	経理処理ガイドラインP11とともに航空券についてお尋ねします。 自社業務での滞在地へ → JICA案件業務地 → 自社業務での滞在地X といった経路での渡航は 滞在地・業務地・滞在地への往復料金が精算対象となるという理解でよろしいでしょうか。 ②また、P12の留意事項に「居住地以外を発着地とする渡航経路の場合は、その理由を明記する」旨を契約交渉時に説明する、もしくは確認書を提出してください。とあります。 進行中案件の場合にはどのような資料の提出が必要か、確認書にはどのような形式を使えばよいかをご教示ください。	<p>① ご理解の通りです。例4に該当します。</p> <p>② 打合簿事例集の様式29「別業務」に継続して従事する際の旅費の分担に係る報告」もしくは精算報告書様式の「証拠書類附属書(航空賃)」に変更理由を記載して提出してください。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-29	実費精算 旅費(航空賃) 契約単価ビジネスクラスの専門家のプレミアムエコノミーの利用は問題ないでしょうか。(エコノミークラスとビジネスクラス及びITは高価のクラスの空きしかないので)	プレミアムエコノミーはビジネスよりクラスが下になりますので、問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-30	<8-03-6への更問> 旅費(航空賃)の内訳について、居住地(滞在地)でない国から出発することになり、経由地は契約で記載している経由地を通ずる、業務地に向う場合、居住地以外の経由地での精算は不可と理解しますが…とあります。 ①ガイドラインのP4に該当、つまり居住国からの発着往復料金を上限に ②また、P12の留意事項に「居住地以外を発着地とする渡航経路の場合は、その理由を明記する」旨を契約交渉時に説明する、もしくは確認書を提出してください。とあります。	ご認識のとおりです。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-31	業務従事者の居住地である米国からカリブ諸国に移動する際、フルサービスキャリアの4時間強の国際線であっても、上ごとくシーカーの場合には、預け荷物1kgから料金かかり、座席指定別料金、機内食別料金などによります。LCCと同様の料金体系になっています。この場合、1つの預け荷物料金、座席指定料金、機内食料金を精算できますが。	経理処理ガイドラインにおいて、LCCを利用する場合で認めている内容であれば精算可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-2	運賃証明書に関する質問です。 経理処理ガイドライン(2023年10月改訂版)は「プロボーグルや見積りに関しては、2023年10月公示より適用し、この他の規定については、基本的に全案件に対応します」とあります。一方、運賃証明書の取付けが廃止となりましたのは2022年4月改訂版(2022年4月1日以降の公示案件)であり、2023年10月改訂版又は契約金額内訳書にて改訂点はありません。どちらも2022年4月より契約している案件で、会社都合や個人都合等による変更を行った場合は、引き続き、運賃証明書を上級に精算するという理解でよろしいでしょうか。	いいえ、2022年4月以前に契約している案件についても、会社都合や個人都合等による変更を行った場合も、運賃証明書の提出は不要です。経理処理ガイドライン本文P13に記載のとおり、契約金額内訳書又は契約金額内訳書(契約開港場に当たっての合意事項にかかる打合簿の別添資料)に基づき、該当する航路の航路単価を上級に精算します。なお、航空費単価の上限を超える場合は、旅費(航空費)内の調整することは可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-3	今回改定の部分ではありませんが、戦争特例保険料の精算について確認させてください。 * 戦争特例保険料の精算は、現地業務の実務1人月に基づき支払額を計算します。ただし、戦争特例付保の確認を行うため、領収書等の請求書を請求する必要があります。保険料は各社で金額に差があると思います。 * 保険料は実務1人月に基づき、補償金額(上限契約金額)で精算となります。それとも領収書に基づき実費精算(契約金額上限)となります。	戦争特例保険料の金額については、見積書の内訳を契約交渉にて確認した上で、現地業務1人月当たりの合意単価を設定し、精算時は、現地業務1人月の実績に基づき契約金額内での精算となります。 また、合意単価設定しない場合は、領収書等に基づき実費精算となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-4	<上記8-04-2への更問> 新規特例保険料を精算する対象案件については、契約時はJICA規定上限額で契約しておりますので、精算時は領収書金額の確認できる場合で精算とさせていただきます。 包括契約の場合、包括一括の領収書となりますため、金額の確認ができる請求書/見積書、保険証券等の提出でよろしいでしょうか。	精算時に、領収書の包括金額の内訳(対象者、対象となる日数、金額等)がわかるものを合わせてご提出いただけ、内容確認致します。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-6	<上記8-04-1への更問> ①宿泊料に食事が含まれていない、いわゆるネ泊まりの宿泊料金の場合:朝食、夕食分として5,800円/泊を宿泊料に加算。 ・宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合:一食分として2,900円/泊を宿泊料に加算 ・宿泊料金に朝食及び夕食が提供されている場合:食事代相当額の加算はなし ②この5,800円、2,900円については、加算とされており定額の加算と取れますか、定額精算でよろしいでしょうか。 上記①ですが、領収書だけでは朝食、夕食の加算が入っているかわからないものが多いと思いますが、どのような基準での判断となりますでしょうか。	①ご記載の通りです。 ②領収書にて読み取れない場合は、適宜、宿泊先に明細を出してもらうか、受注者にて余白に補足説明を追記いただけますようお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-9	<上記8-04-1への更問> 新規特例保険料は、実務1人月に5,800円/泊、2,900円/泊は実費精算の上限額という理解でよろしいでしょうか。 または、定額での精算でよろしいでしょうか。	2023年11月9日以降は定額での計上、精算となります。それ以前のものは左記金額を上限額として証憑書類をもとに実費精算となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-10	質問回答表8-04-6及び経理処理ガイドラインの16ページの別添資料3の説明で、宿泊料に食事が含まれない場合の上限2,900円を実費精算が定額かつ11月9日以前に壁に記載していますが、この日付を設定されたのに何が理窟があるのでしょうか?事後に、領収書をもとに精算と表示をいたいでても、なかなかそれ以前の食事代の領収書を手元に保管しているということではなく、領収書がないために精算対象とはできません。 個人負担せざるを得ない状況です。	ご指摘を踏まえて、これまでルールが不明確であったものを明確化するため、可及的速やかにルール化を検討し、11月9日に制定しました。その日付を基準としています。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-11	宿泊料の基準額(上限額)が示されておりますが、円安によりその範囲内で宿泊が困難と予想される場合(特別宿泊料単価の対象地域でもない)、企画競争说明书の上限額を超えない限りは、上限を超える単価を用いて精算をしても良いのでしょうか。	ランサム契約については、企画競争说明书の上限額を超えない範囲で宿泊料の基準額を超える単価でご提案いただいても構築です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-12	特別宿泊料単価の対象地域の案件が、総合評価落札方式、ランサム型で公示されました。しかし企画競争说明书から特別宿泊料単価の採用に係る記載が費用・支度の過程で削除されてしまつたため、JICAも通常単価で精算した上で予定単価を設定していると想定し、見積作成し受注しました。ですがやはり現地実務では宿泊料単価が高く、通常単価を大きく超える支出が発生しました。 ガイドラインの特別宿泊料単価の該当国であり、ガイドラインには「領収書による実費精算」との記載がありますが、ランサム契約として締結済であれば、やはり宿泊料について実費精算を受けることはできないのでしょうか。	実費精算としている特別宿泊等の国・地域はランサム契約では対応できなため、定額計上として実費精算とすることです。輸送済のランサム型の契約で、定額計上にならない案件がありましたら、個別に主幹部担当及び契約担当に相談をお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-13	7月3日付でお知らせがありました。(2024年7月追記版)におきまして、別添資料3の特別宿泊料単価が大幅に更新されています。こちらの適用は、現行案件も含め、2024年7月1日宿泊からの適用となりますでしょうか?適用開始時期についてご教示ください。	お知らせ掲載日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に締結済の契約について特別宿泊単価の変更をしたい場合、3者打合簿で合意してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-14	旅費分担報酬書について、自社業務で中抜け渡航があった場合、自社業務への移動日は、-1泊する必要があると理解していますが正しいでしょうか。 また、自社業務の中抜け渡航は渡航中に3回以上あると-3泊以上となります。この場合においては中抜け時の減算で、規定の-2泊を超える宿泊料減算となりますので、渡航最後ではないのは最初に本業務に従事したとしても、本業務従事者は宿泊料を減算しなくともよいでしょうか。	国によって異なりますので、原課及び契約課担当者にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-15	<上記8-04-13への更問> JICA回答お知らせ掲載日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に締結済の契約について特別宿泊単価の変更をいたい場合、3者打合簿で合意してください。について質問です。これは、(1)2024年7月3日以降の公示案件に適用される、(2)2024年7月3日以前に締結済みの実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航については特別宿泊費単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊費単価により増額する経費の取り扱い(流用や増額変更契約等)について留意が必要である、という意味でしょうか? それとも、(1)全案件に対して2024年7月3日以降の渡航について新しい特別宿泊費単価が大幅に変更されると、(2)実施中の案件で2024年7月3日以前の渡航に対して遡って新しい特別宿泊費単価を適用しない場合に3者打合簿で合意する必要がある、という意味でしょうか?	前者のご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-16	2024年7月改正されました。特別宿泊費単価について ①特にいかで採用との記載がございませんが、2024年7月1日以降より変更単価にて対応可能との理解でよろしいでしょうか。 ②現在從事しております案件において、新単価を使用する場合は事業部の承認が必要でしょうか。	①はい、ご理解の通り、お知らせ掲載日(2024/7/3)以降の公示案件に適用されます。 ②2024年7月3日以前に締結済みの実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航については特別宿泊費単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊費単価により増額する経費の取り扱い(流用や増額変更契約等)について留意が必要である、という意味でしょうか。 【2025/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。締結済のランサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-17	<上記8-04-13への更問> ①on-going案件で3者打合簿を取り交わし、特別宿泊単価の変更により旅費(その他)が増額となる場合、増額の変更要件取り交わしの必要はない、精算時に乗せという理解で変えていいでしょうか? ②特別宿泊単価の変更は、各國の実態や費用変動に合わせて引上げしたものとの認識ですので、適用できない事態は避けたいだいたいですか? (特別宿泊単価の変更は、各國の実態や費用変動に合わせて引上げしたものとの認識ですので、適用できない事態は避けたいだいたいですか?)	①増額の場合は変更契約が必要です(2024/8/28付:以下8-04-18の回答に修正いたします) ②③ご理解の通りです。JICA内で周知に努めますが、もし原課が異なる見解を持っている場合は契約担当課担当者にお知らせください。 【2005/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。締結済のランサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-18	<上記8-04-17への更問> 以下回答へ從いますと、3者打合簿を取り交わし、増額の場合は更に変更契約が必要という理解で良いでしょうか? ①特別宿泊単価の変更は、各國の実態や費用変動に合わせて引上げるものとの認識ですので、適用できない事態は避けたいだいたいですか? (特別宿泊単価の変更は、各國の実態や費用変動に合わせて引上げしたものとの認識ですので、適用できない事態は避けたいだいたいですか?)	8-04-7、8-04-8にて回答しております通り、50万円を超える増額となる場合には事前に契約変更手続きをとるようお願いします。50万円を超えない場合は精算時に対応となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-19	P.15記載の<派遣期間が長期になる場合の日当・宿泊料の遅延について>、「複数国にまたがる業務の場合は国ごとに起算…」とありますか、第三国研修で異なる国で渡航する場合、「複数国にまたがる業務」に該当するのでしょうか? 該当する場合、以下の考え方でよろしいでしょうか。 ①プロジェクト実施国で計画された日程で渡航するうち、渡航後2週間を実務に滞在する後、第三国研修にて海外に移動し6日間業務を行なう実施国に滞在して残りの6日間業務にあります。この場合、①本邦出張日～14日間の実施国での滞在で起算(100%)、②第三国研修実施国での滞在で起算(100%)、③プロジェクト実施国に帰国後から起算し、30日まで(100%)帰国翌日31日目～60日(90%)で控除します。	ご理解のとおりです。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-21	<上記8-04-20への更問> 8-04-20にて内移動にかかる日数を含めMM、日当・宿泊料の計上の可否を質問されておりますが、日当・宿泊料の計上問題につきましては、内移動にかかる日数を含めMM、日当・宿泊料を計上する場合は、出発時まで搭乗便際時刻を含む日を開始日とし、帰着時まで搭乗便際時刻を含む日を終了日とします。したがって、出発日前日及び帰国日当日の宿泊料、出発日前日及び帰国日翌日の日当は計上できません。	10-04-4のとおり、国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。その場合はこちらの記載にある国際便は国内空港発着と読み替えることでお願ひします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-23	2024年10月追記版ガイドラインでの変更について。 別添資料3:特別宿泊料単価からエントリーの宿泊料金が全削除されました。今年7月の改訂で単価が引き上げられたばかりで、3ヶ月間で削除されるのは1万円以上があるのでしょうか?9月下旬の説明会で更に変更箇所として一報いただきたいです。それだけ大幅な減額(割付によっては1万円以上)があるのであれば、9月下旬の説明会で更に変更箇所として一報いただきたいです。	從前から各事務所において、経理処理GLにおける基準単価で宿泊できる。安価かつ安全性も担保できる宿泊先を標準化しております。また、改定も各国情事情を鑑みて、適切に改定をしてきております。 今回のエントリーにおいては、7月改定後に安価かつ安全性も担保できる宿泊先を探すことができたこと、適切な基準の宿泊先一覧の範囲も広げることができたことから、経理処理GLの基準単価で宿泊可能となつたのが、削除となりました。 適用時期においては、極力早めの適用が適切と考えるため、設定単価が上がった場合も同様、経理処理GL改定時に適用とさせていただきました。今後も適用時期においては、状況を鑑みて適切に検討させていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-24	<8-04-16への更問> 回答②によれば、「2024年7月3日以前に締結済みの実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航について特別宿泊費単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊費単価により増額する経費の取り扱い(流用や増額変更契約等)について契約額を超過して精算することは不可以」とあります。これらはどちらでいつ点で? また、これだけ大幅な減額(割付によっては1万円以上)があるのであれば、バックデータでの適用ではなく11月以降など適用まで余裕を持つスケジュールとしていただきたいです。	打合簿での合意後、7月3日まで通っての精算が可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-25	2024年10月追記版での、旅費(その他)日当・宿泊料についてですが、経費処理ガイドライン16頁に、「海外業務のために省略…・国内移動を開始・終了した日を基準」とあります。本件の適用は2024年10月以降の渡航でしょうか。それでも契約開始時まで遡れるのでしょうか。また、業務人月は従来通り本邦出発から本邦帰国までの日数を人月に換算して算定するのでしょうか。	2024年7月以前の公示案件にも適用されます。また、業務人月も国内移動を開始・終了した日から計上いただけますが、業務量の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの業務人月の増加は認められませんので、ご留意ください。 【2025/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。締結済のランサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-26	<p>経理処理ガイドライン(2024年10月追記版)P10「国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国まで一連の日程としてチケットを購入した場合」に「一度で発券できなくとも可、国内線分(税抜)については、航空運賃の一部とすることを認めます。」について質問です。</p> <p>例えば北陸道に居住する従事者の場合、 ①国内移動が当該業務のみを目的としている場合であれば、札幌⇒羽田、羽田⇒業務地のどちらの航空運賃も、見積書・契約金額詳細証明書に計上できるという理解でよろしくか？ ②札幌⇒羽田⇒業務地を一連のチケットとして契約単価・契約経路を定めている案件だけでなく、一連のチケットとすることができるか？羽田⇒業務地の両方の運賃を精算できるという意味でよろしくか？</p> <p>実際の渡航時に別々に旅費した札幌⇒羽田、羽田⇒業務地の両方の運賃を精算できるという意味でよろしくか？</p> <p>また、適用日について質問です。 FAQ 10-04-05では、「一度でチケットが発券できなかったとしても国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認める」とについて、「2024年10月のガイドライン改正以前から適用されているルールであるため、2024年10月以前の公示案件にも適用されます」と回答があります。 他方、8-04-26では、「旅費(その他)を国内移動を開始・終了した日を基準とすることについて、「2024年10月1日以降の渡航から適用されます」と回答があります。 この意味では、旅費(航空運賃)は過去に一連のチケットではなくても精算できるが、一方、旅費(その他)は2024年10月1日以降の渡航で国内移動を開始・終了した日を基準とする、という意味でよろしく？旅費(航空運賃)と旅費(その他)で適用日が異なりますか。</p>	<p>①ご理解の通りです ②旅費(航空運賃)の範囲内に収まるのであれば、両方精算可能です。</p> <p>適用日について、質問回答8-04-25を以下の通り修正いたします。 「2024年7月以前の公示案件にも適用されます。また、業務人月も国内移動を開始・終了した日から計上いただけますが、業務量の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの業務人月の増加は認められませんので、ご留意ください。」</p> <p>(2024/12/18 追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっている場合は問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-27	<p><8-04-25の回答への更問> 業務人月も国内移動を開始・終了した日から計上いただけますが、業務量の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの業務人月の増加は認められませんので、ご留意ください。」と回答がございましたが、日当・宿泊は国内移動開始から計上し、業務人月は国内移動開始ではなく、国際線出発日から国際線帰国日までを計上するところも可能是でしょうか。</p>	<p>日当・宿泊費も業務人月と同様に、国内移動を開始・終了した日から計上頂けますが、日当・宿泊費の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの日当・宿泊費の増加は認められません。業務人月を国際線出発日から国際線帰国日で計上することは可能です。</p> <p>(2024/12/18 追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっている場合は問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-28	<p><8-04-27回答への更問> 「本ガイドライン改定に伴う変更のみでの日当・宿泊費の増加は認められません。」とのご回答につきまして、2点お伺いさせてください。 ①日数は増加しても、旅費(その他)の範囲内に収まれば精算可能でしょうか。 ②日数が増加し、旅費(その他)の範囲を超えても、費目間流用で対応できれば精算可能でしょうか。</p>	<p>①共に精算可能です。 今回の改定に伴う変更の数の変更是可能ですが、金額の純増は認められません。その原則の下で、ガイドラインに基づきご判断ください。</p> <p>(2024/12/18 追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっている場合は問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-29	<p>宿泊日数の計上方法の質問があります。 経理処理ガイドラインから、近隣カ国以外の国々の宿泊数は機内泊を加味し、従事日数から2泊減算すると把握しております。 質問ですが、自家案件からJICA案件(近隣カ国以外)へ従事し、その後機内泊が発生しない国(自家案件)へ再び移動いたしました。この場合、宿泊数は日當から一日減らしてよいのでしょうか？</p>	<p>経理処理GL15ページ欄外注記13「本邦以外の第三国から用務地へ渡航する場合についても、同じ考え方で日数を算定します。」の通り、夜行便が就航していない場合は機内泊無しとして泊数を計算します。具体例ではフィリピンへのJICA案件で、宿泊地へ従事され、機内泊が発生しなかったとのことですので、宿泊数は(業務日数-1)で計算し、5泊となります。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-30	<p><8-04-25、8-04-27回答への更問> 8-04-24、8-04-27回答について2点質問です。国内移動を開始・終了した日から業務人月および日当・宿泊費を計上可かだが、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの増加は認められないであります。 ①この増加が認められないという点について、各費目の契約金額が上限という事でよろしく、もしくは契約金額総額が上限になるのでしょうか。②新幹線などフライト以外の国内移動の場合でも適用になりますでしょうか。もし適用にならない場合、費用の計上はどの費目が対象となるでしょうか。</p>	<p>お示し頂いた8-04-24とは8-04-25と理解して回答いたします。 ①当該事象を理由とした契約金額総額の増加は認められません。 ②フライト以外の移動は適用対象外です。</p> <p>(2024/12/18 追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっている場合は問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-31	<p><8-04-25、8-04-27回答への更問> 国際移動を開始・終了した日から業務人月および日当・宿泊費を計上可かだが、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの増加は認められないであります。</p> <p>①この増加が認められないという点について、各費目の契約金額が上限という事でよろしく、もしくは契約金額総額が上限になるのでしょうか。②新幹線などフライト以外の国内移動の場合でも適用になりますでしょうか。もし適用になる場合、費用の計上はどの費目が対象となるでしょうか。</p> <p>この①のご回答について、さらにお伺いさせてください。 国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっている場合は問題ないであります。</p>	<p>ご理解の通りです。国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっている場合は問題ありません。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-32	<p>8-04-27への更問です。 「業務人月を国際線出発日から国際線帰国日迄計上することは可能です。」とご回答をいただきましたが、日当・宿泊は国際線の移動開始日から移動終了日までを計上し、一方で業務人月は国際線出発日から国際線帰国日までを計上することも可能でしょうか。 例: 12月1日 東京→東京 12月2日 バンコク→東京 12月20日 バンコク→東京 12月21日 東京→東京 業務人月: 12月1日~12月20日(19日間) 日当・宿泊: 12月1日~12月21日(21日19泊) 上記のようなスケジュールの場合、精算時に日当・宿泊の日数と業務人月の日数が異なりますが、問題ないでしょうか。</p>	<p>FAQ8-4-31とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当、宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっている場合は問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。</p>	●
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-33	<p><8-04-31への更問> 国際移動分の業務人月・日当・宿泊費を計上可能という点について、これまでの当Q&Aの貴機構からのご回答より、国際線発着の前後1日分は国内移動時間などで、業務人月・日当・宿泊費を精算可能と理解いたしました。これをお詫びします。例えば、国際線で地方から東京へ移動後、別の国へ移動する場合、その国内移動分の航空料、移勤1日分の業務人月・日当・宿泊費は精算可能でしょうか？</p> <p><例> 2/1 地方→東京 2/2-3 東京にて別業務 2/4 東京→現地の場合、2/1の国内航空料と、2/1の業務人月・日当・宿泊費は精算可能でしょうか。</p>	<p>地方を出発後、東京を出発するまでの間に別業務が入っている場合は、一連の移動とは見做しません。ご照会のケースの場合、2/4の東京出発分からの精算となり、2/1の国際線航空料も人月・日当宿泊費とも精算不可です。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-34	<p>●月日早朝にA案件(中国)から日本に帰属して、同日に日本からB案件(中国)に出発する場合の、報酬・日当・宿泊費の取り扱いについて確認させて下さい。</p> <p>案件の本邦帰国日の報酬・日当・宿泊費、B案件の本邦出発日(=本邦帰国日と同日)の報酬・日当・宿泊費、いずれも満額請求できるとの理解でよろしくでしょうか？</p>	<p>業務期間の重複(ダブルアサイン)は不可ですので、いずれかの案件のみ、当該日の報酬・日当を請求ください。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-35	<p><8-04-34への更問> 本例は「医療機関による旅費を分担しているわけではないと思いますので、旅費分担報告書で一方の案件の報酬と日本を除くことによっては問題ないでしょうか？</p>	<p>たとえ旅費の分担をしていくなくても、どちらも実費精算を要するのであれば、同じ日に2案件分の報酬・日当を重複発生させることは出来ません。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-36	<p>経理処理ガイドラインP.16に記載の「日当・宿泊費は、本邦出発日から起算(複数回にまたがる業務の場合は国毎に起算。ただし、自社都合で業務国を離れた場合はそれに当たらない。)」について質問です。 ここで言う「自社都合」とは、例えば別のJICA案件業務のために別の国へ移動する場合も当てはまるのでしょうか？</p> <p><例> 案件A(X国)にて20日間業務 →中抜けして案件B(Y国)にて15日間業務 →案件A(X国)に戻って業務再開 この場合、Y国からX国へ戻ってからの日数カウントは、1日自らとなるのか、2日自らとなるのが、どちらでしょうか。</p>	<p>別のJICA案件のための業務は「自社都合」にはあたりませんので、JICA案件のための中抜けであれば国ごとに日数をカウント(通算での遅延率は適用しない)のうえ、旅費分担を検討ください。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-37	<p>旅費(その他)特別宿泊料率に関して。Jカタログの「ガイドラインでのプロジェクトのため、カラマ一泊する必要がある。JICAが安全上判定するホテルは空港近くに2つあるが1泊2万円以上払わない宿泊できない。JICAの特別宿泊料率は16千円だため、常に持ち出しがなる。経費なのでJICAが負担すべきものと思うが? 打合簿で負担可能でしょうか？</p>	<p>該当案件が実費精算方式で契約をしている場合は、打合簿で金額を確認し拠出額に基づき精算します。増額の必要がある場合は、変更契約が必要ですので、履行期間終了までに、絞綱と必要金額について3者打合簿で合意の上、契約変更を行ってください。ランサム方式で契約をしている場合は、単価の見直しがしません。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-38	<p><8-4-36への更問> 頂いたお答えより、例示したケースにおいて、Y国からX国に戻った後は日当・宿泊料の日数カウントは、21日自らではなく、1日自らカラマ一泊する理解いたしました。(また、8-4-19のご回答からも、その理解で正しいと判断いたしました。)</p> <p>他方、昨年、弊社が提出した業務実施契約の精算報告書において、調達部より「渡航の同じ国での日当・宿泊は継続で日数をカウント」するようご指摘を受けたことがあります。</p> <p>具体的には、 ①案件Aでa国にて21日間現地業務を行った後 ②案件Bでb国へ移動し、15日間現地業務。 ③再度c国へ戻り、12日間現地業務に従事した この場合、a国にて12日間現地業務を行った後、2/2自ら日数をカウントするようご指摘いたしました。 (全期間において、JICA案件に従事していたものであり、自社負担期間等はありません。)どちらの理解が正しいのか、今一度ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>(対象案件がすべてJICA案件の場合) JICA都合による業務従事期間中の中抜けとなるので、日数カウントをリセットし、a国にいた後は1日自らカラマ一泊ください。</p> <p>(それ以外の場合)(JICA以外の案件や自社都合によるもの) JICAの想定では通常での業務従事であったことから、中断後は日数カウントをリセットすることなく継続でカウントください。</p>	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-39	<p>打合済事例P.29の別業務に継続して従事する際の旅費の分担について、 全てJICA業務であれば別国移動時の機内分の宿泊費も計上して良いとの理解で宜しいでしょうか。 例えば、A国→B国→A国と移動し継続して従事する場合、①A国→B国、②B国→A国との移動時にそれぞれ機内泊(合計2泊)が発生しますが、この2泊分についても宿泊料として計上して良いとの理解で宜しいでしょうか？ A国の業務は前後半とも同じ業務です。</p>	<p>両案件とも実費精算案件の場合はご理解のとおりです。</p>	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-40	日当・宿泊費の遅延適用について、ご教示ください。 現在実施中のA国案件において、現地業務従事日数は合計45日間の予定です。内訳は以下のとおりです。 →A業務で20日間従事 →その後、第三回であるB回にて研修業務に10日間従事 →再びA業務に戻り、15日間従事 このように、本国での業務従事期間は20日間と15日間に分かれており連続しておりませんが、合計で30日を超えております。 この場合、日当・宿泊費の遅延対象(30日を超える場合の減額措置)に該当するかどうか、ご確認・ご教示いただけますと幸いです。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。	自社都合ではなくJICA業務に従事するために業務国を離れた場合には、合算する必要はなく、一渡航毎に滞在日数をカウントします。ご照会のケースの場合、遅延を適用する必要はありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-41	宿泊日数に開きまして以下、ご教示下さいようお願い致します。 内訳は、業務Aが終了した後に、継続して業務Bに従事する場合、宿泊日数の取り扱いについて以下のように認識しております。 業務Aおよび業務BのいずれもJICA業務である場合: →業務Aおよび業務Bの従事日数の合計から2日分(それぞれの業務から1日ずつ)を減じた日数を、宿泊日数として算定する。 一方、 JICA業務である業務Aに対し、業務BがJICA以外の業務(①業務BがJICA以外の発注者からの業務のケース、および②自社である業務のケース)である場合: →業務において精算可能な宿泊日数は、「JICA業務の従事日数-1日」でしょうか?それとも「JICA業務の従事日数-2日」となるのでしょうか? JICA業務とJICA業務以外の業務が連続するケースにおける、宿泊日数の考え方をご教示いただけますと幸いです。 経理ガイドライン(p.16)にて、「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICAの業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日(同国)に留まる場合は業務終了日、他国に移動する場合は業務地から移動開始日(同国)にかかる宿泊料は計上できません。」とあります。そのため、 拘束終了日(同国)に留まる場合は業務従事終了日、他国に移動する場合は業務地からの移動開始日における宿泊料は計上できません。また、翌日に移動されるのであれば、日当と同じ宿泊日数が計上可能です。	経理ガイドライン(p.16)に記載の通り、「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICAの業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日(同国)に留まる場合は業務終了日、他国に移動する場合は業務地からの移動開始日(同国)にかかる宿泊料は計上できません。」とあります。そのため、 ①の場合は、A業務終了日の宿泊料は計上できません。そのため、宿泊料は日当-1。 ③の場合は、A業務終了日の宿泊料は計上可。そのため、日当と同じ宿泊日数が計上可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-42	(8-04-41への要問) 以下、ご回答内容の取扱について確認させていただきたく存じます。 当方では、宿泊日数の計算において、 ・通常宿泊において1泊分の機内泊が生じる ・帰國日は宿泊しない という前段から、「業務従事日数-2日」が宿泊日数となると認識しております。 業務が連続するケースにおいては、12月の業務従事終了日が通常のケースまでの帰国日位に相当すると解釈しております。 そこで、A業務(JICA業務)とB業務(JICA以外の業務)がいずれも経理処理ガイドラインに記載されている例外7カ国に該当しない場合、下記のように考えておりあります、ご確認をお願いできますでしょうか? ①A業務とB業務が同一国内で実施する場合 →A業務宿泊日数: A業務従事日数-2日 (=機中泊1日+△A業務従事終了日1日を除外) ②A業務とB業務が同一海外で実施する場合 →A業務宿泊日数: A業務従事日数-2日 (=機中泊1日+△A業務従事終了日1日を除外) ③A業務とB業務が異なる国で、A業務従事終了日の翌日に移動する場合 →A業務宿泊日数: A業務従事日数-1日 (=機中泊1日を除外、A業務従事終了日当日の宿泊は計上可能)	①~③いずれも、ガイドラインに記載の通り「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICAの業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日(同国)に留まる場合は業務終了日、他国に移動する場合は業務地からの移動開始日(同国)にかかる宿泊料は計上できません。」とあります。そのため、 ①、②の場合は、A業務終了日の宿泊料は計上できません。そのため、宿泊料は日当-1。 ③の場合は、A業務終了日の宿泊料は計上可。そのため、日当と同じ宿泊日数が計上可能。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-1	経理処理ガイドライン17ページでは、特殊備人費は、原則として実費精算であり、証拠書類として雇用契約書(又は契約書を代替する文書)が必要となります。この証拠書類提出要件が、200万円未満では該当しない、ということでしょうか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-2	実施中の案件にて、研究機関の講師を日本から現地へ派遣することになり見積を作成中です。 講師派遣に係る日当宿泊費、謝金等の規程がありましたら共有いただけますと幸いです。	日当・宿泊費は、JICA直當の調査団・短期専門家の旅費基準、またはコンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの業務従事者の旅費の上限などを準用いたします。謝金は研修・招へい・実務ガイドラインをご参考にしてください。(具体的に想定される講師の業務内容・開催方にもよりますが、案件担当部の担当者にご相談・連絡ください)	●
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-3	合意単価精算方法について ・一般業務費の合意単価自体の場合、数量確認の証添添付は必要か? 添付が必要な場合、何を提出するのか? ・積み上げ料金が違う場合は、どのように数量のカウントをするのです? 例えは、通信費で「1ヶ月」で契約した。実績「チャージ」と「枚数次」の場合は。	・合意単価の対象としている車両運賃費や通信費は、現地地業務人位に比例して支出が増加すると推測されることがあります。現地地業務人の合意単価を現地地業務人位で除して1人月あたりの合意単価を設定することを基本としています。このような設定がされている場合、数量確認の証添添付は不要です(合意単価に現地地業務人月を乗じて精算額を算出します)。 ・ただし、上記のように合意単価を設定していない場合は、合意単価×数量ではなく、証拠書類に基づく実費精算とします。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-4	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインP.19にある「セミナー等(研修を含む。以下同じ。)の軽食・飲食費用も精算対象とすることになります。昼食代はセミナー等を全日開催した場合に計上可能ですが、夕食代やアルコール料金の計上は認めません」という記載について、「全員」の定義があれば教えていただければ幸いです。例えは9:00~14:00のようなセミナーで昼食代の支出が認められるのかどうか)	一般的に1日の勤務時間(研修実施時間)は7~8時間程度で全日とし、その半分を半日とします。国によって勤務時間・慣習が異なりますので、案件担当にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-6	ガイドラインP.17(直接経費、3. 一般業務費)(1)特殊備人費: 「特殊備人費は、原則として実費精算です。証拠書類としては、①業務内容が記載された雇用契約書(又は契約書を代替する文書)及び銀行が発行する銀行支票領書又は振出済み小切引の写し(銀行振込手形等を行っていない場合、被雇用者からの領收書)とします。実績「チャージ」と「枚数次」」	記載方法を変更した場合、備人(特殊備人、事務員、運転手等)や借上(車両借上、事務所借上等)にも該当し、同じ説明を何度も記載することになりますが、可能な限り複数説明を避け、具体的な留意事項として1か所にまとめてありますので、記載方法は現行通りでございます。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-7	ガイドラインP.21(直接経費)(7)資料等額証明: (「従事者は、企画競争説明書等の業務従事者の『語学能力』として指定した言語と日本語との間の翻訳費用を精算対象としない整理としていましたが、上記の整理を直すと、従事者の『語学能力』として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能とします。」)⇒22年10月改定となった本運用も明記して欲しい。	ご理解いたしましたが、企画競争説明書等の業務従事者の『語学能力』として指定した言語と日本語との間の翻訳費用は精算対象となりません。」を削除していますので、ガイドライン上で特に制限は設けておりません。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-10	一般業務費でおねがい頂きたいことがござります。 技術協力プロジェクト等でセミナー等実施や、議論連絡用にZoom等を利用する場合、 そのライセンス料について、一般業務費に含めることは可能でしょうか。	セミナーや研修等のためであれば計上は可能です。 業務従事者の日常業務に使用する場合は計上できません。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-11	消耗品を大量購入し、その合計金額が数十万円単位の大きな額になる場合、見積もり合わせ等は不要で構わないでしょうか? 貴機構のガイドライン「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2022年10月、2024年7月追記版)」、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2024年7月)」を確認し、消耗品と機材の区分も含め、理解を進みました。 消耗品は、「物品・機材の調達・管理ガイドライン」の対象となりますが、物品・機材にあつた場合には「合意価格」ではなく、「個別消耗品」については、「一括りの合計金額」が高額になる場合の手続きについては、明確に言及されていません。 消耗品を大量購入し、その合計金額が一定額以上の高額になる場合の手続きに�り、何らかの規定があるようでしたらお教示頂けますでしょうか?	消耗品は「物品・機材の調達・管理ガイドライン」の直接の対象ではないのですが、ある程度の規模での調達の場合は、同ガイドラインP.3にある「JICAが自ら物品・機材の調達する際の調達方法等」をご参照の上、必要であればJICA事務所及び監督職員にご相談ご対応いただければ幸いです。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-12	契約管理ガイドラインP.45(14)継続契約の「イ、先行契約の一般業務費の支出の計上の有無の確認」の「② その他的一般業務費」について、先行契約と継続契約の契約の挿間期間の支出についても打合簿を交わせば精算対象になると、と理解しております。 ただし、ガイドラインP.45(14)の「先行契約の一般業務費の支出の計上の有無の確認」と並び打合簿事例No.14下部の■■先に契約の業務費の支出計上がある場合の箇所について、「先行契約」としか記載がありませんので、誤解が生じないように、「先行契約、及び先行契約と継続契約の挿間期間」と書きぶりを修正していただけませんようお願いします。	原則としては、契約が効いている期間の支出のみを精算対象とすることが前提です。継続契約効果まで、間が空いてしまう案件については、やむを得ない事情により支出の継続が妥当と判断される費目に限って、打合簿にて契約不在期間中の支出についても精算対象とすることとしておりますが、イレギュラーでの対応と考えていることから、一般的な事象としてガイドラインに記載することは差控えております。現行通り、該当事例は案件担当者にご相談のうえ、対応を検討する運用としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-13	本業務に引き続いて別業務に業務従事者が従事する場合の車両運賃費につきまして。 例えば、A業務が1/2までのアサイなどと業務終了後の夕方に移動し、12/10に夜にB業務(別国)の業務地到着後に車両(レンタカー)を使用しての移動が発生した場合、どちらの業務での経費対象となりますでしょうか?B業務でのアサイは12/2からとなります。またそれの処理をする場合、打合簿等での合意は必要となりますでしょうか?	アサイの開始前後にかかわらず、各業務地で発生する支出を当該国の案件よりお支払いいただけます。打合簿での合意は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-14	特殊備人費で一括支払のタスクの費用についてお問い合わせです。 当該案件は料金が高く、法人の簡単な手帳でも履用できなかったため、第三回のエンジニアを雇用して仕事をしてもらおうことは可能でしょうか、対象に一括支払う契約か、時給×労働時間で支払うといった契約形態とするか、選択肢はあると思うのですが、当該国以外の外国人を第三国で作業する備人のおよびJICA精算は可能でしょうか?	第三国で作業する第三回のエンジニアを備上する、と認識しました。 備上することは可能ですか。ただし、雇用の形でまとめて予期せぬ法的義務や権利が発生する可能性がありますので、第三回の法規を預めに確認ください。第三回エンジニアの備上の必要性が認められれば、当該費用の精算も可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-15	海外送金手数料についてお伺いします。 本邦で発行する送金手数料のほか、現地で発生する手数料(着金時に銀行で差し引かれる手数料)も海外送金手数料として精算対象となりますでしょうか? これで、理由書で承りましたことがありましたが、今後も、案件ごとの確認や理由書等が必要になりますでしょうか?	着金までに要する一連の費用ですので、精算対象となります。理由書等は不要ですが、証拠書類附属書の備考欄に内容を補記してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	06報告書作成費	8-06-2	P.24に下記の記載があります。 最終成果品の報告書作成について、履行期限内に請求書の取り付けは可能だが、実際の支払いと領収書の取り付けは履行期限外になってしまふこともあります。打合簿で不要で精算可能という理解でよろしいでしょうか。(支出 자체も履行期限外といい、という理解でよろしいでしょうか。明記されていないように思っていますので、念の為確認させていただきます)。 【履行期間外の経費計上時の特例】 履行期間内の支出については、原則として精算の対象となります。ただし、報告書作成費のうち、最終成果品(報告書)の作成に係る費用(印刷代)について、履行期間内に、請求書・領収書をやむを得て取付けられない場合においては精算対象とすることを認めます。この場合は、精算報告書提出時に領収書の提出見込み日を明記して提出してください。領収書が無い次第、精算手続きを行います。なお、打合簿の取り交わしは不要です。	ご理解の通りです。 【履行期間外の経費計上時の特例】 最終成果品の報告書作成について、「打合簿の取り交わしは不要」になります。また、最新の経理処理ガイドラインは、基本的に全案件に対し適用できますので、旧案件にも適用可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	06報告書作成費	8-06-3	翻訳費について、2022年10月改定時に「従事者の『語学能力』として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能となつた」と理解しています。 資料等翻訳費用に関しては「18-05-12」での質問回答を受け、2024年12月追記版に「英文々と日本の翻訳費は、日常の業務では対象外だが、セミナー等の定額量の費用について認めるとの記載がありますが、報告書作成費に計上する翻訳費用については、制限はありますでしょうか?成果品の翻訳費として、従事者の『語学能力』として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。報告書作成費に計上できる翻訳費については、制限はありません。成果品の翻訳費として、従事者の『語学能力』として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	07機材費	8-07-1	①10月改定前に発生した機材輸送料の支払いについて 契約時に費用計上できない場合、11月以降は費用計上用はコンサルの裁量となることから、精算書に費用目立て及び費用の打合簿の添付は不要か。	ご理解の通り、不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	07機材費	8-07-2	2024年7月公表の経理処理ガイドラインにおいて消耗品は取得金額5万円未満から20万円未満に変更されましたか、この変更は、継続中の案件においては、どのように適用となりますでしょうか?7月以降購入するものまたは、すでに購入済みのものについても適用でしょうか。	本ガイドライン改正後に作成・更新いただいた貸与機材リストについては、新しい定義で更新してください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	07機材費	8-07-3	<上記8-07-2への更問> 回答は「新しい定義で更新ください」との事でしたが、既存案件の修正の手間を省みますと、7月以降新規締結案件からの適用がいつからなのか? とても、あくまで貸与物品リストでの変更でよいのか、それとも機材費→一般業務費(消費品費)への振り替えもしくは、金額をそのまま機材費として扱うのかなど、実務的に簡潔な回答を目指しているのはわかっていますが、説明不十分で、結果更問が生じている回答が散見されます。 理由も示されていないため、よくわからず從ざるを得ない状況となります。特にガイドライン、HPにも未掲載なものに関しては、明確で丁寧な説明、誤りのない回答を申し込みしていただけますと大変助かりります。	消耗品の定義変更に伴う一般業務費⇒機材費の費用変更、出納簿 修正は必要ありません(契約書記載通りの項目で精算)します。 他方、貸与機材リストについては、今後、月報とともに提出する際に、新しい定義に基づき修正のうえ、ご提出をお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-1	本邦研修の契約の日付はどのようになるのでしょうか?	本体契約と同日で結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-2	本邦技術研修の別契約について、既に業務実施契約締結済で、研修の別契約は未締結の場合の対応は、速やかに別契約締結をし、実施時に打合せ簿を締結する、という方式に変更になりますでしょうか?	締結済みの契約の本邦研修契約については、従来通りの別契約締結でもよいですが、契約締結までの時間が非常にタイトになって大きめ負担になっているケースが多くありますので、早めに別契約を締結し、内容・金額が固まった段階で打合簿確認とすることをお勧めいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-3	「本邦技術研修・招へいについて」別契約の締結を当初契約時に変更という点、実施中の案件に関して、すでに当初契約締結が済んでいます。本邦研修の契約締結はいつのタイミングにすればよいでしょうか? 実際の研修2~3ヶ月前によいですか?あるいは新制度11月以降適用時に速やかにどなりますか?	いずれでも構いませんが、本邦研修契約については時間的に非常にタイトになって双方に負担がかかることが多くなっていますので、新方式(速やかに契約を締結、内容・金額が固まった段階で打合簿確認)とすることをお勧めいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-4	本邦技術研修の別契約について、既に業務実施契約締結済で、研修の別契約は未締結の場合は、本邦研修の契約日はいつになりますか。	契約書について、更新したひな形を今後ウェブサイトに掲載します。それ以降の早い段階で定額計上で契約をし、その後の詳細が決まった時点で打合簿を取り交換して金額を固め、その金額が定額計上で締結した契約の範囲内であれば、打合簿の金額でラップサム契約として精算する、という流れで進めていただけます。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-5	本体契約と合わせて本邦研修の契約も契約し、詳細確定した段階で打合せ簿を交わすことだが、その後また新たに契約手続きが必要なのでしょうか?	当初契約時一本体契約と本邦研修の2本の契約を締結します。この段階で研修の詳細は確定していないでの定額計契約締結を行い、その後、詳細が決定された時点で、打合簿を取り交換し、支払いは打合簿で確定します。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-6	本邦研修の契約書の様式はどうなるのか?	以下に掲載の様式となります。 なお、この契約書では、契約金額内訳書と日程は添付しない形となります。 https://www.ica.go.jp/about/announce/manual/form/consul_g/index.html#a03	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-7	本体契約の締結時点では、本邦研修の実施日程も確定していないと思います。本邦研修は、定額計上で規定された金額で、契約するという理解で良いでしょうか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-8	研修の詳細が決定した時点で打合せ簿を取り交換し、金額が超える場合は変更契約を行うということで、一つ業務が終ったときに感じますが、本要領に至った背景、目的をご説示いただけますでしょうか? また、その場合に契約期間はどうなるのか? 今までで来日前の準備に係る作業は本体契約に、来日以降の作業は研修契約に計上していましたが、人月の計上方法に変更是あるのでしょうか?	研修の詳細が決まってから契約締結を行うこととしていたところ、非常にタイトなスケジュールでの契約締結事務手続が発生し、発注者、受注者双方に大きな負担となっていました。今回、それを改善するものであります。 契約期間は、本体契約と同期間となります。 人月の計上方法に変更是ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-9	念のためこの確認ですが、10月公示以降新規公示の案件の本邦研修の契約について、定額計上の契約なので契約書の付属の「契約金額内訳」および「最終見積」は不要との理解でありますか?	契約金額内訳書は不要ですが、最終見積書は必要です。(受注者が契約金額に合意したことを確認するため)より簡素にできる様式を検討中。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-10	JICA宿泊施設を所持しない四国センターでの受入れとなり、研修期間中高知県と愛媛県を訪問し、すべてホテル宿泊となります。	研修・招へいガイドラインの「表3 日当・宿泊単価表(上限)」を上限とします。実費精算ではなく、この上限額を超える場合も下回る場合もこの上限額をもって支給しています。乖離が著しい場合は事前にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-1	経理処理ガイドライン(2023年10月)の66ページに単価10万円を超えない場合は、見積書の提出が不要とのご記載がございます。こちらの見積書には正式な見積書のみでなく、見積根拠(インターネット価格を印刷したもの、過去案件の領収書等)も含まれるのでしょうか?	見積書には、正式な見積書のみでなく、見積根拠(インターネット価格を印刷したもの、過去案件の領収書等)も含みますので、「単価10万円を超えない場合の見積書の提出省略=見積根拠も提出しない。」という整理です。	/
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-2	「(5) 見積書の提出は一部省略する。店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書提出を省略する」を追加。 は、本邦研修見積についても、適用されることを承知いたしました。 一方で現地実施中の担当者様より下記の回答頂戴いたしました。ご指示を徹底いただけますと幸いです。 「また、10月の制度改正による見積根拠の範囲についてですが、調達部に確認したところ、本研修のガイドラインについては、コンサルタント契約における研修・招へい実務ガイドライン・JICAについて、JICAの記載のとおり(2023年6月版記述)となっております。引き続き根拠の提出は必要とのことです。」	「(5) 見積書の提出を一部省略する。店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書提出を省略する」を本邦研修見積についても適用であり、このことを組織内に周知徹底いたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-3	2023年10月17日に導入された施策ではないのですが、OANDAレートについて確認させてください。 経理処理ガイドラインP36に記載されているOANDA URLのリンクをクリックすると、グラフが表示され、以前表示されていた替金券コンバーターのページが表示されません。JICA指定レートのない国の通貨でOANDAレートを参照する場合、以下のURLで表示される為替コンバーターのレートを用いても問題ないでしょうか。 https://www.oanda7788.com/currency-converter/ja/index.html?from=USD&to=JPY&amount=1	最近(2024年12月現在)、サイトが変更された模様です。以下のサイトをご活用ください。経理処理ガイドラインに追って修正予定です。 https://www.oanda7788.com/currency-converter/en/index.html?from=JPY&to=USD&amount=151605	●
8. 経理処理ガイドライン	12一般業務費に係る合意単価方式	8-12-1	ガイドラインP31(「V契約交渉における見積額の確認、3. 一般業務費に係る合意単価方式」) 「(1)合意単価方式の適用範囲: QCB5に記載しては、一般業務費のうち、車両運賃費及び雜費のうち通信費について原則として合意単価を適用することとします。」これらの記載は①2023年9月末までの公示条件と②10月以降ラップサムの対象ならない扶助料のQCB5にどう理解して良いのか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	12一般業務費に係る合意単価方式	8-12-2	一般業務費に係る合意単価について、一般業務費支出括表への追記が必要になるのか。追記する場合は、合意単価契約額だけの追記で差し難いのか。そもそも合意単価の取り扱いとして、数量などの確認は不要の理解から、一般業務費支出括表への記載も不要ではないでしょうか?	一般業務費の総額を確認する意図もありますので、合意単価も単価と数量を記載ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	12一般業務費に係る合意単価方式	8-12-3	P33~34の「2.直接経費の精算(合意単価方式)」に記載して、契約書で合意単価方式を適用した費用については精算時に実績数量を乗じて支払額を確定(既換算額不要とする)。今回は、車両借上費がQCB5合意単価の対象となつております。 2点質問でござります。 1.実績数量の根拠資料なしで、実績乗数のみ記載し精算すれば良いという理解でよろしいでしょうか? 2.実績乗数が契約時の実績数量を超えた場合、全体の契約金額内に収まるよう調整し、他細目等からの流用で精算を行うことは可能でしょうか?	1. 実績数量を示す根拠の提示が必要です。 2. 可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	13定額計上	8-13-1	10/23会議スラッシュ18. 従来型の企画競争の直接経費(定額計上)の精算に留め、定額計上した金額の範囲内で、双方の合意がでればラップサムなどは、何が取れなかつた場合はどうなるのか?	金額の合意が取れない場合は実費精算となります(契約金額の範囲内の場合)。	/
8. 経理処理ガイドライン	13定額計上	8-13-2	現在のガイドラインによると、定額計上の場合は、 「専用時に定額計上に計上、受注後、契約交渉にてラップサムか実費精算かを設定 ・プロジェクト実施中に予算額が見込みがついた段階で打合簿により予算額を確定 ・打合簿をベースに支出、変更がなければそのまま精算」という流れかと思います。 定額計上は契約時点ではまとめた額(3,000万、5,000万など)で設定されますが、実際の支出費目が多岐にわたったとしても、この定額計上の上で予算管理をする必要があります。	予算確定の際に、中費自レベルでの仕訳(例:一般業務費、機材費、再委託費など)を行ってください。一般業務費内の細分化の程度については、ご提案のとおりパイルオフプロジェクト一式として雑費に含めていただき、詳細は一般業務費支出実績括表で確認することで問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	14変更契約	8-14-1	現在締結している契約を金額増額に伴い、契約変更を行う場合でも、26頁の「業務実施上の提示条件」等が適用となるのでしょうか。 また、その際にどのように契約額を査定するのでしょうか、上限額の見積方法をご教示いただけますと幸いです。	変更契約については、当初契約の範囲内かどうかということが判断基準となります。変更額については変更内容・業務量に応じて精算いたたき、それを確認いたします。 変更契約については、業務実施上の提示条件も含め、当初契約の範囲内が外かが基準となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-1	ガイドライン79ページの部分払いに廻し、実施状況を確認する書類については、月報や進捗報告を報告させていたいでいるので、別途差添え報告書を規定するのではなく、月報やニタリングシートでそのようなものを部分払いの実施状況の確認用に用いていただけるという認識でよろしいでしょうか?	基本的には、部分払いについては、その時点までの業務内容を説明できる、進捗報告書、成果品を設定させていただき、それを確認してお支払いさせていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-2	(進捗報告書などが必要ということですね)、金額を上げることでも、資金の調達などを負担も増えているので、そのような背景も踏まえて、部分払い、前払いの請求など相談させていただければと思っております。また、調達・決済業務部だけでなく、事業部の方々とも認識合意をさせていただけたらありがたいと思っております。	業務を取り纏む環境については認識しており、引き続きご相談しつつ、進めてまいりたいと思っております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-3	ガイドラインP6直接に開帳しないかも? なぜ? 一般的業務費、機材費の中間精算制度がなくなった理由はなんでしょうか? 「業務実施上の」の「一年案件でも終了するまで(精算)する」のいつですか?	精算確定までの時間を大幅に削減することにより、精算業務の迅速化・合理化を図ることを目的とし、抽出検査を導入し一般業務費の精算確認方法を変更しました。本変更に伴い「支出実績中間確認制度」を廃止しました。詳細はリソリューションを参照して下さい。 https://www.ica.go.jp/resource/announce/information/20230330_01.html	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-5	機材費ガイドライン(P8 6. 支払い)に記載されております 「JICAが自ら実施する調達では原則100%後払いとしています。前金払は契約が履行されない場合のリスクが生じるため、一定の範囲内に限定(JICA会計細則では契約金額の40%を限度としています)し、さらに銀行保証等を取り付けるといった措置を取ることとしています。」 終了後の精算の場合、案件担当者の担当者が交渉したり、資料取り寄せなどが多くなることも考えられ、手間取ったりする可能性もあります。	コンサルタント契約における機材調達や再委託においては、受注者によるご判断で支払い条件を設定頂いて構いません。前金払に関する限度は設けておりませんが、参考としてJICA自ら実施する調達での支払い方法について、コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドラインでは記述しております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-6	37か月分のライセンスキーを纏めて支払うことを計画しています。1年ごとに購入も可能ですが、その場合は金額が高価になるとといった事情があります。	部分払いは進捗(業務の一歩の完了)に応じた支払いが原則です。これを踏まえ、今回の照会のケースでは37か月分のうちの消化した期間に応じた分を部分払いの対象としてください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-7	ランプサム契約(総合評価賃貸方式を含む)では月報で「業務従事者の従事計画/実績表」を提出いたしませんが、前払証書の返却を依頼する際には、「業務の進捗が契約金額に占める前払金の割合を確実に超えていると判断されるごとに条件となります」とあります。どのようにそのことを証明すればよろしいでしょうか。	受注者にて把握されている進捗を前払金保証書等の返却依頼書に記載の上、ご提出ください。弊方にて、ご提出いただいたいる進捗割合に貢献がある場合のみ詳細確認をさせていただきますが、なければご提出いただいた依頼書にて手続を進めさせていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-8	部分払計算書の様式について質問いたします。 ランプサム型案件にて、ランプサムと実費精算の両方が発生する場合、どの様式を使用すればよろしいでしょうか。	ランプサム型案件については、支払計算書等で契約金額全体に対する進捗割合について合意いただいております。そのため、実費精算部分を含め監督職員・業務主任者にて合意した進捗割合のとおり進捗しているのであれば、その割合で請求いただいて結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-9	2024.12.26付コンサルタント契約における一般業務費支出実績確認表・精算ポイント集・開通ガイドラインの改定について 部分払による一般業務費を計上した場合、下記の注釈が計算書にござります。 注記1)一般業務費は、支払が完了しているものと対象となります。契約金相当額の積算では、実際の支払金額(支払合計額でも可)を記載して「一般業務費支出実績表添付」(合規の取り扱いは不要してください)。 こちらの提出の様式はどう対応したらよろしいでしょうか。(これまで通り契約書に記載されている項目ごとに作成する?)	ご指摘は様式14-15についてのものと理解しました。部分払いの請求において、一般業務費支出実績総括表は不要とのことで整理し直していますので、同様式については注釈を整理し修正して差替えます。	●
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-10	部分払請求額について、一般業務費の既に支払が完了したものも含めることは承知しておりますが、契約時に提出した支払計算書の金額を超えた請求金額となつても請求することは可能でしょうか。	実費精算の場合、支払計算書に記載した部分払額は、実費精算の場合には、請求期間にならないと正確な数字を算出することができませんので、想定する割合及び支払予定期を自安として記載しています。よって、支払計算書の金額を超えた請求金額となつても請求可能です。案件によっては機構内予算当が必要となる場合がありますので、監督職員にご相談ください。 ランプサム契約の場合も、実費の進捗を踏まえて支払計算書で設定した割合(%)を変更する場合には、監督職員に相談したうえで支払計算書の変更(2者打合簿)をしてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-11	前払いに関する質問です。実費精算のプロジェクト実施にかかる現地での支払いにおいて、前払いを求める場面があります。(例えば、現地傭人に支払う仕手手当ですが、仕組の契約時に伴い支払う必要になる場合、日々の支払ではない現地時にまとめた金額の支払いを求めてくる等)のようなやむを得ない現地の事情の場合、自社の責任において前払いし、JICA精算可能と理解していますが、その認識で宜しくお願いします。	ご理解のとおりです。なお、例示いたいた「現地傭人で住居手当を支払うことについて、原則は支払う必要性がないものが大半との理解ですので、念のため申し添えさせていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	16請求書(インボイス制度含む)	8-16-1	当社の顧問税理士によると、インボイス登録のない外国人を含むJV案件では、JV代表者がインボイス登録者であっても、JV全体の請求書に登録番号を記載することは出来ないと見解であるが、問題ないか?	共同企業体の代表者がインボイス登録業者であれば、JVの請求書はその登録番号を記載していただけていますが、各社において税理士の確認を経て記載なしを希望される場合は、記載なしも受け付けます。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-1	ガイドラインP36(Ⅵ精算について、(3)契約書等) 契約200万円未満ではある契約書(又は契約書を代替する文書)の提出は不要です。⇒傭人や車両、事務所借り上げ等につき、基本月ベースの契約であるが結果的に200万円超えても添付は不要?	ガイドラインの記載にあります通り(P36)、契約書等については1件(1契約)200万円以上であれば、契約書(写)を証拠書類としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-2	2023年9月までの公示案件は航空賃の価格上昇や再委託による賃の値段差について契約金額を超えての精算が可能な契約であるため補填可認められた案件と認識しております(総則第14条6(1)(2)) 航空賃、再委託費で契約金額を超過した場合は打合簿、契約変更は不要で精算可能でしょうか。	航空賃は打合簿や契約変更は不要で精算可能です。他方で現地再委託費の為替差損は2者打合せ簿の取り交わしが必要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-3	上記該当の案件であっても超過額で契約金額総額を50万円以上の場合は変更契約が必要との指摘を受けましたので念のため確認させていただいております。	左記に該当する公示案件にて、航空賃や再委託費の為替差損について、契約書上で契約金額を超過して精算可としている契約(実費精算の契約)では、超過金額に限らず、変更契約は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-4	業務実施契約(調査業務・事業実施・実績確認)の精算において、以前の約款では証拠書類原本の10年保管が明記されておりましたが現在は原本について記載ありません。原本保管の義務はなくなったのでしょうか。 また14条3(1)にて、証拠書類について受注者が別に定めた基準に従い、その全部又は一部の提出を省略ができるとある旨の省略できる証拠書類は、どのような書類のことでしょうか。PDF提出する書類のことを指すのか、あるいは車両走行表やセミナーの出席者リスト等必要時に提示する書類のこと指すのでしょうか。	はい。原本保管の義務はなくなりました。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-5	一般業務費の確認で、抽出検査対象案件はどのように選定するのですか? また業務実施案件の精算でどのくらいの割合でどうですか?	抽出検査の趣旨から、これに関する情報を公開することはできません。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-6	<2023年10月以前の公示案件、再委託費の為替差損について> 質問番号8-17-2で「打合簿での契約変更は不要で精算可能」とご回答いたしましたが、質問番号7-2-3-3では「再委託費を含む旅費等の費用は、受注者の費用ではなく、他の費用から現地再委託費および旅費(航空賃等)への費用負担を負う」とあります。受注者の費用ではなく、他の費用から現地再委託費および旅費(航空賃等)への費用負担を負うと、受注者の費用ではないと回答いたしております。今月未だ現地再委託費を控除する際には、受注者で為替差損があり(契約金額全額を超えないため)自ら間違用に付けておられますが、打合簿での契約変更は不要でしょうか。これまで、2023年10月以前の公示案件では、いつもが為替差損の打合簿を交わしていたこともあります。改めて確認させていただけますと幸いです。	ご質問は2023/9までの公示案件については、現地再委託費の為替差損の対応は旧ガイドライン適用のため、契約金額を超過するか否かにかかわらず、2者打合簿の取扱いを願います。 質問回答番号8-17-2については、現地再委託費の為替差損は打合簿が必要な点、回答修正します。なお、航空賃は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-7	特別宿泊単価にかかる精算時の必要書類について、 費用精算ではなく、設定単価となっている場合、象徴地域を証明するのに、ホテルの領収書は必要でしょうか。あるいは該当地域の証明として、月報または報告書での報告でよいのでしょうか。	特別宿泊単価が設定単価の場合は、証憑は不要で、特別宿泊単価適用の日程を様式8備考欄に記載ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-8	経理処理ガイドラインで特殊傭人費や車両関連費において以下の記載がありますが、ランプサム型の契約の場合は受注者側で就労するによる労務管理や、就労形の取り付けは不要(貴機構から提出を求められることがない)との理解でよいでしょうか。 <特殊傭人費> 日々の労務管理の実績と確認と記録に適切に行ってください。精算報告書に就労表を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも雇用者の確認印またはサインを確保してください)を作成し、受注者にて保管してください。	c理解の通りJICAへの提出は不要です。なお、ランプサム契約に実費精算方式が含まれる場合は、実費精算対象分は証憑を提出願います。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-9	<車両関連費> 運転手を雇する場合、日々の労務管理や運行管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労表や運転手を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも運転手の確認印またはサインを確保してください)を作成し、受注者にて保管してください。JICAより依頼があった場合は提出するようにしておいてください。	c理解の通りJICAへの提出は不要です。なお、ランプサム契約に実費精算方式が含まれる場合は、実費精算対象分は証憑を提出願います。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-10	空港券領収書についてご教示頂けますと幸いです。 【質問1】空港券の購入方法についてご教示ください。 ①日本→A国JICA案件(実費精算方式)→B国JICA案件(実費精算方式)→日本の継続従事を行なう ②精算時刻、旅費の分担について報告を行う(A国案件で日本→A国案件、B国案件でB国→日本を負担、など)。各案件で報告した金額範囲の精算を行なう。各案件の航空賃の負担は片道分程度となり、当初契約金額単価(日本の場合通常往復としているもの)の支拂いと精算することになる。 ③場所、精算、旅費の差分等の旅費の月報報告書→一般業務費への流量を受注者裁量で行ってよいという理解をしておりますが、間違いないでしょうか? また、上記①のパターンの場合の月報での渡航回数の報告は各案件とも0.5回となりますでしょうか。	【質問1】お支払いの際のカード明細書及び購入の事実が分かる書類(納品書、オンラインで購入時の注文書等)か有れば精算が可能となります。なお、カードは法人名義若しくは業務従事者名義のカードである必要があります。 【質問2】現地でのJICA案件に従事し、航空券の代金の折半が必要となった場合、その割合は、受注者のご判断にお任せしています。10対0でも構いません。1円未満の取扱いについては、いずれかの案件で吸収いただければ結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-11	下記の場合の航空賃の精算、費用負担の考え方についてご教示ください。 ①日本→A国JICA案件(実費精算方式)→B国JICA案件(実費精算方式)→日本の継続従事を行なう ②精算時刻、旅費の分担について報告を行う(A国案件で日本→A国案件、B国案件でB国→日本を負担、など)。各案件で報告した金額範囲の精算を行なう。各案件の航空賃の負担は片道分程度となり、当初契約金額単価(日本の場合通常往復としているもの)の支拂いと精算することになる。 ③場所、精算、旅費の差分等の旅費の月報報告書→一般業務費への流量を受注者裁量で行ってよいという理解をしておりますが、間違いないでしょうか? また、上記①のパターンの場合の月報での渡航回数の報告は各案件とも0.5回となりますでしょうか。	別件と旅費を分担した場合に発生した差額は、受注者裁量で流用可能です。 ①のパターンの場合、A国案件・B国案件ともに渡航数は0.5回とカウントしてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-12	<8-17-8の更問> ①現実施工の全案件に適応での理解でよろしいでしょうか。また、次回ガイドライン改定時には、本件記載いただくようお願いいたします。 ②【質問2】の回答で、他案件と旅費を折半する場合、航空会社の就航状況では往復同じ航空会社を利用できず、移動を2回に場合があります。 ③日本→A国→B国→日本、B国→A国→日本を例に、貴機構案件1→乗り継ぎ→貴機構案件2→乗り継ぎ→日本この場合通常往復ではないのですが、航空賃の折半10対0でも構わないということでしたら、貴機構案件1(もしくは貴機構案件2)にこの飛航にかかる航空賃の100%を上回してよいと読み解きますが、その理解でよろしいでしょうか? ④⑧-17-8では、旅行代理店を通さず購入し、1枚の領収書が発行された場合の話でしたが、前述に限らず全ての航空券(旅行代理店を通じて購入したり、自身で購入し領収書が複数に分かれている場合)も、受注者裁量で旅費分担の割合を決めてよいという理解でよろしいでしょうか?	① 現在実施中の全案件に適用されます。次回ガイドライン改定時に記載するようになります。 ② ご理解のとおりです。航空代金の折半は受注者にお任せしております。 ③ 受注者の裁量で決めて頂いて構いません。	●
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-13	別業務との旅費の分担について、以下の場合、航空賃は2案件の完全な折半でしょうか。もしくは受注者裁量(航空費用)で分担を決めてもよろしいでしょうか。 例)日本→A国案件→B国案件→A国案件→日本 (A国案件:日本→A国、A国→日本)の航空費、B国案件:A国→B国、B国→A国の航空費)	「8-17-10」の回答のとおり、航空賃折半の割合は受注者にお任せします。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-14	一般業務費の精算について質問がございます。 現在、領収書一枚に、書き込み用紙一枚貼り付けをしております。 しかし、この例では書き込み用紙も含め複数枚存在します。 この場合、書き込み用紙の台紙に「領収書番号1-3」と書いて、1枚の台紙に領収書を3枚貼り付ける。ということは間違いでございませんか? 用紙の刷削込となる場合は、確認させていただきたくお問合せ致しました。 返信頂ければ幸いです。よろしくお願ひ致します。	精算報告明細書の内容と組合出来るように、証拠書類を分かり易く付番していれば、1枚の台紙に複数の領収書を貼付いただいて問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-15	一般業務費の精算における「領収書」(証券)につきまして。 日本国内でAmazon(アマゾン)で資材購入をしてAmazon.co.jpの証券書を受領することがございます。お問合せは「Amazon.co.jp」の領収書についてです。 2025年6月にAmazon.co.jpにて領収書の様式が変更になりました。(Amazonに問合せさせて確認)2025年5月までに支拂歴で「領収書・購入明細書」を押すと「文主番号*****-***の領収書」という見出しの書面(領収書)を表示・印刷することができます。 2025年6月以降支拂歴で「領収書・購入明細書」を押すと「文主概要」という見出しの書面が表示されるようになりました。書面上には「領収書・購入明細書」という文字がございます。Amazonの回答は「これが領収書です」とのことです。 以前の領収書と比べて表記が簡便になり、領収書の宛名を記載する欄も無くなりました。この場合、印刷した領収書の余白部分に、貴機構会社名を記載するよりも記載しなくてよろしいですか。(店舗での購入ではなく場合に限らず、他の通販サイトでも、仕様変更等で今後も同じことがあるかもしれません。領収書の宛名欄のない領収書の場合、どういう対応が適切かお聞きできたら存じます。 お手数をおかけしますが、返信頂ければ幸いです。宜しくお問い合わせ下さい。	証券書類に十分な内容が記載されていない場合は、領収書の余白等に補記いただければ問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-1	単独型案件の見積書作成について、ガイドラインP.50に「一般業務費は、JICAが業務を必要であると判断する場合に限り、公示において、定額を示して見積書への計上を指示します。」とあるが、主にアドバイザー業務では、車両借上げの便益供給などを除いては定額計上するべきではない案件が公示されている。この場合、プロポーザル提出時で車両借上げの便益供給などを除いては定額計上するべきではない案件が公示されています。	一般業務費は、JICAが契約に含める必要があると判断する場合に限り、公示において定額を示して見積書への計上を指示します。 公示に定額計上を指示していない場合は、別途JICAの在外事務所より臨時会計役を委嘱して現地での活動経費をお渡しする(その際はその旨を公示に記載します)か、事務所から直接支払うことで対応します。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-3	<上記8-18-1への更問> 以下案件のように、定額計算上の指示も臨時会計役の委嘱についても記載がなく、また、便用供与で車両借り上げがなし、となっている場合は、どのように考えられるでしょうか? https://www2.iica.go.jp/a/announce/pdf/20240131_235787402.pdf	事務所が直接支払うことを想定していると思われますが、契約交渉でご確認ください。今後、契約に含めない場合は公示に応対方法を明記するようお願いいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	19精算報告書の電子提出	8-19-1	精算関係のクラウド化については、早急に進めていただけると大変ありがたいと考えております。	一時期検討しておましたが、精算システムの構築は、これまでの精算簡素化による効果および導入にかかる費用対効果を検討した結果、導入しないこととさせていただきました。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-3	定額計算について、打合せ簿事例集では、予算額の確定(実費)、残額の確定(実費)について千円単位となっていますが、1円単位ではなくてよいのでしょうか。 また、予算額確定(実費)にて別添として提出するのは証憑(領収書)でよいのでしょうか。実績対比表も該当目のみの作成でよいのでしょうか。	打合簿の単位は千円(円未満四捨五入)で記載し、一円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。 「予算額確定の打合簿(実費精算方式)」では、領収書ではなく見積根拠資料をご提出ください。 「残額確定の打合簿(実費精算方式)」では、打合簿事例集の事例9の解説に記載あるとおり、証憑書類(領収書)の添付は不要です。領収書は本体契約精算時に提出ください。予算額/実績対比表は、該当する定額計算上分のみを作成ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-9	精算報告明細書についてです。現在は、業務從事者の従事計画・実績表については、「現地/国内」を合算したMM数を記載しております。他方、2023年6月末以前公示分の見積書(精算報告書明細書)の範囲の箇所については、現地と国内のMMを分けて記載する様式になっておりますが、こちらの箇所も実績表に合わせて現地・国内とMMを合算した様式(最新の様式)を利用すること、ということになるでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-10	一般競争入札(総合評価落札方式)の契約金額の精算について、ランプサム型かつ定額計算上費用が無い場合についてお伺いします。実費精算金額がない場合は、経費確定(精算)報告内訳書の提出が不要なうですが、その場合精算算式を提出するのは、様式1・経費確定(精算)報告書の提出頭書・表紙のみとなり、様式2については作成・添付が不要という理解で間違いないでしょうか。	ランプサム型かつ定額計算上費用が無い場合は、精算は不要で、契約書の金額の請求書のみ、調達経理譲支払現況にご提出いただいています。よって、ランプサム型かつ定額計算上費用が無い場合は、様式1も提出不要となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-11	精算払の請求書ひな形(業務実施契約用)「單独型」には次の記載があります。【なお、本契約は、「社会保険料の安定財源の確保を図る税金(以下「消費税等」といいます)の消費税の全部を改定する場合(令和6年3月1日以後の消費税等が8%から10%に変更となった契約かつ該当する場合は、改められること)】です。2025年3月以前に該当するものでしあうが、過去数年で算賃払をした多くの案件には不要な文になつてあり、該当がないと確認できた段階での一文をひな形から除いていただけないでしょうか。	コンサルタント契約で当該措置が適用される全案件(業務実施、単独型含め)において、事業が終了し請求手続きが終了した後に様式を更新します。	●
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-1	2024年3月28日に公されました「コラボルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追加版))」について、今回の追記事項について、適用時期はいつからになるかご教示いただきたく、以下のいずれになりますでしょうか。	適用時期が明記されるもの以外は「①今後提出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡つて適用となる。」となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-2	<上記8-21-1への更問> 先日回答いただきました経理処理ガイドラインの適用時期について社内で共有していたところ、別件でECFA経由で貴機構へ問い合わせさせていただきました。継続案件の2023年10月以前の支出に係る算算様式については、遡つて新様式への移行は不要との回答をいたしましたが、改定による変更事項がどこまで適用になるのが混亂しております。	【ECFA経由貴機構への質問】 1) 継続案件において、 契約時の通達ガイドラインに沿って精算取り纏めを実施。 2023年10月以降改定ガイドライン「金額変更」によったわめたため、精算書提出後のコメントにて改定版の精算様式への変更を指示されているケースがありました。	/
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-2	例として、契約時改定ガイドラインでは、小数点以下四捨五入 であったため、それに沿つて作成。 精算書の業務支援チームからのコメントとして、改定ガイドラインでは、「小数点以下切り捨て」であるため、契約当初からの直すを小数点以下切り捨てに修正。 この認識で正しいとの問い合わせに対し、 【貴機構からの回答】 昨日お返信いたしました。精算書類の小数点以下の取扱いが昨年変更したこと、契約当初のものまで遡及しての修正を求めていましたが、部内で確認し、遡及しての対応は不要と確認いたしました。業務支援チーム内でもその旨御徹底させています。 との回答がありました。 こちらの回答は3月28日にいたしましたが、4月1日に回答いただきました、①今後提出する精算書類について2023年10月以前の支出も遡つて適用となる。 ×相手するものであり、再度確認させていただく次第です。	①本件移行時に当たっている案件のため、今作成いただいているもので構いません。	/
9. 部分払いの促進	01 計上	9-01-1	部分払いの一般業務費計算上方法について質問です。様式1:3:契約金相当額計算書の備考欄には「3」とのみ記載があるのみです。機械費、再登録費と同時に、部分払い時に、別途「賃費」がかかる際は、どのように算上方法になりますでしょうか? シートに記載があります「項目名」とは、小費目ごとに計上する理解ですか? シート上の記載方法としては、各月の賃費に付けるレートを記載する計算する賃費、月の分けで行は作成するのでしょうか? これとも複数月の金額を合計し、提出のレートをかけるような形でよいでしょうか?	御社での管理工数を考慮して相当額算出の内訳がわかりやすく提示されれば問題ありません。ご不明な点があれば当該契約の契約担当者にご相談ください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-1	2024/6/24説明会資料1.2.1に、探し、プロポーザル作成時に受注者側に見積根拠を用意するのではなく、JICA指定の経路および運航回数に則った見積額が指定されることが多いでしょうか?	後者です。プロポーザル作成者が見積根拠を用意しなければなりません。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-3	2024年6月以降のQCB5-ランプサム型の企画競争説明書に「払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規規制引連賃費を含め最も経営とを考えられる航空費、及やむを得ない理由によりキャリバーする場合の賃費対応や変更手数料の費用(賃費対応費用)として航空賃料の総額の10%を加算して航空賃料を見積らせてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響を除く。)」あります。 しかし、貴機構の2024年6月以降のQCB5-ランプサム型の見積形態は「見積書(2023年7月公示~2024年6月公示)同じです」と記載されており、企画競争(QCB5含む)の新難形のようになん対応費用10%が含まれていません。QCB5-ランプサム型の場合は賃費対応費用10%はどこに記載すればよいでしょうか。	ランプサム型契約は個別に航空賃の精算をしませんので、10%を含めた金額で計上してください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-4	2023年10月改定ガイドラインにより、エコノミーで計算してもその金額を上限としてビジネスクラスの購入が可能などといいます。最も安価な航空券を使用するとなった場合、ビジネスクラスの購入は不可という扱いになりますでしょうか?	積算した金額内であれば、ビジネスのご利用も可能です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-5	下記2点質問いたします。 1. 貴機構で算算される最も安価な航空券の価格は、どこからの見積もりをベースに算出されるのでしょうか? 発券手数料等を含む旅行社に依頼した場合の価格でしょうか。あるいはインターネット等、航空会社から直接購入した場合の価格でしょうか。 2. 見積算出時と予約でき最も安価な航空券が受注後、最短で予約した場合でも既に予約できなくなっていた場合、その差額はどうなりますか。	1. 旅行社が使用しているシステムをもとに確認しています。 2. 航空賃全体もしくは契約金額全体の中で調整をお願いします。	/
10. 最も安価な航空券の使用	02航空券にかかる契約管理	10-02-1	2024/6/24説明会資料P.1.2.4に、申し、条件の厳しい航空券を利用していたとしても、履行期間中に航空賃や燃油サーチャージの急激な上昇により、受注側の工夫で賃費自賄自流用の手を尽くしても契約金額を超えることが明らかになつた場合は、契約変更(増額)の対応を取つていただけるのでしょうか?	個別に検討いたします。具体的な事例が発生しましたらご相談ください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	02航空券にかかる契約管理	10-02-2	2024年6月以降のQCB5-ランプサム型の企画競争説明書に「現地開業料(税込)により、可能限り安価な空港券で渡航すること基本となり、旅行代店を通して現地開業料(税込)により、受注側の工夫で賃費自賄自流用の手を尽くしても契約金額を超えることが明らかになつた場合は、契約変更(増額)の対応を取つていただけるのでしょうか?	上段の質問については、契約金額内で工夫頂き、賃費金額内に収まるようにご対応いただきたく、よろしくお願ひします。各渡航で、日程変更がありうる場合は、変更可能な航空券(現地発券や格安航空券等も含む)をお配りいただき、それ以外の渡航では、使用条件の厳しいが安価な正規航空券などを検討いただけよう、お願ひします。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-1	①一般業務費の旅費・交通費で、日本から業務対象個人講師派遣をする場合の航空賃についても、10%加算・LCCの場合は過疎地費用等のルールは同じという理解でよいでしょうか。 ②賃費対応費用の10%を上乗せし契約した場合、+10%分も含めて、契約金額内の他費目への流用をおこなえる理解で間違いないでしょうか。 ③業務期間中に賃費対応費用が発生しなかつた場合、ランプサム契約であれば精算の対象外という回答がありましたか? なぜランプサム契約で精算対象外なのでしょうか?	下段の質問については、他業務との航空賃の分担がなければ、旅費分担報告書は不要です。今回の件も、他業務との分担がなければ、ご照会の現地発券の航空券を利用される場合でも旅費分担報告書の提出は不要です。 ①出来るだけ安価なチケットを使ってください ②ご理解の通りです。 ③ランプサム契約した経費は、価格競争を経ているため、精算を行わず契約金額をお支払いすることとなります。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-2	格安航空券を購入した場合、Eチケットが発行されないケースが多く、「Itinerary」「Travel Summary」「予約内容確認書」等をEチケットにいれるものとして承認しています。これらをEチケットとして承認いただけるでしょうか?	Eチケットの添付をお願いしているのは、渡航実績を確認するためですので、それに代わるもの(使用済み半券の類)をお願いします。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-3	最も安価な航空券の使用に関しては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付/渡航地域別航空券クラス」に応じた航空券クラスによる最も安価な航空券との確認でよいですか? 例えば、「4号C」で地域への渡航の場合はビジネスクラスの使用が認められていますので、この場合の最も安価な航空券とは、C地域の当該国と日本の間の航空便のなかで最も安価なビジネスクラス切符航空券等になります。	ご理解の通り、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付/渡航地域別航空券クラス」に応じた航空券クラスでの最も安価な航空券になります。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-4	<10-03-2への更問> 格安航空券にて「旅行番号」「Itinerary」という名前で発行されているものの、書類に本紙をEチケットであるといったような記載がある場合は、精算等にチケットの半券などの提出は必要となりますでしょうか?	書類内にEチケットであることがわかる記載があるので、渡航実績の確認が可能ですので、代用可能です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-5	企画競争費精算方式の航空券クラスやLCCの利用について、お伺いさせていただきます。 ビジネスクラスや精算・契約している場合で、フレアムエコムニティやコムニー、LCCなど明らかにクラスを下げて手配した場合は、下記のクラスの中より選択に過るに至ったため追加費用については精算可能かどうか認識でよろしいでしょうか。例えばビジネスクラスで契約している受託者が「Eチケット」と表示するが、有料でや軒並み座席を指定する場合の座席料や、LCCにて「Eチケット」として食事が付いたた場合は、各料金の合算金額を上限とする精算可能かどうか認識でよろしいでしょうか。(Eチケットの負担額を0~15%では座席料込付料金は原価精算対象外に記載されていますが、これは上ゴノミニで精算している場合のゴノミニでの追加費用という認識です。)	経理処理ガイドラインのP.15に記載のとおりです。LCCに限り、受託手荷物、機内食、座席指定料等が精算対象です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-1	①発券手数料(税込)航空券代の5%を上限)は現地発券・現地購入の航空券も精算対象ですか。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入できなかった場合、国内航空券は精算対象となるが、国際空港使用料は精算対象外となる、という理解でよろしいですか。 ③新ガイドラインに「領収書」には、旅費(航空券)の内訳(航空券料・週休・特定期日料金加算、航空保険料、燃油特別付料、空港税、旅客税、入施設使用料(税抜)、旅客保安料(税抜)、券料手数料(税抜))が明記されたり添付されていても精算対象外でも精算可能ですか? ありますか? これは2024年7月以前の公示案件についても適用されますか?	①対象です。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入した場合、国際航空券及び国内空港使用料(税抜)については、航空券の一部とすることを認めます。(経理処理ガイドラインP.10) ③適用されます。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-2	<上記10-04-1への更問> 上記10-04-1にございて、本変更是、2024年7月以降の公示案件、または打合簿で合意する継続契約から適用されると見ておりましたが、2024年7月以前の公示の業務実施契約(技術協力プロジェクト)においても、最も安価な航空券格安航空券や現地での航空券手配)を購入してもよいという理解で宜しいでしょうか。	領収書に明記がなくても精算対象とする変更是2024年7月以前のものでも適用とします。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-4	<上記10-04-1への更問> 前回の質問、「(2)国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入できなかった場合、国内航空券は精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象となる」という理解でありますか。 に、に対し、「(2)国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入した場合、国内航空券と国際空港使用料(税抜)については、航空貨物の一部とすることを認めます。(経理処理ガイドラインP10)」との回答をいただきました。 しかし、確認いただいたのは、「一連のチケットとして購入できなかった場合」に関する精算対象の内容です。国内航空券は精算対象ですか。いかが、国内空港使用料は精算対象外ですか。	国内線と国際線で航空会社が異なるなど、一連でチケットが発券できなかったとしても、国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。この場合、国内空港使用料も精算対象となります。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-5	<10-04-4への更問> 前回の質問、国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入できなかった場合の精算対象について、「(国内と国際線で航空会社が異なるなど、一連でチケットが発券できなかったとしても、国内移動が当該業務の主旨としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。この場合、国内空港使用料も精算対象とします。」との回答をいただきましたが、これは2024年7月以前の公示条件についても適用されます。	2024年7月のガイドライン改正以前から適用されているルールであるため、2024年7月以前の公示条件にも適用されます。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-6	<10-04-5への更問> 2024年7月以前の公示条件についても適用のことですが、航空券が合意単価契約の場合はどうなりますか。該当の事業者のみ、国内移動での航空券を追加で精算することは可能ですか。	合意単価の金額で精算可能です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-7	航空券領収書には内訳の記載・補記も不要とのことです、税抜であることの確認ができる場合は様式10に税抜金額の記載は不要の理解でよろしくでしょうか? 格安の購入サイトでは内訳を提示していただけない場合があり、利用可否を判断したくご教示のほどお願ひいたします	・ご理解のとおり、税抜であることの確認ができる場合は様式10に税抜金額の記載は不要です。 ・昨今の各種導入済施策を踏まえ、様式10については、省略いただいて結構です。 ・なお、様式10を省略した場合で、何らかの補記が必要な場合は、様式8の備考欄に記載ください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-8	<10-04-7への更問> <昨日の各種導入済施策を踏まえ、様式10については省略可とのご回答がありましたが、今後、精算報告書には様式10に税抜金額の記載を省略する旨の内訳を添付しなくともよいということでしょうか?もし提出不要ということでしたら、精算報告書明細書の様式から様式10に削除いただけないでしょうか?	次回改定時に削除を検討いたします。	●
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-9	<10-04-7-10-04-8への更問> 10-04-7において「昨日の各種導入済施策を踏まえ、様式10については省略可」とのご回答がありました。が、今後、精算報告書には様式10に税抜金額の記載を省略する旨の内訳を添付しなくともよいということでしょうか?もし提出不要ということでしたら、精算報告書明細書の様式から様式10に削除いただけないでしょうか? また、10-04-8において「次回改定時に精算報告書から様式10を削除することを検討する」とありますが、単独型の様式からも削除の検討をお願いいたします。	単独型の場合、様式12の省略が可能です。次回改定時に精算報告書から様式12を削除することを検討します。	●
11. 本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-1	継続契約の技術協力プロジェクトにおいて、本邦研修を来年1月に実施する予定です。本体契約には本邦研修に当該する人月を含んでおり、本邦研修終了時にはその人月を本邦研修に流用する予定であります。7月以降の施設においては専任の人事の人が含まれるようになうことなし、事前準備の人月が固定でまとまるということですが、本体契約から固定分人月を除すと、本体契約の人月が不足してしまいます。今回の固定人月に不足している分は、新たに計上して良いのでしょうか。	今回の変更前では、発注者・受注者で合意済みとした、事前準備業務に対する人月も本体契約に含まれているとの理解ですので、そちらを該当する人月は本体から差し引く必要があります。 7月以降は事前準備分は固定分として研修契約に含めるのが原則であり、合意済みの人月が標準人月に満たない場合には、新たに計上することも可能です。 ただし、該当人月は既に合意済みであることから、それも踏まえて、改めて適切な業務内容、人月についても監督職員と相談してください。	/
11. 本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-2	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドラインの改定について、変遷を確認させてください。 本邦研修は從来日本本体契約に内包されていたかと思いますが、2024年4月から賃貸税の関係で別契約となつたと認識しております。 その後貴機構HPの「過去の改正内容」を確認すると、2023年4月および6月に細かい改訂がありますが、次の改訂が2024年の2月となりており、定額計上による本体契約と同時にタイミングでの別契約締結、およびランプサム計算(現行ルール)がここで初めて記載されています、実際にはこの改訂は2023年10月頃だったと記憶しております。 実際ガイドラインの内容で確認すると、「2023年10月以降に本体契約の締結がなされた案件から適用します」と記載ありますし、最新の2024年7月改訂のガイドラインでも「2023年10月以降に本体契約の締結がなされた案件からは、本体契約締結時に、発注者による定額計上の契約にて技術研修等支援業務実施契約の本体契約の契約期間に適用する別契約として、打合簿を提出する旨記載されています。 参考までに、別契約締結時に、発注者より定額計上の契約にて技術研修等支援業務実施契約の本体契約の契約期間に適用する別契約として、打合簿を提出する旨記載されている場合は、別途打合簿にて確定し、ランプサム方式を適用することとしました(専門費は別契約金額に組み込まれる場合は増額変更契約となります)。」と記載あります。 過去の改訂の日につきまして、あらためてご確認いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。「本体契約締結時に、発注者による定額計上の金額にて技術研修等支援業務実施契約の契約期間と同じ期間にて締結し、そのカリキュラム及び日程が明らかになった時打合簿にて本体契約の契約期間と同じ期間にて締結し、そのカリキュラム及び日程が明らかになった時打合簿にて本体契約の契約期間と同じ期間にて締結し、そのカリキュラム及び日程が明らかになった時打合簿にて確定(複数回の研修を行った場合は合意済みで研修へ別途計上)及び参考までに別契約締結時に、発注者より定額計上の契約にて技術研修等支援業務実施契約の本体契約の契約期間に適用する別契約として、打合簿にて確定し、ランプサム方式を適用することとしました(専門費は別契約金額に組み込まれる場合は増額変更契約となります)。」と記載あります。	/
11. 本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-3	コ-ソルタント契約における「研修・招へい実施ガイドライン」(2024年2月版)P11にある「様式12 業務部部分完了届(研修・招へい)」に記載されています。 現在開催されている「第7回-2-2024年1月版」には「第款第12条の2に基づき提出し記載がありますが、2024年3月に締結した業務実施契約書(技術研修等支援業務)(2022年12月版)には第12条の2がありません。 貴機構の担当者から以前の様式を利用しよう指示を受けましたので、参考可能な場所をお伺いして貰います。	技術研修等業務実施契約で複数の研修を1本にまとめた場合契約で、契約に部分払い条項(第12条の2)がない場合は、契約変更にて同条項の追加が必要となります。以前の様式7の利用による対応とはなりませんので、誤った指示につきお詫びいたします。 該当する案件がありましたら主管部担当者及び国際協力調達部契約担当者にご連絡をお願いします。	/
11. 本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-4	今回の改革に係る合わせて不可能性がございますが、本邦研修への見直し計上出来る報酬について確認させて下さい。 改定計上にて契約後、打合簿にて改定確定する旨の本邦研修について、打合簿に添付の必要な見直し作成原課、調達部内に記載いたしましたが、実際に業務に当たる部分のみを計上して下さいと指摘がございました。例えば、1日割りとして設けている限り、午前は発注先に移動(片道50km以上の移動)、午後は発注先に合流して同様の場所で、この日の報酬は午後ののみ(0.5日)の計上になると指摘されておりました。対して、現職の研修・招へい実施ガイドラインの範囲に記載については、「研修員は、被研修者へ同一日(休日)の計上不可とします。ただし、宿泊費を伴う半張の場合、休日であっても日當宿泊費の計上は認めない」との記載なのと、時間単位で報酬を計上する記載はどこにもございません。 ガイドラインからは、招へい同行に対する報酬を同一日(休日)の計上不可とされていますが、時間単位で算出する場合は、宿泊費を伴う半張の場合、休日であっても日當宿泊費の計上は認めますが、時間単位で算出する場合は、宿泊費を伴う半張の場合は、休日であっても日當宿泊費の計上は認めない。つまり、同一日の報酬を算出する場合は、宿泊費を伴う半張の場合は、休日であっても日當宿泊費の計上は認めない。この日の記載なのと、時間単位で報酬を計上する記載はどこにもございません。 ガーディアンからは、招へい同行に対する報酬を同一日(休日)の計上不可とされていますが、時間単位で算出する場合は、宿泊費を伴う半張の場合は、休日であっても日當宿泊費の計上は認めない。つまり、同一日の報酬を算出する場合は、宿泊費を伴う半張の場合は、休日であっても日當宿泊費の計上は認めない。	同行日数については、日単位での計上を想定しております。移動時間も含めて拘束時間となりますので、計上いただいて問題ありません。	/
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-1	説明会時の質問で、「現地再委託」とについて現在実施中の案件は対象か?ということがあります。「2024年10月以降に契約するものは現地再委託」との回答でした。現在実施で10月以降に履行期限がある案件(現地傭人に 대해서はいかがでしょうか?)?「現地再委託」同様に10月以降契約する傭人だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する傭人も対象になるのでしょうか?	適用開始前に、既に契約済みの現地傭人契約や再委託契約については、適用対象外とします(適用開始後に契約変更が生じた場合も含む)。	/
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-2	<12-01-1への更問> 質問内容: 説明会時の質問で、「現地再委託」について現在実施中の案件は対象か?ということがあります。「2024年10月以降に契約するものは現地再委託」との回答でした。現在実施で10月以降に履行期限がある案件(現地傭人に 대해서はいかがでしょうか?)?「現地再委託」同様に10月以降契約する傭人だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する傭人も対象になるのでしょうか?	契約管理ガイドラインの41ページに記載のとおりです。「現地再委託」同様に10月以降契約する傭人だけが対象になります。すなわち、適用開始後に新規で契約する現地傭人は適用対象となります。	/
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-3	現地傭人の契約書の確認について、1つの契約金額が200万円以上の契約が対象、ということです。弊社では傭人契約を1年ごとに更新している例が多いです。その場合、1年目は160万円、2年目は180万円という契約であれば、打合簿を提出する必要はないという理解でよろしいでしょうか。また、1年ごとの契約金額が200万円以上の場合は、同一の傭人であっても、更新のたびに打合簿を提出する必要があるのでしょうか。	ご照会いただいた2件ともご理解の通りです。	/
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-4	ランプサム契約において、在外事務所による契約相手先の確認は、ランプサム対象費である場合は、行わないと理解でよろしいでしょうか。	(2024/11/27 修正) 改めて内部で検討し、ランプサム契約の際の扱いについて以下の通り整理しましたので訂正させていただきます。現地ガイドラインについても追って修正するようお願いします。去る、本修正前に打合簿を作成中のものにつきまして、本修正に基づき、打合簿不要としていた点について訂正いたします。 ・ランプサム契約本体に含まれる場合は再審計契約、200万円以上の傭人費の契約に関する打合簿は不要です。 ・契約担当が初回計額上においてものについては、予算額確定の際に、ランプサムとしたものは上述と同じく不要。費用精算としているものは打合簿が必要。 ※ 同様に、160万円以上の機械輸入についても、上述のとおりランプサム契約本体もしくは定額計上としていたが予算確定時にランプサムとしたものについては、選定経緯書は不要とします。	●
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-5	<12-01-4回答への更問> 「ランプサム契約であってもすぐらく確認が必要です。目的は事実確認にあるため、精算方法には関係なく確認します。」との回答ですが、これは本体がランプサム契約の場合、定額計上で該当の費用(再委託・傭人)があるものについて確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。 ランプサム契約の本体に含まれる場合、質問回答「7-03-1」にある通り再委託は選定経緯等の打合簿は不要であり、精算証憑の提出もしないため、確認は行わないと理解しています。	(2024/11/27 修正) 改めて内部で検討し、ランプサム契約の際の扱いについて以下の通り整理しましたので訂正させていただきます。現地ガイドラインについても追って修正するようお願いします。去る、本修正前に打合簿を作成中のものにつきまして、本修正に基づき、打合簿不要としていた点について訂正いたします。 ・ランプサム契約本体に含まれる場合は再審計契約、200万円以上の傭人費の契約に関する打合簿は不要です。 ・契約担当が初回計額上においてものについては、予算額確定の際に、ランプサムとしたものは上述と同じく不要。費用精算としているものは打合簿が必要。 ※ 同様に、160万円以上の機械輸入についても、上述のとおりランプサム契約本体もしくは定額計上としていたが予算確定時にランプサムとしたものについては、選定経緯書は不要とします。	●
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-6	現地傭人と日額契約で契約書を取り交わしており、契約期間(1年間)において勤務を依頼した分だけ日額を支払う契約となっています。契約時ににおいては、200万円を超える想定外の日数勤務をお願いすることになった場合、200万円を超えたところまで、打合簿を取り交わすといつては問題ないでしょうか?	当時は200万円の範囲内といっていたものの、最終的に200万円を超えてしまった場合については、超過が判明した時点で、業務主責任者は、打合簿を作成して在外事務所へ事実確認を行ってください。	/
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	02現地再委託契約の確認	12-02-1	現地再委託契約を実費精算契約とした場合は現地再委託先と契約締結したのち、JICA在外事務所へ事実確認を受けて上級監査官に選定経緯と契約内容等に関する打合簿を提出致しますが、その後、現地再委託先へ更契約(増額改定)を行った場合、再度提出する要件内に記載する場合は現地再委託の変更契約締結後に結果を報告下さい。現地再委託契約の金額並びに伴う場合は、監督職員が打合簿をもって現地再委託の変更契約締結後に結果を報告下さい。現地再委託契約の期間等特長等については打合簿不要です。」との記載のみのため、JICA在外事務所への再確認が必要か確認させて下さい。	再委託にかかる契約変更を実施した場合も、JICA在外事務所による事実確認が必要となります。	/
12. 第三者抽出検査廃止に伴う変更	02現地再委託契約の確認	12-02-2	契約管理ガイドライン別添資料8「在外拠点による契約相手先の検査」について、(次ページ)と記載があるものの、ページが存在しません。 手続き詳細の確認方法につきご教示いただけますと幸いです。	ご指摘ありがとうございます。次回改訂時に対応いたします。 尚、別添資料8は以下のURLの資料(3)をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/n_files/1201_051_001.pdf	●

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
13.コンサルタント等契約の公示にかかる応募事件の変更	01応募方法	13-01-1	10月よりPartnerから応募書類を提出することになりました。添付できる1ファイルあたりの上限は5MBとのことで、ですがプロポーザルが5MB以上となる場合には、1つのファイルが5MB以下となるように複数のファイルに分けてから、Partnerから提出する必要があるのです。または、5MBを超える場合には、ファイルを分割せずに提出できるよう、以前のようにGigaPodを通じて提出することも可能なのでしょうか。	5MBを超える場合には分割して提出してください。GigaPodを通じての提出は出来ません。	/
14.メリハリのある評価方法の導入	01プロポーザルの体裁等	14-01-1	10月改訂のガイドラインでは、2章の作業計画以降のページ上限が細かく設定されており、それに加え作業計画以降のページ上限を足し合わせると、ページが減ってあります。 改訂前15ページ(無償の準備調査20ページ) 改訂後10ページ(無償の準備調査15ページ)	ご理解のとおり、配点の見直しのタイミングで、ページ上限の見直しも行いました。 これは、項目毎に適切な内容を記載頂けるように①~⑤それぞれにページ上限を設定したものです。これにより、重複した記載を回避し、より明確かつ端的に記載頂くことが可能になると判断し、ページ数全体を削減しました。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	01様式	15-01-1	政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しに際し、説明資料の11枚目に、「内閣府の改定により、下記の種類の人材を人材明示書や募集要項等にてJICAに提出するための要件としている」と記載されています。 ■個人情報取扱い(安全管理措置並びに情報セキュリティ対応の種類) ■個人情報取扱い(安全管理措置並びに情報セキュリティ対応の種類)が必要となる契約用件」 とあります。また、作業計画以降、繰り返しページ上限が設定されておりますが、配点の変更とともにページ上限も改訂したという感じでどうでしょうか。	公示資料にはどちらの種類になるか明示しておりません。全ての案件は①要保護情報を取り扱う契約に該当しますが、一部、厳格な情報保全を必要とする案件については、その旨、企画競争説明書に明記されています。この場合は、「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策(②厳格な情報保全が必要な契約用件)」と表示され、先程公示した業務実施案では、公示資料にどちらの種類になるか記載されていません。どちらの種類が該当するかは、公示資料では表示されないでどうでしょうか。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	01様式	15-01-2	政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて 再委託業務がランプサム方式となる場合、月報で再委託先が個人情報保護及び情報セキュリティ対策が履行できている旨を確認頂きであることを報告するための月報の様式に再委託先の状況確認 報告欄をランプサム契約の様式により記載するに改定頂いておりますが、現在の改訂様式ではなく「実費精算契約(個人情報取扱い(安全管理措置並びに情報セキュリティ対応の履歴状況の報告のみ))」と「ランプサム契約(個人情報取扱い(安全管理措置並びに情報セキュリティ対応の履歴状況の報告+当該月に締結した再委託先での関連措置の確認状況のみ))」報告欄で記載して頂くことは可能でしょうか。 実費精算契約でも再委託契約はランプサム方式で精算を行う場合もあるため、この場合は月報で再委託先の関連措置の確認状況を報告しないといけないという理解はしておりますが、そもそも月報の様式に再委託先の状況確認の欄がないためランプサム契約の様式により記載するに改定頂いたと思います。	ランプサム契約の様式同様、再委託先の関連措置の状況確認報告欄を実費精算契約の様式にも追加したうえで、両様式に「再委託先の関連措置の状況確認報告書欄は再委託契約をランプサムにて実施する場合のみ記載ください」という趣旨の文言を追記します。	●
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	01様式	15-01-3	15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて ①説明資料等掲載の内閣府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて(コンサルタント等契約の(①)他の役務の提供等にかかる契約)のお知らせ内に掲載されている、4. 質問に対する回答を、「JICAコンサルタント等契約における(1)履行状況の報告(2)当該月に締結した再委託先での関連措置の確認状況が出来るようになります。改訂頂き、再委託先の関連措置の状況確認報告欄は再委託契約の実費精算契約の様式でもランプサム契約の様式で記載して頂くことがあります。」 ②同じくお知らせ内に掲載されている別様式と、業務実施契約における契約管理ガイドラインについて「お知らせの方にも掲載しているのでしょうか?」お問い合わせ頂きました。この場合は月報での報告は不要と理解しております。 上の記載が正しければ月報の様式には実費精算契約・ランプサム契約共に個人情報取扱い(安全管理措置並びに情報セキュリティ)対策における(1)履行状況の報告、(2)当該月に締結した再委託先での関連措置の確認状況が出来るようになります。改訂頂き、再委託先の関連措置の状況確認報告欄については「再委託業務がランプサム方式となっている場合のみ報告」と脚注にて分かりやすく案内頂く大変助かります。	①情報セキュリティについては、コンサルタント契約に特化したものではないので、「[説明会資料等掲載の内閣府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて(コンサルタント等契約の(①)他の役務の提供等にかかる契約)のお知らせ内に掲載されている、4. 質問に対する回答を、「JICAコンサルタント等契約における2023年10月以降導入施策に係る質問・回答表に集約したこととは可能でしょうか?」情報セキュリティ関連の質問回答が確認できなくなってしまう、ご検討いただけますと幸いです。」 ②関連様式については、探しやすいようにウェブサイトの記載を工夫します。	●
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-1	①貴機構のホームページに掲載されている「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正について (https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/consultant/20220330.html)は、最新の更新が2025年3月3日(更新)となっていましてが、このページは、2025年3月7日のお知らせ(政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しについて(コンサルタント等契約関連ガイドライン)の修正)につきまして (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2024/1564173_52158.html)から付け替わっているとおり、3月7日(更新)が公示されたまでのことで、更新日が確認できます。 ②「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正についての更新が3月7日(金)での、「改正されたガイドラインは、2025年3月5日(水)の公示案件から適用します」と日々を透けて適用するのに少々混乱だと考えます。改訂されたガイドラインの適用は、3月7日以降に公示された案件から適用して頂きますよう、ご検討下さい。	③3月3日更新のページ「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正について」内容が正しく、その後お知らせを行ったものとなります。(お知らせが先行するものではございません) ④については、お知らせ掲載が2日ずれてしまましたが、該当ページにおいては既に3/5公示でのご案内させて頂いておりますことから、3月5日公示の適用とさせて頂きました、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-2	<15-02-1への更正> ①単純な事実関係の確認を恐縮です。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正についての内容を確認するためお知らせください。これが、お知らせの届け付けてはしても、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の改正についてのページになっていたので、改訂前に確認していたところ、少なくとも3月3日には改訂ガイドラインは公示されましたが、3月7日(金)の夜の時点でも更新されていませんでした。「3月3日(更新)」となっていますが、実際にホームページ上で改訂ガイドラインを公表した日はいつだったのでしょうか。 ②あたかも3月3日に改訂ガイドラインを公表された3月5日の公示案件から適用するような回答ですが、実際にホームページ上で改訂ガイドラインが公表された日は、①のとおり3月7日夜以降です。3月5日に公表された時点で改訂ガイドラインはまだ公表されていませんでした。3月5日に公表された案件を公表するため、3月5日時点でガイドラインに変更がないことを確認したうえでプロポーザル資料を作成したのです。その後、改訂ガイドラインが公表され、公表日より透かしガイドラインを使用する内容でしたので改訂版を適用する見直し検討をお願いしましたが、プロポーザル資料の提案期限まで適用日が見直されなかったので、改訂版を適用する見直し検討をお願いしました。 ご参考まで、受注者側に不利なガイドラインの改訂を行なう場合には、改訂ガイドラインを公表した日以降に適用開始として頂きますよう、切に願います。	機構内の商慣で申込はありませんが、ウェブ掲載を行うにあたっては、当該業務を外部委託していることがドライバーファクタとしてしまっています。 改訂版が公表された日以降に改訂版を適用する見直し検討をお願いします。以後、ガイドラインの改定や各種連絡事項の周知においては、掲載日と適用日の整合性に留意いたします。 なお、今回の改定は政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しに関するものであり、1月下旬の説明会において、改定箇所及び適用時期について事前にご説明させていただいている旨申し添えさせていただきます。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-3	個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報について 3月以降公示案件において、契約書面を作成する際に個人情報保護及び情報セキュリティに該当するか否かの判断に悩んでおり、個人情報を保護するのかどうかが問題になっております。 3月29日の説明会資料を拝読いたしましたが、記載箇所を見つけられませんでした。 契約書面紙の該当条項を使用する場合の判断材料についてご教示いただけますようお願い申し上げます。	「情報システムに関する内容を含む契約」とは、契約書ひな形の脚注4に記載のとおり、以下のいずれかに該当するものを指します。 「委託業務を実施するために委託先が構築・運用する情報システム(当該情報システムにてクラウドサービス及び業務委託サービス(クラウドサービス等)を利用する場合も含む)を用いる場合(主目的がシステム以外)、または委託する業務内容に情報システムによる業務合意(情報システムの開発・構築又は運用・保守、アプライシング・コンテツツの開発)を含む場合(主目的がシステム)」 「特定個人情報を取り扱う場合」とは、マイナンバーを取り扱う業務の場合を指します。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-4	契約書の「特定個人情報を取り扱う場合」の(特定個人情報保護)の条文につきまして、マイナンバーを取り扱うもの、例えば団地内講師の先生方に対する贈金の支払い等について源泉徴収税の関係でマイナンバーを扱うといったケースを想定してお伺いしました。これらは日本のマイナーバーに限られるとの理解でよろしいでしょうか。例えば海外の個人のID等の取り扱いのみでしたら、こちらの条項は不要でよろしいでしょうか。	日本においてはマイナンバーですが、現地個人等の個人情報の保護については、約款の第30条第3項の「業務地の法規の遵守」により、相手側の関連法規を踏まえて対応ください。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-5	政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しに際し、下記ホームページに掲載されている質問回答を踏まえて3点質問させて下さい。 https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2024/20250210.html 1.契約約款第28条及び各種説明に記載されている「再委託先」は、どの範囲を差しているのでしょうか。 上記ホームページの質問回答No.6及びNo.9から、契約金額内訳書上の費用「再委託費」に含まれる業務を実施する再委託先だけでなく、業務執行者としての業務を実施する再委託先(業務執行者)に記載されています。 業務執行者は、業務委託契約に記載される機関がある現地傭人や通訳・翻訳業者なども受注者と同様のセキュリティ対策が求められるよう理解されます。	現地傭人等の個人に関しては、業務従事者であるJV構成員や補強と同様の扱い、現地傭人等からの書面の提出は不要です。JICAと契約している代表企業が、まとめて確認の上、書面を提出いただければ結構です。 項目の統合整理により見直しを図りました。 その理解がよろしくければ、現在のNo.14の回答は誤解を生じる内容になっていますので、訂正して顶いたいたいと思います。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-6	3.「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報(書面2)」は法人として記載することを想定した書類であり、一般人が記載する場合がないと思います。 上記において、業務上JICA提供情報に触れる機会がある現地傭人や通訳・翻訳業者なども含めて「再委託先」として認識する必要があります。JICAが提供情報に触れる機会がある「再委託先」の情報セキュリティの管理体制等を受注者として確認することであり、個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報(書面2)を提出せることではないと思いますが、その理解がよろしいでしょうか。	その理解がよろしくければ、現在のNo.14の回答は誤解を生じる内容になっていますので、訂正して顶いたいたいと思います。	/
15.政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直し	02適用	15-02-7	また、様式4-5(その3)に記載した類似案件3件については上記の10件に含めなくてもらよいでしょうか?	担当業務で業務主任者/OOO/O▲▲とした場合においても、業務主任者/O○○の場合と同様、様式4-5(その3)は最大3枚で提出をお勧めでして顶いたいたいと思います。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-1	技術提案部分においてメリハリをつけることが制度改定の一つの目的と理解しています。技術提案部分の評価をどのように改善するか、特に協力準備調査などでは技術的・工学的な提案が適切に評価されるような運用改善がなされることが期待しています。この点への対応は如何でしょうか?	ご指摘いただいたような点を強化しようと検討し、評価項目が細分化されて評点への反映が難しかった点を、項目の統合整理により見直しを図りました。事業部の評議者の理解・マイドセッテの変更に向けた働きかけを行なうとともに、調達・派遣業務部門での評議時の確認を行い、引き続き向上を図っていきたいと考えております。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-6	プロポーザルガイドラインの(3)業務実施者定員の経験・能力(P10)サ)のとおり、様式4-5(その1)様式4-5(その2)に上限10件で業務等從事歴を記載するにこなっておりますが この10件(以下)は ①の「類似業務」 ②業務主任者(業務主任者経験は基本ここで評価されないので類似業務より優先) ③類似業務(類似業務経験は様式4-5(その3)での評価に比重が置かれるため) ①~③の優先順位と考えてよろしいでしょうか?	1. 優先順位についてですが、ガイドラインの別添資料2に記載の通り類似業務等の経験も業務主任者の経験も3件程度で70%の評価を基準としています。さらに、それより加点要素も記載しておりますので、それらを踏まえて適宜10件を選定いただけますようお願ひします。 2. 様式4-5(その3)に記載いただく案件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。 →2024年4月版から、上記10件から選択するよう変更しています。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-10	担当業務で業務主任者/OOO/O▲▲とした場合においても、業務主任者/O○○の場合と同様、様式4-5(その3)は最大3枚で提出をお勧めでして頂いたいたいと思います。	担当業務で業務主任者/OOO/O▲▲とした場合においても、業務主任者/O○○の場合と同様、様式4-5(その3)は最大3枚で提出をお勧めです。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-12	プロポーザルに記載した類似案件について、以前貴機関へのヒアリングにおいて、評議者によっては評議結果の出でない案件(実質不採用)は1案件として評議されない場合があると伺いました。章4-1(その1)及び3章4-5(その2)に記載する類似業務等を聞き�断する場合と評議されるのでどうでしょうか? 実施中の案件を含めた場合も経験として評議されるのでどうでしょうか? 評議対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別案件ごとに関連性の程度等について勘査し評議に反映するか否かについて判断します。	評議対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別案件ごとに関連性の程度等について勘査し評議に反映するか否かについて判断します。	○

関連ガイドライン及び様式に反映済みの質問回答内容

以下の質問回答は関連ガイドラインや様式等の修正・変更反映済みのものとなります。

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-1	技術提案部分においてメリハリをつけることが制度改定の一つの目的と理解しています。技術提案部分の評価をどのように改善するか、特に協力準備調査などでは技術的・工学的な提案が適切に評価されるような運用改善がなされることが期待されています。この点への対応は如何でしょうか?	ご指摘いただいたような点を強化しようと検討し、評議項目が細分化されて評点への反映が難しかった点を、項目の統合整理により見直しを図りました。事業部の評議者の理解・マイドセッテの変更に向けた働きかけを行なうとともに、調達・派遣業務部門での評議時の確認を行い、引き続き向上を図っていきたいと考えております。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-6	プロポーザルガイドラインの(3)業務実施者定員の経験・能力(P10)サ)のとおり、様式4-5(その1)様式4-5(その2)に上限10件で業務等從事歴を記載するにこなっておりますが この10件(以下)は ①の「類似業務」 ②業務主任者(業務主任者経験は基本ここで評価されないので類似業務より優先) ③類似業務(類似業務経験は様式4-5(その3)での評価に比重が置かれるため) ①~③の優先順位と考えてよろしいでしょうか?	1. 優先順位についてですが、ガイドラインの別添資料2に記載の通り類似業務等の経験も業務主任者の経験も3件程度で70%の評価を基準としています。さらに、それより加点要素も記載しておりますので、それらを踏まえて適宜10件を選定いただけますようお願ひします。 2. 様式4-5(その3)に記載いただく案件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。 →2024年4月版から、上記10件から選択するよう変更しています。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-10	担当業務で業務主任者/OOO/O▲▲とした場合においても、業務主任者/O○○の場合と同様、様式4-5(その3)は最大3枚で提出をお勧めでして頂いたいたいと思います。	担当業務で業務主任者/OOO/O▲▲とした場合においても、業務主任者/O○○の場合と同様、様式4-5(その3)は最大3枚で提出をお勧めです。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-12	プロポーザルに記載した類似案件について、以前貴機関へのヒアリングにおいて、評議者によっては評議結果の出でない案件(実質不採用)は1案件として評議されない場合があると伺いました。章4-1(その1)及び3章4-5(その2)に記載する類似業務等を聞き�断する場合と評議されるのでどうでしょうか? 実施中の案件を含めた場合も経験として評議されるのでどうでしょうか? 評議対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別案件ごとに関連性の程度等について勘査し評議に反映するか否かについて判断します。	評議対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別案件ごとに関連性の程度等について勘査し評議に反映するか否かについて判断します。	○

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映	
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-13	<上記2-02-12回答への更問> 回答に「記載の有無にかかわらず」とあります、こちらは何についての記載でしょうか？	プロポーザルへの類似案件としての記載の有無にかかわらずという意味です。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-14	<上記2-02-12-2-02-13回答への更問> 本回答についてもガイドラインや様式に反映いただきたく、お願ひします。	反映いたしました。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-15	様式4-1(その1)及び様式4-5(その1-2)に記載する類似業務の件数について、無償・有償の準備調査とそれに統合本体事業を実施している場合、準備調査と本体事業を纏めて1件というカウントになるか？それとも、それぞれ1件ずつのカウントになるか？	類似業務については、公示された案件を1件とするだけでなく、複数の案件をまとめて1件とすることも可能です（先行事業と後続事業、基礎情報収集・確認調査や詳細計画策定調査の先行調査と本体事業、協力準備調査と本体事業など、密接かつ明確な関係のある事業の組合せ等）。提案案内容に応じて最適と考える形で提案してください。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	04補強	2-04-2	プロポーザル提出時に補強の協力同意書は添付不要という理解ですが、契約交渉中に提出すれば良いのでしょうか。	プロポーザル提出後に業務従事者の確定、交代があり同従事者が補強である場合は、確定・交代が決定し次第、業務従事者名簿と補強に係る同意書を監督職員に提出してください。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-2	様式4-1(その3)についての質問となります。 直近の改正で、項目6「共同企業体を結成する場合、構成企業について上記1-5を確認している」が追記されたとの認識です。 これについて、例えば、項目1について、「JV親は「はい」、JV子は「いいえ」の場合、項目1はいずれに○を付ければ宜しいでしょうか？併せてご教示でき、昨年10月のガイドライン改定に係る各社からの質問回答の一覧表などもあればご教示頂ければ幸いです。	ルールの有無の確認行為を行ったかどうか伺うものでの、その結果についての記載は不要です。質問回答の一覧表は、以下のページの中ほどにある「ご質問に対する回答は、以下の公示情報ページで随時公開いたします」をご覧ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/index.html	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	06業務調整員	2-06-1	従来業務調整員(調整業務を専任で行う人材)は一般業務費で見るとどう整理でしたが、今般の改正により業務調整員を業務従事者に含んで提案する(=人月の消化対象とする)ことは可能でしょうか？	業務調整員については従来通り一般業務費にて計上をお願い致します。業務従事者は専門分野を担当される技術者との整理です(そのような単価設定となっております)。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	06業務調整員	2-06-2	プロポーザル作成ガイドライン(p7)「業務調整」の報酬単価について、自社で雇用している者(したがって一般業務費の差額で計上します)を「業務調整」担当として、プロポーザル提出時の見積に計上させていただきたいと思っております。 その人件費単価は、報酬単価は使えないと思いますので、弊社で任意に設定してよいでしょうか。	ガイドラインに記載の通り、「業務調整」等の調整業務のみを担当する者については、技術的な専門分野の担当とはみなせないため、報酬単価は適用できません。人件費単価も報酬で示している6号よりも低い単価での支払いとされています。これまでの事例としましては、業務調整員D号の単価を準用された事例があります。こちらも参考され、適切と考えられる人件費単価等についてご検討の程お願ひいたします。 なお、業務調整の扱いについては再度検討しておりますので、同検討結果が出ましたら改めてウェブサイト等でご連絡させていただきますが、現時点では上述の通りの整理となります。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-5	<上記2-08-4回答への更問> ダイバーシティ枠の運用に関して再度の説明をお願いします。	ダイバーシティ枠をなくし、どの分野でも、2名ではなく複数名でご担当いただけるようになります。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-7	<上記2-08-2,2-08-3回答への更問> 今回の改正で右肩成長加点(参考案件において2点)について、35~45歳の間に産休育休を取得していたらその期間を延長して算出される点がございました。例えば2回産休育休を取得していてそれが2ヶ月だった場合、通常16ヶ月が計算される点が不満足であれば、それをも含めていため(例:34歳が35歳にかかるで取得していた場合)本人が35歳になってから取得終了までの期間を加算していくのか、延長については年単位なのか1か月未満でも算算しているのか、月単位なのか、白単位なのか等、ご教示いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。	産後休暇、育児休暇等長期に休憩した場合(1か月以上の連続休暇を想定)は、該当休暇名と休暇期間を「様式4-5(その1)」の「履歴」欄に記載ください。延長期間についてはは上述の通り月単位とします。 なお、休暇を勘案した形で履歴に記載いたしました方については、今後、すべての案件でも同様に記載いたしたくお願いいたします。また、休暇を勘案した際の年齢について、シニア人材には適用されませんので、ご留意ください(例:35~45歳の間に2年間、産休育休を取得し、現在46歳の方については、「若手人材」として申請可ですが、「シニア人材」としては申請不可となります)。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-9	プロポーザル作成ガイドラインにて、「産後休暇、育児休暇等、特定の休暇事業がある場合は該当休暇名・休暇期間をプロポーザル記載欄の「規定期間」の規定範囲内に記載する」とあります。これは、3章の類似業務経験の評価期間や業務管理グループの若手人材として考慮される範囲を延長するための根拠となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘については、弊機構も同様の理解ですので、追ってガイドラインの修正を行います。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-6	格付認定にご附し、4段以上は業務従事者の経験を提出するようにFAQ(公示の一巻上にて公開されているものの2-10-3段より2-10-4にて記載されていますが、打合簿事例では経験書は添付不要となっています)には提出自体は原則ご担当者様による必要があるが、打合簿の添付書類としては不要、という理解でよろしいでしょうか。	格付認定の過程で、経験書を主管部に提出(提示)いただけますが、打合簿への添付としては、個人情報が含まれるため、添付は不要と整理しています。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-13	プロポーザル提出の際の語学評価基準についての質問です。 TOEIC IPV/CASECの結果について評価対象とするご回答いただいておりますが、TOEIC IP(オンライン)での結果についても認められますでしょうか？	TOEIC IP、CASECを評価対象としました。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-14	プロポーザル作成ガイドラインの別添資料2の「3)言語力」の項目には下記の通り記載がされております。 「語学力評価の対象として指している言語を母国語とする者については、英語のネイティブであっても日本語のコミュニケーション能力を勘案して80%程度の評価をします。但し、日本語検定資格を取得している等日本語能力が認められる場合は8~15%加点します。」	【母国語】を【公用語】【準公用語】などでも置き換えは可能です。 英語が母国語でも公用語でもない外国籍社員については、ご理解のとおり、評価にプラスして、上級の日本語検定資格を有している場合は日本語力の点が認められます。 評価対象者の言語の評価については、多言語化している背景もありますので、今後、対応を検討していく予定です。→2024年10月追記版で変更後の方針を反映済です。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-15	・語学評価で0%以上評価について、どのような場合100%の評価になるのでしょうか。 例えは3章類似業務経験は類似性の高い3点で70%、他30%はその他で評価されるだろうと分かのですが、語学の評価で英語で80%、現地公用語で20%という月度でしょうか？または、S点だった点数が〇点~満点のレンジで一番低かったら80%、満点だったら100%という評価でしょうか。 ・語学資格で80%、業務経験を100%になりますでしょうか(高い方で評価するということは資格and業務経験ではなく、資格or業務経験の理解でよろしいでしょうか) ・評価対象語学での業務経験3件で60%以上のおすすめですが、3件で100%になることもあるのでしょうか、それとも語学資格Bの通り60%以上70%未満でしょうか。	・語学評価点が100%になることは、原則ありません。英語等、單一言語が評価対象の場合は、上限を80%として評価を行っています。複数言語が評価対象の場合、AA語もしくはBB語となっている場合に、どちらかの言語を評価することになり、この場合も上限80%で評価を行っています。AA語及びBB語(AA語:60%、BB語:40%)の場合も、単にAを準じた評価を行つが、上限80%で評価を行います。また、評価点(BB語)で80%未満の場合は、同一の言語で評価を行つた場合には、同一言語のAA語(AA語)に評価が算入されますので、上限80%にBB語の評価分を加算して評価致ります。また、語学評価対象として記載しない現地公用語については、その他の学年 資格の一冊として評価しますので、語学点の評価点は影響を及ぼしません。 ・語学資格と業務経験の評価については、どちらか高い方を評価しますので、加算はしません。 ・評価対象語学での業務経験は、3件以上で60%です。100%になることはありません。従来の評価では60%以上としておりましたが、以降を削除し、60%を自安とすることになりました。 ・3件以上ありの場合、評価配点の60%として評価を行います。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-16	プロポーザルガイドラインの別添資料2より「外国籍社員が日本語検定資格を取得している等、日本語能力が認められる場合は5~15%加点する」との理解です。英語の場合はTOEIC 860点以上がS評価との認識ですが、日本語の場合はJLPTテストのN2相当以上で評価となりますでしょうか。	日本語能力について、JLPTテストの各レベルに対応する評価基準を設けていません。プロポーザル作成ガイドラインの別添資料2についての「二重規のとおり、英語や評価対象言語の場合、英語ネイティブの方が日本語能力が認められる場合は5~15%加算しており、日本語の資格をお持ちの場合には、その資格に応じて5~15%の範囲で適宜加算して、語学評価点を決めています。なお、外国籍人材の活用の観点からご指摘の評価の観点については改めて見直しを行い、2024年4月に改定しましたプロポーザル等作成ガイドラインバージョンをご確認ください。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-21	語学能力の評価基準について、新たに追加されたボルトガル語とロシア語について、他の言語(英仏西)と同様、「選択内業内業(案内)試験合格」も含めていただきましたよう提案します。もしくは、含めていない理由がある場合はご説明いただけますでしょうか。	ご提案通り、ボルトガル語とロシア語について他の言語(英仏西)と同様、「選択内業内業(案内)試験合格」を評価基準に含め、2024年8月21日以降の公示より適用します。プロポーザル作成ガイドラインバージョンにて改めて見直しを行い、2024年4月に改定しましたプロポーザル等作成ガイドラインバージョンをご確認ください。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-3	要員計算・作業計画等のページ数上限数17は、総合評価落札方式にも適用されるのでしょうか？	今回の改定に伴い、総合評価落札方式も別添資料9に記載のもので統一します。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-9	「様式4-5その3」の新様式(エクセル版)について業務内容の枠内だけで35行上限ということでしょうか。	様式4-5(その3)の行数には、タイトル及びプロジェクトについての情報を含みます。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-11	<上記2-12-11回答への更問> 契約金額とJV協締の金額を記載のことですが、様式4-1(その2)における金額も同様ですか。 2.様式4-1(その1)における業務従事者数は、JV全体での人数ですか。人数記載は今後も必要なのでしょうか。 3.補強として従事した場合、金額・従事者数は各自分の記載になりますか。	①様式4-1(その2)(いわゆる、類似業務の経験の個数)にも同様の金額を記載願います。 ②JV全体での人数を記載願います。 ③補強の場合には、金額及び契約期間については記載不要であり、従事者数(自社分)のみ記載願います。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-12	プロポーザルの様式4-5(その2)について質問です。 「従事期間(作業開始月からカ月)」と、「現地業務参加期間(年月からカ月)」の列ですが、「年月」と「カ月」について、それぞれどう記載するのが正しいでしょうか？ 以下のようて考え方があるがいくつかあると存じます。 いずれでもいいのか、それとも指定があるのか、ご教示いただきたいです。	1.プロジェクト期間を記載する？ 団員交代で途中で入った人、または途中で抜けた人以外はプロジェクトの契約期間と同じ。例えば契約期間が2024.2.20~2023.12(12月)のプロジェクトの業務従事者だった場合は、「従事期間」、「現地業務参加期間」とともに“2024年2月から12月0月”とする。 2.稼働の開始から~終了までの月の期間を記載する？ プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月~稼働が終わった月の合計月数。例えば契約期間が2022.4.20~2023.3(12月)のプロジェクトのなかで、国内業務は2022.4.20~2023.3まで、現地業務は2022.5.20~2023.3までだった場合は、「従事期間」は“2022年4月から11月”、「現地業務参加期間」は“2022年4月から2023年3月”とする。 3.契約期間を記載する？ 当該プロジェクトの最終契約における人月を入れる。例えば契約期間が2022.4~2023.3(12カ月)のプロジェクトのなかで、国内業務の実績は1.2ヵ月、現地業務の実績は1.8ヵ月という実績だった場合、「従事期間」は“2022年4月から1.2ヵ月”、「現地業務参加期間」は“2022年4月から1.8ヵ月”とする。(もしくは実際の従事開始月からの契約人月とする？) 4.実績人月を記載する？ 当該プロジェクトにおける実績人月を入れる。例えば契約期間が2022.4~2023.3(12カ月)のプロジェクトのなかで、国内業務の実績は1.2ヵ月、現地業務の実績は1.8ヵ月という実績だった場合、「従事期間」は“2022年4月から1.2ヵ月”、「現地業務参加期間」は“2022年4月から1.8ヵ月”とする。(もしくは実際の従事開始月からの実績人月とする？)	基本は②でお願いします。複数の渡航がある場合、渡航単位で記載いただいても、まとめていたいのも構いません(例:2023年3月(業務従事開始)~2024年2月(従事終了)、うち3渡航、計3人月)。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-16	<上記2-12-15への更問> 様式4-4は1行の文字数及び行数のカウントの対象外のことと承知いたしました。	ご理解の通りです。様式4-4については、文章の一部として記載いただく者が多く、それを認めています。1ページに収まる場合には、文章の一部として1ページに収めていただければ問題ないですが、1ページに収まらない場合には、上限の頁数の範囲内であれば、何ページ分記載いただいても問題ありません。	○	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-19	<上記「2-12-11への更問> 質問「②様式4-1(その1)における業務従事者数は、JV全体での人数ですか。入数記載は今後も必要なのでしょうかに對し、「JV全体での人数を記載願います。」との回答をいただけております。また新ゴロボーザル作成ガイドラインP2の注釈中に「共同企業体の場合には、契約金額(様式4-1(その1)及び(その2))には、同じく共同企業体全体としての業務従事者数を記載願います。」とあります。	①契約開始から終了までにプロジェクトに参加した業務従事者全員(のべ人数)を記載ください。 ②ご理解のとおりです。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-24	この場合、 ①プロジェクトの時期によって業務従事者数は変わり、プロジェクト期間中に団員の出たり入ったりもあると思いますが、業務従事者数として記載するのには、 ・契約開始時点の業務従事者数 ・契約終了時点の業務従事者数 ・契約開始から終了までにプロジェクトに参加した業務従事者全員(のべ人数) いずれを記載すべきでしょうか。 ②JV、プライムの場合 ・自社がJV代表者の場合、自社団員および全ての構成団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・自社がJV構成団員の場合は、自社団員および代表者団員・他社構成団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・JVを結成するライムの場合、自社団員および補強団員を含む全員分を記載 という理解でよろしいでしょうか。	①③注記と表中の番号にすれがあり申し訳ありません。 ご指摘のとおり、「(その1)2」の下段と「3 業務従事者(または業務管理グループ)の経験、能力」にある(注8)との記載は「(注7)との記載が正です。 ②注記のとおり、上記は「(注7)との記載ミスです。 様式4-1(その1)については、「(その1)2」と記載のとおり上限は2ページ、様式4-5についても、「(その2)2」と記載のとおり、上限は2ページです。 追って注7)の記載について、以下とおり更新しますが、その際は赤字で表示いたします。 「様式4-1(その1)及び様式4-5(その2)については、上限を2ページと設定しています。」	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-1	評価対象業務従事予定者の経験について、「語学の認定格認の認定書の添付は不要です」と外国语の認定書(写)の添付についてはプロポーザル提出時に不要と理解しましたが、取得学位・資格・研修実績の証明書(又は認定書)の写し等の添付も必要でしょうか。	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要となります。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-4	プロポーザル作成ガイドラインP38において、提出された簡易プロポーザルに記名、押印がないとき、という項目の時限措置項目が削除されており、単独型では押印省略が認められないという理解になるでしょうか。	単独型の簡易プロポーザルも押印省略可能になっています。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-5	「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルについて質問です。 単独型の業務従事者の類似経験は10年以上前の案件も記載可能で、合計10件に限定する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	単独型についても10年以内の案件かつ、上限10件とさせていただきます。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-6	現在回答表に掲載されている回答2-10では、様式4-5(その3)に記載する3案件を、様式4-5(その2)の10件に含めるか否かについて、現状どちらの判断でもかまないと記載されております。この考え方、単独型へも同様に適用されるという理解でよろしいでしょうか？	単独型も同様に、様式4-5(その3)に記載いただいたく案件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。→2024年4月版から、上記10件から選択するよう変更しています。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-7	ワーカーライフバランスに関する認定申請に関して、プロポーザル作成ガイドラインの別添資料13では、価格以外の要素を評価する場合はすべてワーカーライフバランスへの要素を評価するように記されていて、業務実施契約の様式2-1には認定申請に関する記載がありますが、単独型の様式2-1には該当部分がありません。 これは、単独型の場合は認定申請の添付は不要ということでしょうか。	単独型はワーカーライフバランス認定評価の対象外です。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-11	コンサルタント等契約における「資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限導入」に関して、一般財団法人の理事については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの別添資料11の1.(2)(1)③の及び別添資料12の1.(2)(3)」の「その他の競争の適さが阻害されると認められる場合」の「同規制する人の関係」の対象となる者に該当すると理解しているか、一般財団法人の理事以外で該当する役職があればご教示下さい。 また、お望めですが、今後ガイドラインを変更する際に、ガイドラインの別添資料11及び12並びに別紙II※3において、一般財団法人の理事が含まれることを明記していただきますよう、ご検討をお願いいたします。	①一般財団法人の理事以外で該当する役職はありません。 ②国土交通省では一般財団法人についても記載されていますが、当機構においては、契約件数が多いことでも踏まえ公正性の観点から、一般財団法人に対して競争参加資格の対象と致しました。 ③お望めについては、プロポーザル作成ガイドライン及び様式4-1の別紙II※3に追記致します。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-16	様式7「資本的関係又は人的関係に関する申告書」について何思います。 様式7は、簡易プロポーザル以外にも提出は必須でしょうか？ コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインにて、簡易プロポーザルの場合、積極的資格制限③として「(注7)に必要な事項を記入し記載する」が必須提出書類とも、様式7に含まれています。 簡易プロポーザル以外においては、同ガイドラインP47に記載のとおり、「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合のみ様式7を提出するものでしょうか？ または、簡易プロポーザル以外でも提出を求められるでしょうか？	業務実施契約と業務実施契約(単独型)の両方で様式7の提出が必要です。 ご指摘を踏まえ、ガイドラインの記載ぶり修正を検討します。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	16評価結果の公表	2-16-1	プロポーザル作成ガイドラインP40において、失注ヒヤリングの項目が削除されていますが、評価結果の評価表(応募者の公表)についてどのように記載されるのでしょうか	7月1日以降の公示案件から、失注説明は取りやめ、交渉額位決定通知時の別紙による詳細点数を通知しております。詳細は「コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて」(2023.06.30付お知らせ)をご覧ください。 https://www.jica.go.jp/about/announcements/information_consultant/2023/20230630.html	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	16評価結果の公表	2-16-2	1)コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約) https://www.jica.go.jp/about/announcements/index.php?content=1&p=2 「第一回国道路橋持管理能力強化アドバイザー業務(509K-B)のみ」「評価結果」が「選定結果」にアップロードされているのはなぜですか？ 2)「選定結果」の欄は2020年11月4日の案件以降使用されていないのはなぜですか？	①掲載個所が誤っていましたので、正しい場所に掲載しました。 ②評価結果と選定結果は原則同じ内容であり、更にコンサルタント等契約における選定結果及び調達実績(https://www.jica.go.jp/about/announcements/index.html)にて、部掲載の重複があるため、評価結果として一つに纏めたものです。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-1	今回プロポーザルガイドライン改定で、従来は現地業務と国内業務の2段に分けて示していましたが、この区分はしなくなつたということでしょうか。	様式4-3についてはご理解のとおり、現地と国内の区分は不要としました。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-2	様式ファイルのうち「様式4-2(企画競争(QCBSラントサム)／一般競争入札(総合評価落札・ラントサム型)」にについて、棒の表示と凡例間に翻訳があると思われますがいかがでしょうか。	「様式4-2(企画競争(QCBSラントサム)／一般競争入札(総合評価落札・ラントサム型)」について、様式内での翻訳が生じないように修正しました。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-4	プロポーザル作成ガイドラインについて、様式4-3要員計画での「点線」表記は、2023年10月改定後でも適用されますでしょうか？	全体会部分にかかわらず配置期間は実線を引いてください。	○
3. 格付認定・格付基準	01 適用範囲	3-01-1	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (2)業務従事者の格付に認定の方法及び格付基準の変更 QCBS一般競争入札は格付付の確認が無いので適用外	ご理解の通りです。	○
4. QCBSランプサム化	01 QCBSの格付認定	4-01-1	QCBSランプサムの場合は受注者の提案通りの格付、一般競争入札とQCBSは格付認定の対象外のことですかが、ランプサムではない技プロQCBsの場合は格付認定はどうのん扱いとなりますでしょうか。	技プロQCBs案件については、従来型企画競争と同様にプロポーザルや打合簿にて提案された格付をJICAにて確認・認定します。なお、この取り扱いはランプサム契約ではないQCBSの既存契約でも同様とします。	○
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-1	QCBS-ランプサム方式の企画競争に参加する場合において、見積書の作成に際し、指定様式「総合評価落札方式様式(ランプサム型)(入札金額内訳書(兼契約金額内訳書))」を用いて作成することになりますが、内訳書に書いて、シート内訳書」と「内訳書(QCBSランプサム)」のいずれで作成することになりますか。いずれのシートにおいても、2行目の括弧内に「内訳書(QCBSランプサム)」の記載であります。一方、内訳書の小計額が2行目での括弧内に記載されています。	QCBS-ランプサム方式の場合は指定様式のシート「内訳書(QCBSランプサム)」にて見積書を作成ください。次回様式更新等際に注意書き等を追記するように致します。	○
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-3	QCBSランプサムのプロポーザル見積書の記載額についてです。 企画競争説明書に記載した金額は、定額計上を含んでない金額とあり、プロポーザル時に提出する見積書の金額は、定額計上を除いた金額を理賃いたしました。 質問回答4-02-1によどおり、プロポーザルの提出には「一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)/QCBs-ランプサム型のシート」を使用する必要がありますが、表紙には、先の質問回答で不要とありました「内訳書の小計額がリンク対応されています。(プロポーザルでは、定額計上金額は合いません)	QCBS-ランプサム案件は、「一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)/QCBs-ランプサム型の「内訳書(QCBSランプサム)」のシートを使用します。 また、定額計上分は企画競争説明書の記載のとおり、プロポーザル提出時の見積書に含めないため、見積書提出時は定額計上金額の記載は不要です。 一方、契約締結時には定額計上分を含めた金額で最終見積書として提出いただけます。 注記をプロポーザル提出時と最終承認提出時とでわざりやすく修正します。	○
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-4	QCBSランプサム方式の公募案件(QCBS-ランプサム型及び一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))に問い合わせる際は、要員計画と併せて実行するため必要とされる企画競争説明書を参考に様式4-3で作成してください(但し、ランプサム型については様式4-3は不要です)。 (イ)要員計画(ランプサム案件については不要です)。 作業計画を実行するため必要とされる企画競争説明書を参考に様式4-3で作成してください。 (イ)要員計画(ランプサム案件については不要です)。 要員計画全体会と不要とされているのか、様式4-3のみ不要としているのか(それ以外は提案を求められているのか)、どちらも読み取れたため、明確にしたいださる事です。 (もし、様式4-3のみなら全体会が不要なら、説明書きの表示が不要と思われます)	ランプサム案件については、要員計画及び様式4-3の作成は不要です。ガイドラインについてはおって改定します。	○
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約審理	4-04-4	<上記4-04-3の更問> 上記の回答に準れば、経理処理ガイドラインP4.2の記載は「③価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を算定基準に用いました」ではなく、「価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を次期契約にも適用します」と「変更契約」を「次期契約」に修正までの値引きではないかと思いつきました。ご確認どうぞ宜しくお願い致します。	ご提案ありがとうございます。次期改正時、以下の通りに修正します。 ③価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率に「変更契約額の増額分」には適用いたしません。	○
4. QCBSランプサム化	05ランプサム契約における精算	4-05-2	企画競争説明書において、ランプサム(一括定額請負)の対象業務として特記仕様書で示したすべての業務を対象とするであります。 その対象業務の中において実証実験の実施が盛り込まれており業務実施上必要な機材について、機材費に計上するよう指示しております。本案件については、機材費がランプサム型の対象になつていると認識しております。 QCBs-ランプサム型案件で、機材費がランプサム型の対象になつてるのは機材費の精算も不要と推理できらうとしているのか。 そもそもQCBs-ランプサム型案件で、機材費がランプサム型の対象になつてるのは從来通り「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則って、調達を行なう必要があります。	ご理解のとおり、QCBs-ランプサム型案件で、「機材費」がランプサム型の対象になつている場合は「機材費」の精算も不要となります。 また、從来通りコンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則って、調達を行なう必要があります。	○
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-2	【費用開支用】大費目間 今回の改定において、大費目間での流用(報酬/直接経費)が「監督職員への事前説明のもと」打合せ簿無しで出来ることが判つたのです。 当該費目/契約金額(流用後)の5%が50万円のいすれば低い金額の範囲内まで、「打合せ簿なし」の範囲内でないと打合せ簿無での流用はいたさない可という事でしょうか？	大費目間での流用(報酬/直接経費)が「監督職員への事前説明のもと」打合せ簿無しで可能です。業務実施型精算報告書の旧様式5「流用明細」は不要となりましたので、削除致しました。	○

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	01受注者収量範囲	7-01-10	様式4-20 精算報告明細書(2021年6月版)ファイルのなかの「様式5 流用明細」に記載の以下の注については、ガーメントの件について削除されるのは理解でいいでしょうか? 注1)「打合せ簿ありでの費用間流用を行った後の契約金額内訳表に記載してください」とあります。 注2)精算額の確定に当たっては、当該費用の契約金額(流用後)の5%以内(50万円のいすれか低い)金額の範囲内まで、打合せ簿なしの流用を認めています。この運用を反映して、精算額を記載してくださいといい、なお、最終経費精算額の合計額は、契約金額(流用後)の合計額を超えることは認められませんので、契約金額(流用後)の合計額の範囲内で、「打合せ簿なし」の流用をしてください。 注3)差額と比較するための参考値として、「(A)×5%」の計算結果を記載してください。差額が0である場合は、記載の必要はありません。	ご理解の通り、業務実施契約精算報告書の様式5は削除いたしました。	○
7. 契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-1	15頁と51頁に記載のある、権限の範囲、業務内容等、打合せ簿が必要となっている「各種報告の確認」とは何を指すのか、報告書提出の度に合わせて提出する打合簿なのか、もしも具体例等ございましたらご教示いただけますと幸いです。	対象は、様式3打合簿・参考資料「打合簿事例集」で内容区分を「④各種報告の確認」としているもので、具体的には「再委託先の選定経緯と契約概要の報告」及び「機材調達先の選定経緯と契約概要の報告」が該当します。	○
7. 契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-7	打合せ簿について2件質問させていただきます。 1. 団員の所長があるいは事務局が変更になった場合の対応方法。 2. 契約計上されていない機材の追加がある案件では160万を超なければ対応不要と事業部担当者より回答いただきましたが、金額により対応の別があるのでしょうか。	①実費精算契約からラブリーム型かで対応が異なりますので、個別に事業部担当者にご相談ください。 ②機材の追加の場合には、追加する機材の合計額が160万円を超ければ対応不要というのではなく、購入方法(経緯)についての打合簿のことです。事例集がわかりにくいで修正しました。	○
7. 契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-8	2024年7月改正にあたり、備人年間100万円を超える支払いがある場合、事前報告が必用であるとの説明をいたしましたが、様式は特に決まりはないのでしょうか。 修正箇所1覧にも、打合せ簿事例にも掲載がないため教示いただけますと幸いです。	2024年6月24日の説明会資料「コントラクト等契約における2024年7月導入の各種施策について」の「抽出検査の確認方法の変更」で、「現地請託及び契約金額が200万円以上の現地請人」を通用対象として説明をいたしましたが、本件については、「経理処理ガイドライン」には反映されておりません。具体的な適用開始日については今後エクサйтеに掲載するときに「経理処理ガイドライン」も併せて改定し、開設打合簿事例等も追加いたします。なお、特殊備人費の対象となる備人にについて、同一の備人に対する年間支払総額が100万円を超えることが見込まれる場合は、「経理処理ガイドライン」の18ページ目に記載のとおり、備人費単価の見積の前提条件(学年、資格、職務経験年数等)を見積り拠頼資料の中に記載いただくようお願いしており、こちらは從前から変更はありません。	○
7. 契約管理ガイドライン	02打合簿対象範囲	7-02-10	<上記7-02-8回答への更問> 回答は「備人年間100万円を超える支払いがある場合、事前報告については、打合せの様式追加するようにいたしました」とあります。 こちらは6月24日の説明会資料P42にもある、抽出検査の確認方法の変更にあたり2024年10月以降に契約する現地請託及び1つの契約金額が200万円以上の現地請人」のところは指しているものと推測されます。説明会資料通り200万円以上であれば、正しい回答に修正いただきたい。もしも説明会後に適用範囲変更があったのであればその旨回答いただきたい。適用時期も今後webでお知らせ予定という整理だったと理解しております。	ご指摘の通り、抽出検査については、1つの契約金額が200万円以上の現地請人が対象となり、その適用時期は追ってご連絡することといたします。	○
7. 契約管理ガイドライン	03ランプサム契約における契約審理	7-03-1	機材調達及び再委託についても、ランプサムの場合には選定経緯等の報告は不要との理解でよいでしょうか。	定額計上とした場合には、選定経緯を含めて打合簿が必要となります。 定額時に定額計上ではなく、顧客競争を行っている場合は選定経緯等の打合簿は不要です。	○
7. 契約管理ガイドライン	03ランプサム契約における契約審理	7-03-4	<上記7-03-3回答への更問> こちらについては、修正した回答を既に受領しておりますが、ガイドライン記載と矛盾あり、解釈に混乱を生んでおります。 どのように修正されるのがわかるよう、追記の上掲載をお願いできませんでしょうか？	契約管理ガイドライン 35ページの「①定額計上のランプサム方式の下から7行目以降を以下の通り修正する予定です。」 (修正前)「監督職員の承諾があれば、定額計上の費用目間での流用(残額の確定前)や、精算確定後に実費精算の費用目との費用目間で充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、残額はそのまま精算します(残額の使用することはできません)。」 (修正後)「監督職員の承諾があれば、定額計上の費用目間での流用(残額の確定前)や、精算確定後に実費精算の費用目との費用目間で充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、残額はそのまま精算します(残額の使用することはできません)。」	○
7. 契約管理ガイドライン	04旅費(航空賃)	7-04-2	<下記7-04-3回答への更問> 2023年11月15日に掲載された質問+回答表7-11にて、「単独型案件など、費目間流用できる経費が限られている場合もやむを得ず航空賃が上昇した」という理由で契約金額を超えて契約確定でき、監督職員に相談し、3回打合せ簿契約の対応となりますでしょうか?」という質問に対し、「理解の通りです。10月以降の公務案件では契約金額を超えて航空賃の支払いを止めるという条項はございません」という回答でした。しかし、(2023年10月版)では、「契約金額を超えて航空賃の支払を止める条項(第13条第5項第1号)が削除されていなかったため、引き続き、やめでて航空賃が上昇した場合には、契約金額を超えて精算できるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。単独型案件については費目間流用できる経費が限られているため、やむを得ず航空賃が上昇した場合には契約金額を超えて精算できます。単独型の契約管理ガイドライン33、「契約変更においても契約金額の変更」において変更契約の対象から航空賃の変動による増額は除くと記載しました。 なお、該当箇所(7-04-3)の回答について11月22日付掲載版で更新させていただきました。	○
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-2	①別業務で、継続して従事する場合の旅費の分担は「精算時の報告」に変更とのことだが、打合簿等事例集の事例29-1の報告表の成りは従事打合せ簿で記載しているように航便前もしくは渡航後の日付を想定されているが、そもそも費用算報書作成時点の日付を想定されているか。 ②継続従事する案件は最終終了日が異なる、算替のタイミングも異なる。一方の案件が旅費の分担を行う理解のもと後に算替が完了し、あとから精算する案件において、一方が旅費の分担ができないという判断をされた場合に、打合せ簿での注意がない場合に精算時に問題が生じる可能性がある。従来通り各案件において打合せ簿で合意しておこうが望ましいのではないか。	①成り日の指定はありませんが、精算報告書提出前までの日付で作成してください。 ②経理処理ガイドラインのルールに沿っていれば、旅費分担は受注者裁量となりますので打合簿の取り交わしは不要であり(発注者の承認不要)、精算時の報告のみで構いません。	○
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-5	<上記7-05-4回答への更問> 「以前の打合せ簿は複数の案件の担当者との打合せ簿であったので1枚作成で複数案件での合意が可能でした。今回の変更後の「精算時の報告」の様式では、「本案件」「他案件」と書き換える必要で、対象案件ごとに作成するような構成になっております。一部で複数案件別に出来るように改定していただけませんでしょうか?」 もしくは、上記7-05-4の回答によれば、様式は必要事項が記載されてしまうは変更してもよいように見えますが、複数案件一括の形式にてもよいのでしょうか?	必要事項が記載されていれば変更(統合)いただいて構いません。異なる効率化に向けて様式の見直しをいたします。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-2	月報の様式1-3について、複数の月報作成担当者から「当初計画」「最新計画」は何を入力するのか問い合わせがあつた。ガイドラインにも様式で特に説明がなかりにくいため、様式1-3等のフォームに、具体的な数字、説明を入れた事例シートを添えて頂けないでしょうか?	様式1-3に具体的な数字、説明を入れました。なお、「当初計画」は契約交渉を踏まえた契約締結時の計画、「最新計画」は月報作成時の計画(これまでの実績を含む)となります。なお、変更契約が締結されている場合は、直近に締結された契約を指します。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-4	コンサルタント業務従事月報の様式1-3の「当初計画」「最新計画」への記入事項について、質問回答集に回答を掲載して顶きましたが、それによると「当初計画」欄への記載事項は案件の最初の契約の基づく入力と理解いたしました。変更契約がなかった場合は「最新計画」に記載していることよりも直ぐにわかるかと思いますが、また、「最新計画」に実績をふむことによっても直ぐにわかるかと思います。変更契約がいつからいつまで実行されるかの記載がなされていない場合は、記載されてしまうよろしく見えますが、複数案件一括の形式にてもよいのでしょうか?	「当初計画」には、変更契約締結時の計画をご記載ください。「当初計画」の記載内容につきましては、様式に注意書きを追記しました。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-10	JJCAのサイト「業務実施契約における契約管理ガイドラインについて」には、「事業管理を強化する目的で、従来の記載項目に加え当初計画との比較による作業項目の進捗状況や業務遂行上の懸念事項・提案等を項目に追加」と掲載されています。そこで書かれている「項目に追加」とは、どこに追加されているのでしょうか?	ガイドライン本文では、記載項目は特に定めないものの記載内容に含めて頂きたい旨、記載しております。従来の契約管理ガイドラインでは特に記載内容については記載がありませんでしたが、新しいガイドラインではその旨を追加して記載しております。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-12	契約管理ガイドラインの改定により、契約書は前払や部分払に関する具体的な記載がされないことになりました。一方で、賃借構造の「コンサルタント等契約における支払いの請求について説明」に記載されている箇所では、支払い請求は契約書に規定されるという記載のままにならず(各様式の説明も同様)、今回のガイドライン改定に伴うて記載がなされるべきではないかと思います。また、部分完了届に添付する「業務従事者の従事計画・実績表」も変更とななりますでしょうか?	支払い請求のHPの説明内容及び様式について、更新致しました。 業務部分完了届の添付文書「業務従事者の従事計画・実績表」も月報版と同様の様式を添付ください。	○
7. 契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-2	業務従事者名簿について 従事者名簿(実費精算契約)において、追加、変更の記載の仕方が指示されていないため、旧様式のように変更時の記載を示してもらいたい。	なお、契約管理ガイドラインp27にある図でも確定・交代・追加の記載方法が確認できますので、ご参照ください。	○
7. 契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-5	契約管理ガイドライン(P.57)では、ランプサム型案件の契約締結時の合意事項及び業務計画書等の確認(0号打合簿)は実費精算(P.24)と記載してある(3者打合せ簿で「給付・航空券クラス、所属先を確認することになります」と)。しかし、変更契約時にいつから(P.60)に業務従事者の要請時に「ランプサムの場合は、給付・航空券クラスは確認しない」とある。ランプサム型の場合、何をどこまで、どの程度の確認が必要かの記載がなされるかガイドラインから読み取れます。問1:ランプサム契約の新規契約の際、給付・航空券クラスの確認は必要か(不要である場合、ガイドラインが誤り)? 問2:所属先の確認(割合)を確認する方法として、経費算定書などの根拠を求める運用であつていているか(某受注者より、今まで所属先確認のためにCV等を出したことがないと言われたケースあり)?	1. ランプサム契約の場合、従事者の割付・航空券クラスの確認は不要です。(名簿に航空券クラスの欄無し。)→追って契約管理ガイドライン(P.24)の参考先に以下を追記します。 (追記案) なお、ランプサム契約の場合には、名簿に航空券クラスの記載は不要で、業務従事者の割付認定は行いません。 2. 所属先確認のための根拠資料(経費算定書等)の提出は必要です。	○
7. 契約管理ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-3	ランプサム契約の定額計上の額の確定の打合せ簿について、ひな形の単位が千円になつておますが、100円未満切り捨てになりますでしょうか?もしくは四捨五入?また、一円単位で計算してきた場合はそれも可になりますでしょうか?	打合せ簿の単位は千円(四捨五入)で記載し、一円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。	○
7. 契約管理ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-4	1千万を超える現地再委託の定額計上について、ランプサムとする場合、以下のおれになりますか。 1)3社からの見掛け取扱い合計の結果ですが一千円超の場合は3社見掛け入手でランプサム契約は可能でしょうか? 2)それとも、現地再委託ですので、現地での入札にかかる事前の調査でカウンターパート機関等から入手した現地業者の情報等(技術レベルや財務レベルなどを比較検討)から参加者指名の入り(見競争)に挑むかを決定したうえでその結果によりランプサム化すべきでしょうか? 3)また、現地業者等から入手した情報から指名競争とした場合、その手続き(3者入札)を踏んだうえで事前に当初契約でランプサム化すべきでしょうか?	再委託先の選定と本契約内でランプサム契約することは連動しません。 再委託先を選定する際には、ランプサムとは関係なく、現地再委託ガイドラインに記載の選定方法で選定いただくことになります。 他方、ランプサムとする場合はの判断は1)で対応可能です。	○
7. 契約管理ガイドライン	12定額計上の実費精算方式	7-12-2	P35【1_2】定額計上の「実費精算方式」:....また、「業務主任者」は、定額計上の当初の設定金額では、必要な支出が勝手にかかる場合を防ぐことを協議し、契約金額の増額がかかる場合は、契約変更を行います。 実施中案件の小項目の定額計上「一般業務費・差賠費」についてご教示ください。この費用目は1回開催予定とした2回分の定額計上の設定金額です。現在1回目の予算額の確定が打合せ簿であります。概算ですでに1回の定額計上の「1/2を超えているところから、2回目開催する際の「予算額の確定」で当初の定額計上の「設定金額を超える可能性がございます。ガイドライン上記抜粋箇所では、増額が必要な場合は協議の上変更契約との記載ございますが、契約金額の増額は伴わず、小項目(or 中項目)の費用目開催用で対応したいと思っております。小項目の定額計上の増額(=契約金額の開催→契約変更がかかる)の仕組みはどうでしょうか?	定額計上の当初の設定金額を超えることになった場合は、「監督職員」と協議し、対応方法を「予算額の確定」の打合せ簿にて合意してください。定額計上の「当初設定金額を増額する(実費精算方式)」をご確認下さい。 定額計上の「予算額(上限額)を変更(増額)する(実費精算方式)」をご確認下さい。 他の定額計上費用開催用により契約金額内で対応が可能な場合は、契約変更是必須ではなく、費用開催用で対応することができます。ガイドラインは改訂いたしました。	○

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	12定額計上時の実費精算方式(ランプサム化)	7-12-3	<上記7-03-4回答の更問> ①7-03-4の回答に対する更問です。修正後の最後の一文「一方、本体契約がランプサム契約の場合、精算確定後にランプサム金額部分への費目間流用には充てることができませんが、定額計上間での流用は可能です。」について、「精算確定後に」と「残額確定後に」と同じでいいでしょうか。 つまり、予定額の確定=定額金額の確定をさせる3者打合簿意識による残額を定額計上経費で流用可能と理解しております。 ②7-03-4の回答に対する更問です。P36の最後の一文に「本体：ランプサム契約」X「定額計上：実費精算方式」の場合、残額はそのまま残しますが、残額は使用することができます。」と記載してありますが、精算確定後に残額を定額計上経費で流用することはできないのでしょうか。 今回の回答では、P35の下から4行目は、「本体：ランプサム契約」X「定額計上：ランプサム方式」の場合、「精算確定後、残額を残す後？」(質問①)に対する回答です。定額計上間での流用は可能です。と記載されていますので、P36の最後の一文も同様に修正できるものと考え、質問いたしました。 ③P36「本体：実費精算契約」X「定額計上：ランプサム方式」に対する場合、予算額の確定で打合簿を取り交わした後、残額が想定される場合は残額確定前であれば、他の定額計上経費に残額を流用可能でしょうか。また、残額確定の打合簿を取り交わした後は、残額を他の定額計上経費に使用できないでしょうか。 ④P35「本体：実費精算契約」X「定額計上：ランプサム方式」に対する場合、「定額計上した費目間での流用(残額の確定前)」が可能のことですが、「残額の確定前」は予算額の確定(確定金額の確認)の3者打合簿より前にいうことであります。予算額の確定(確定金額の確認)の打合簿を取り交わした後では、残額を他の定額計上経費に流用できないでしょうか。 ⑤P36「本体：実費精算契約」X「定額計上：実費精算方式」において、予算額(上限額)を設定後に上限額を超える場合、他の実費精算自からの流用による調整が可能であれば、打合簿で予算額を設定しないことが可能でしょうか。	①7-03-4の回答を以下の通り明確化させていただきます。 (修正後)「監督職員」の承認があれば、定額計上した費目間での流用(残額の確定前)や、精算確定後に実費精算の費目間の費目間流用に充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、額額確定後にランプサム金額部分への費目間流用には充てることができます。ただし、定額計上間での流用は残額確定前後に限らなければ、可能です。 ②ご理解の通りです。ご指摘についてはガイドライン改訂の際に反映致します。 ③予算額の確定の打合簿を取り交わした後、残額が想定される場合は残額確定前における定額計上経費に残額を流用可能で、残額確定の打合簿を取り交わした後、残額を他の定額計上経費に流用可能であります。業務実施途中で予算額の増加が発生し予算不足となるリスクも考慮のうえ判断してください。 ④点目について、は定額計上をランプサム方式とする場合は予算額の確定=残額の確定となります。2点目については、予算額の確定(確定金額の確認)の打合簿を取り交わした後では、残額を他の定額計上経費に流用することは可能です。 ⑤ご理解の通りです。	○
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-2	新施設に開拓工事いただいた資料のうち説明会資料】定額計上の打合簿について質問させていただきます。 上記資料P3の実費精算方式における残額確定について打合簿(3者)にありますか?2者打合簿の間違ではないでしょうか? そのように思った理由としては、打合簿事例9が残額確定の例と理解していますが、同事例の押印欄を見ると2者押印となっています。 また、契約管理ガイドラインP35においても【業務内容の確定にあたっては、「業務主任者」が打合簿を作成して監督職員が確認します】とされているようです。	9月29日(金)の説明会にて使用的な【説明会資料】定額計上の打合簿についてですが、新契約管理ガイドライン・様式と共に、同ファイルも11/10時点の修正・更新版が現在JCAHPに掲載しております。(ファイル名:[参考資料]定額計上の打合簿)こちらが最新版になりますので、今後はこのファイルをご確認くださいようお願い致します。	○
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-6	本邦研修の打合簿について質問です。 これから本邦研修の打合簿の対応を進めるにあたり、貴機構HP「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」のページに掲載されています。【点式5 打合簿事例(本邦研修受入れによる研修詳細計画について)】は、Word形式の旧様式になっています。Excel版の新規式ではなく、旧規式での取り扱いになりましませんか?それとも新規式(ランプサム契約様式5-1)を使用するのでしょうか。どの様式を使用するかを教えてください。 また、新規式を使用の場合は、HPも新規式へ修正対応をお願いいたします。	新様式での事例を掲載しましたので、新様式でのご対応をお願いします。	○
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-7	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に沿う打合簿事例(本邦研修受入れによる研修詳細計画について)はWordのフォームとなっています。打合簿はエクセルのフォームになるとの理解でしたが、研修についてはWordのフォームでいいのでしょうか。	新様式での事例を掲載しましたので、新様式でのご対応をお願いします。	○
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-1	従来は備考に支出が契約額の2倍以上となった場合、その理由また、新たな細目を追加した場合もその理由を記載する事が求められていますが、10/23説明会で共有いたしました事例「受注者の費目間流用にて対応のみ記載」を拝見すると、今後はどちらも必要ないという理解でよろしいでしょうか? 総括表は備考の書き込みで手戻りが発生する事が多い為、この点確認させていただきたいます。	一般業務費支出実績総括表では、当該業務に開通した支出であるか否かの確認が主となりますので、当該業務に関連した支出であることがわかるように記載いただければと存じます。	○
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支出実績総括表	7-15-5	2024年7月ガイドライン修正により一般業務費支出実績総括表の押印が3者から2者へ再変更となりましたが、電子精算報告書作成マニュアルP3の記載は「[精算報告書作成明細書、出納簿(一般)、支出実績総括表+3者打合簿]のままとなっています。ご修正をお願いします。	ご指摘有難うございます。追って修正いたします。	○
7. 契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-1	様式11:業務部分完了届の付属資料「業務従事者の従事計画・実績表」は、今後もバーチャートの様式を使用しますでしょうか。	月報の「業務従事者の従事計画・実績表」と同様に、業務部分完了届の別添モードチャートがない改定後の様式にて提出をお願いいたします。 HP掲載様式11「業務部分完了届」の様式も修正いたしました。	○
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-13	契約管理ガイドライン、参考資料「打合簿等事例集(実費精算契約)」の「事例2.3」につきまして、業務従事者の交代を行なう場合に監督職員へ提出する書類につき質問がございます。 【解説】2.3格付認定確認書ですが、こちらはどういったものでしょうか?	「格付認定確認書」ではなく、「格付認定依頼書」が正しいです。 様式を修正しました。格付認定依頼書は交代の際にその担当業務に必要な経験・知見を有していることを確認させていただきたく書類となります。	○
7. 契約管理ガイドライン	22支払計画書の様式	7-22-1	様式4:支払計画書の【2. 支払計画】に記載する「支払予定期間」について質問です。以前の形式での打合簿において支払計画を記載する際、部分的にと精算払としている場合は提出する時期を記載するように説明を受いたことがありました。支払計画書では、①(部分)完了届提出時、②支払金額確定/請求見込み時期、③貴機構からの振り込み見込み時期 のどれを記載するのでしょうか。	以前の形式の通り、①(部分)完了届提出時期(成果品提出時期)をご記載ください。様式4支払計画書「2. 支払計画」の「支払予定期間」の文言を変更しました。	○
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-2	単独型の業務実施契約に関して本件での様々な変更(例:月報の様式)は適用されるのでしょうか?	単独型の契約管理ガイドラインを2023年10月に更新し、HPに掲載済です。	○
7. 契約管理ガイドライン	28 機材調達	7-28-1	p39(10)機材調達・管理、ウ、選定経緯と契約内容(調達経緯説明書)の確認において、「業務受注者は、単価が160万円を超える機材調達を行う場合には、(う)記載がございます。 一方で、コンサルタント等契約における機材・機器の調達(2024年10月)の2つには、「契約金額が160万円を超える機材・機器を調達した場合は」と記載されており、更にp3の表の下部の注意書きに、「注)予定価格は、個別機材・機器の価値ではなく、調達すべき品目・機材・機器の合計額に基づます。」との記載があります。 打合簿作成を必須とするのは、単価が160万円を超える場合、指名競争入札を推奨するという理解でしょうか。用語を統一していただけますと幸いでます。	契約管理ガイドラインp39に記載の「単価が160万円を超える機材調達」は「契約金額が160万円を超える機材調達」の誤りでした。該箇所を修正いたしました。	○
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-4	賃借番号8-02-2について、更問させていただきます。 「海外居住者が居住地及び通勤可能な宿泊費を行なう場合は、現地業務だが1人月となります。」ということですが、それを「海外居住者の業務は、業務執行によって現地業務」ということになります。稼働日20日で1人月の現地業務と、1人月で1人月の現地業務とでは区別があるのです。作業計画、月度業務計画、滞勤業務を区分する、あせんせん、人月で計算する上では区別する必要があります。計算がおかなくなっています。 また、見積書の報酬シートの業務人月は、いまだに「現地」「国内」となっておりますので、こちらも「現地」「準備」と統一していただけますと、ありがとうございます。	ご照会の点については、ガイドラインにおける「業務従事者が「居住地及び通勤可能な宿泊費」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します」とは、「稼働日20日で1人月」(現地業務)とはせず「稼働日20日=1人月」(準備業務)として取り扱うとの趣旨です。 また、見積書の報酬シートへのご指摘、ありがとうございます。業務人月については、「国内」を「準備」に変更させていただきます。	○
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-18	コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインp13に記載があります、以下の2点について確認させていただきます。 1. 2023年10月以降は、契約金額全体を超えない範囲で受注者の数量で変更可能であるため、その範囲内であれば「打合簿の取り交わしは不要。証拠書類附属書に理由を記載のこと」については対応不要と理解しましたが、間違いないでしょうか? 2. 2023年9月末以前の公示で契約を締結している案件は、旅費(航空費)の精算金額が契約金額の旅費(航空費)を超過する場合は、以下ガイドラインの記載に基づづ、正確な理由による変更、超過である点を確認される理解であります。他方、ガイドラインには「航空費の価格上界(契約金額単価の超額)」とありますが、理由については、各航路ごとに証拠書類附属書に理由を記載するのではなく、に「契約金額・精算金額になった理由を理由書として1枚にまとめて記載することを旨とし、簡易化・簡素化の点も考慮と考りますが、いかがでしょうか?	1. 2ともにご理解のとおりです。次回、ガイドライン修正時に修正するようにします。	○
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-19	航空費が実費精算の場合、経理処理ガイドラインには「証拠書類は、e-ticketと旅行代理店等からの領収書とします」と記載されておりますが、金額を記入するため、旅行代理店を通さず、直接航空会社から航空券を購入してもらよい状況。 その場合で、旅費(航空費)の内訳(航空券代、運賃・特定曜日料金割算代、航空保険料、燃油特別割増料、空港税、搭客サービス施設使用料(税抜)、旅客保安料(税抜)、発券手数料(税抜))が領収書に明記されていることが必要でしよう。ついでに海外の航空会社の場合、内訳の明記された領収書を発行してもらうことが難しいのですが、そういう場合は、こちらで内訳を補記されようろいろいでしょうか。	はい。直接航空会社から航空券を購入することも可能です。 また、旅費(航空費)の内訳が領収書に明記されていることが必要ですが、記載されてなくとも精算可能とします。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-1	経理処理ガイドライン別添資料3の特別宿泊単価のうち、領収書による実費精算となる地域がございますが、その場合、夕食代や朝食代、宿泊に伴う諸雜費は精算対象になりますでしょうか。	「宿泊料」は宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雜費に充てられるための経費ですので、宿泊代に夕食代、朝食代が含まれていない場合は別途支払不可能です。経理処理ガイドラインにおいて、特別宿泊料単価を算出している場合のうち調整単価を設定せず、ホテルの領収書による実費精算にて宿泊料を記める場合の食代(朝食代)については、以下の通りになります。(2024年3月の経理処理ガイドラインの改正の際に反映しました)・宿泊料に食事が付されていない、いわゆる素泊まりの宿泊料金の場合:朝食、夕食分として5,800円/泊・宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合:一食分として2,900円/泊・宿泊料金に夕食代及び夕食が提供されている場合:夕食代相当額の加算 ・宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合:一食分として2,900円/泊・宿泊料金に夕食代相当額の加算	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-5	経理処理ガイドラインP4「なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、当初契約時には業務受注対象国・地域が「紛争当事国・地域」だったものの、続縛契約の打合簿審認日ににおいて業務受注対象国・地域が「紛争当事国・地域」から外れている場合は、締結契約の締結日ににおいて、「紛争当事国・地域」に新たに指定されていた場合での、適用可否の基準日が異なります。	2024年4月の改正時に、どちらも「継続契約の打合簿承認日において」に修正しました。 契約中に「対象対象」、「非対象の変化が生じた場合は」ですが、契約途中に報酬単価を変更することは、公示での条件が変わったためのもので、増額・減額のいずれの場合にも対応せず、当初契約の単価のままとするものの、継続契約で新たな報酬単価に変更する際に、その適用について見直し、継続契約の打合簿承認日を基準として変更契約を判断することになります。「報酬単価の算加額を認めめる」紛争当事国・地域」の情報は、Excelでの公開はありません。公開中のPDF版はコピー可能ですので、適宜ご利用ください。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-7	<上記8-04-1, 8-04-5への更問> 「宿泊費は現地業務期間中(駐地を含む。)の宿泊費を貰うための旅費であり、具体的には、宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊料に伴う諸雜費に充てられるための旅費です。」にいう記載にましまして、この夕食代、朝食代の2900円/泊の定額精算が可能な場合は、どの時点からになりますでしょうか。	本ルールの適用は2023年11月9日以降の宿泊についてです。夕食、朝食とともに2,900円を上限として、領収書をもって実費精算の対象とさせていただきます。本ルール適用により、契約金額から50万円以上超える場合は精算対象となります。50万円未満の場合は精算時に対応しますので証拠書類に記載して請求ください。ガイドラインも修正しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-8	<上記8-04-1, 8-04-5, 8-04-6への更問>	特別宿泊料単価のうち、実費精算対象としている全案件を対象とします。50万円を超える増額となる場合には事前の契約変更手続きをとるようお願いします。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-20	国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象空港までを一連のチケットとして購入した場合の日当、宿泊費の請求対象について。 経理処理ガイドライン13ページ【表6:格付/渡航地域別航空券クラス】の注釈5の内容ですが、2024年4月改訂時では、注5)経由地にて日付を跨ぎ、6時間以上滞在せざるを得ず、ホテルに滞在する場合は宿泊費支給対象とします。 となつますが、現在のガイドラインでは、その記載内容は削除され、「海外居住者については、居住地から業務地までのフライト時間」について記載しています。	旅費(その他)については、実際の旅程に問わば一律で日当→2泊分(一部の国については-1泊分)にて計算いたしております。国際空港以外の空港を発着地とする場合についても、同様に日当→2泊分(一部の国については-1泊分)の宿泊費の計上をしてください。	○

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-22	<8-04-21への更問> 10-04-4のとおり、ご回答いただきましたが、10-04-4は航空費の取扱いについての内容です。航空費の精算対象は、国際便の発券日ではなく、業務のために国際移動を開始・終了した日が対象期間とお認めいただると理解しております。 日々の宿泊費を支払う際に「日当・宿泊費」を支払う際の問題は、出発時は搭乗国際便離陸時刻を含む日々の宿泊料と、帰着時は帰国際便到着時刻を含む日々の宿泊料を終了日としたまま記載されますが、この場合は「日当・宿泊費」と同じ様の解釈で誤りと見えておりますが難しくて、国際便の発着日ではなく、業務のために国内移動を開始・終了した日を日当・宿泊費の対象期間とお認めいただけるのであれば、ガイドライン改定のご対応をお願いできれば幸いです。	次回ガイドライン改定時に反映いたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-5	一般業務費のセミナー等実施関連費について、経理処理ガイドライン19では、「セミナー等(研修会を含む)、日々の軽食・宿泊費用も精算対象とすることができます。受講代はセミナー等を全日開催した場合に計上可能ですが、宿泊代やアラタ代やアラタ額の計算上は認めません。」と記載されていますが、宿泊を伴うセミナーの場合は、夕食代・朝食代の精算も可能でしょうか。	セミナー参加者の支払いとして回答します。宿泊を伴うセミナーの場合は、宿泊料の精算も可能であり、また宿泊料は宿泊料金・夕食代・朝食代及び宿泊に伴う諸旅費に充てられるための経費ですので、宿泊代に夕食代・朝食代が含まれていない場合は別途夕食・朝食の精算も可能です。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-8	ガイドライン21(Ⅲ直控経費(8)差費): 海外送金手数料につき、「物件終了時に作成する一般業務費支出実績括表に①と②を区別して記載してください」とこの①と②を区別する必要性は何か?原担当者によつては①②を区別するよう求められるが、簡素化の観点で区別している意義が不明。	海外送金手数料は、その他原価として範囲に含めているため精算対象ではありませんが、例外対象として①の手数料、高額手数料として手数料区分として扱われます。 ②について、高額手数料についての送金にかかる手数料を区分していなかったところ、コロナ流行時から海外送金の回数増加に伴い、送金手数料の負担が増加している、という受注者からの声に対応するために、①とは区別し一定程度の金額を認めるように設定したものです。今後、①②の区別の取扱いについては簡素化を検討致します。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-9	質問1:過去の経理処理ガイドラインに従つて中間支出確認で計上しなかった海外送金手数料があり、その分を含めると現行ガイドライン例外②に該当する場合、その分も含めて最終精算時に計上することは問題ないでしょうか。 質問2:また、計上可能な場合、中間支出確認を受けた期間内の証憑については最終精算時に別詰該当費目に追加提出すれば問題ないでしょうか。 質問3:受注者が日本国内から現地口座に資金を送金する際の銀行手数料につきましても、現行ガイドラインでは例外①または②に該当すれば計上可能と考えてよろしいでしょうか。	①本項目は新ガイドラインで説明を明確化したもので、ルールの趣旨の変更はありませんので、新ガイドラインに沿って計上可能です。 ②ご理解の通りです。 ③日本国内から受注者が有する現地口座に資金を送金する場合は、本項で定める「海外送金」の取扱いとはならず、「その他原価」になりますので、計上できません。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-12	2024年1月追記版P9の資料等翻訳費にて、「英文⇒文の翻訳費は対象外ですが、2022年10月追記版以降從来不可だった記述が削除され、以下のリンク先通り、英文の翻訳費も計上可とされています。今回再変更となった理由は何か?従来は異なる運用がなされた場合、変更がわかるように記載いただきたいです。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/quotation_past.html	英文⇒文の翻訳費は、日常の業務では対象外ですが、セミナー資料等一定分量の資料については認めるという意思です。ご指摘の箇所は混乱を招く記載となっていましたので、次回改定で修正いたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	06報告書作成費	8-06-1	5. 報告書作成費 部数が増える場合や、提出期限を延長している場合などの対応について、ガイドラインだけでは理解することができませんが、合意単価で、合意単価の場合、実績を確認するものが必要とありますか、実費精算と同じように領収書の提出が必要になるのか。具体的な確認方法や必要書類はなにか。 参考資料5:精算チェックポイント 更新をお願いします。	・契約が「実費精算算約」の場合、契約管理ガイドラインp14に記載されているとおり、「報告書の部数変更や成果品の履行期限内での提出期限の延長について、打合簿にてご対応ください(実費精算算約の打合簿等事例19-2をご参照ください)。なお、部数変更により報酬となる場合は、まずは費目間流用で対応を検討いただき、それでも生じる場合は契約変更となります。契約が「ランプサム契約」の場合、「履行期限内での成果品提出期限の延長はランプサム契約の打合簿等事例17をご参照ください)。報告書の部数変更は、JICA側から報告書部数変更がある場合にあり、経費が増額になる場合は変更契約となります。 ・QCBS案件で車両関連費、通信費等を合意単価とした場合は、契約時に車両関連費、通信費等の合計金額を現地勤人月(又は総人月・人日等)で除して1人月(又は1人日等)あたりの合意単価を算出し、精算時は人月(又は人日)の実績に基づき精算額を確定しています。また、精算チェックポイントの更新は対応致しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	10見積書様式	8-10-1	見積書様式について伺いたいのですが、エクセル上ではパブリックニア国がA地域に分類されるのですが、ハイアニューギニア国は大洋州(ハイオーミクロネシアを除く)のB地域であったかと思いま。	ご指摘ありがとうございます。 設定している閑数に誤りがありましたので、修正の上、HPに掲載します。 修正版掲載前の見積書提出については、お手数ですが、手修正頂きますようお願いします。	○
8. 経理処理ガイドライン	10見積書様式	8-10-2	ガイドラインの記載と様式での表示に齟齬があり、確認をしたくご照会いたします。 見積に記入する航空券のカラムにつきまして、現行ガイドライン上の規定ですと、大洋州地域はパラオ、ミクロネシアを除く国々ではB地域と定義され、特号-3号までC:ビジネスクラスの利用が認められるものと理解しております。 しかしながら、プロボーザル用の見積書様式では、旅費(航空費、その他の)シートで国名を入力しますと、パラオ、ミクロネシア以外の大洋州の国でもハイアニューギニアのみA地域として自動選択されてしまします。 ハイアニューギニアでは、過去数年ほど直行便は運航しておらず、航空時間も8時間以上かかってしまいますので、B地域となる認識なのですが、ご確認いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 ご指摘の箇所は混亂を招く記載となっていましたので、次回改定で修正いたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-3	V. 契約交渉における見積額の確認(企画競争の場合) 直接経費の額について③価格競争を行っている費目は、見積根拠の提出不要とする。」とあります。一方で別添資料4:見積根拠資料提出時の留意事項には「部頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なamoto単価10万円を超えない場合は見積根拠資料の提出を省略します。」などとあります。上限金額内では定期計上や別見積もり以外は価格競争と認められており、そのためその場合見積根拠の提出は不要ということでしょうか。	企画競争説明書のうち、QCBSは価格競争を行っていますので、見積根拠の提出は不要となります。そのため、ご指摘の別添資料4は適用対象外となります。それらが明確になるように、ガイドラインの該当箇所2か所を以下の通り修正するようになります。 1. (P.31)②③の記載を以下のとおり修正します。 【QCBSは価格競争を行っているため、見積根拠の提出不要とする。(以下省略)】 2. 別添資料4:見積根拠資料提出時の留意事項の冒頭記載を以下のとおり修正します。 【QBSにおいては、見積根拠の提出はプロボーザル提出時もしくは契約交渉順位結果通知後のいずれでも結構です。(以下省略)】	○
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-2	業務部分完了届の添付書類2「業務従事者の従事計画・実績表」について伺います。 月報添付の業務従事者の従事計画・実績表(実費精算契約)は新しいフォームとなっておりますが、部分完了届の様式11には旧フォームでの従事計画・実績表の作成が必要でしょうか。 また、精算時に提出する従事計画・実績表についても、旧フォームでの作成が必要でしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 部分完了届の様式11にも精算時に添付するものも新様式の「業務従事者の従事計画・実績表」を添付ください。部分完了届様式11は修正済です。	○
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-4	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン2024年2月、P5「複数回の研修・招へい事業がある場合に、これら業務をまとめて1つの取扱とするとも可能ですが、その場合は、各回の研修・招へい事業の完了毎に部分払とすることができます。部分払を設ける場合に受け取者は支払計画書を作成し、3者打合簿で確認します(打合簿については、研修・招へい事業別に支払計画書を選択する事例がございません)。研修用の支払計画書の様式はござりますでしょうか。また、らの打合簿は契約締結書と打合簿等号として確認するものでしょうか。	予算の適切な管理の観点から、各研修終了後に部分払いを原則行うこととし、支払い計画書は不要とします。ガイドラインも追って修正するようになります。	○
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-2	コンサルタント等契約(単独型)で調査業務契約が適用される案件に関し、応札時の見積書において消費税の記載は必要でしょうか。 調査業務契約が適用される条件の公示資料には ・「専用申請用契約書を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終精算書において、消費税を算出する際に、消費税を算出して精算してください。(全費目課税)」 と記載されており、特定後は「提出する最終精算書の段階で消費税を計算するようにも理解できますが、一方で、見積書様式には、調査業務用契約を選択すると消費税が自動計算され、応札時の見積書表紙に「消費税が入るような式が入っておりますので、応札時の見積書における消費税の必要無をよく教示いただけます幸いです。	応募時の見積書では、ご指摘のとおり消費税の記載は不要です。様式は修正済です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-1	新施策では、旧案も含め航空費と現地再委託費以外であれば、契約金額全体におさまっているかぎり自由に適用してよいとなっています。ということは今後は模式5を提出不要という理解でよいでしょうか、あるいは費用の事実の確認として添付が求められます。その場合も少なくとも参考上額限は必要ないと考えますかがでしょうか。	模式5用明細は不要です。更新にて削除致しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-2	個人や車両、事務所借り上げ等は、基本的に月を単位とする契約です。結果的に200万円を超えても添付は不要になりますか?	月額が200万円未満でも総額が200万円を超える契約は契約書添付は必要です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-4	①精算報告書について 定期計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした場合、どのように報告するのでしょうか?QCBSの合意単価にならない、様式4内訳書に額(打合簿で確認した確定額)を入れるだけでいいでしょうか? ②契約金額の当該計算書について 一般業務費の合意単価や、定額計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした費目について、どのように計上するのでしょうか?当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか?	①ご理解の通りです。様式4内訳書の記載例は以下の通りです。 例:一削算務費 (支費精算分) (ランプサム金額分) ②ご理解の通り、合意単価や、定額計上経費も含め、当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上してください。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-5	大項目(報酬と直接経費)の費用計用については事前に監督職員様へご説明し申することとなっています。精算算算時に確認をいたいたことの正確性が必要なものと考えますが、特別な様式などありますか。メールのコピーを添付するなどの方法でもよろしいでしょうか、ランプサムにした費目について、どのように計上するのでしょうか?当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか?ガイドラインや様式に反映お願いします。	監督職員への事前説明はご理解の通りです。費目間流用に関して、精算時に必要な様式や提出書類等はありません。事前説明した旨は、月報等でご報告ください。大幅な変更でなければ、月報で報告していただくのも結構です。(以下省略)	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-6	https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/guide_g.html に掲載されております以下での支払い計画書のワードが陳在しているようす。 支払計画書4-1(履行期間12ヶ月超えない)(Word/17KB) 支払計画書4-2(履行期間12ヶ月超え、部分払後に前金払あり)(Word/15KB)	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-7	7月改訂版が公開されましたが、模式4支払計画書のワードファイル(2407.4-1、2407.4-2、2407.4-3)が壊れています 支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-8	一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)の精算報告書について、模式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細は2023年10月以降の公示条件に対応していないよう思いますが、ご確認のうえご指示いただけますでしょうか。精算算算にあたり一般競争入札(QCBSランプサム型含む)の様式4-20 精算報告書(2024年3月版)の契約金額精算報告書内訳書を使用してよいでしょうか。	ご指摘のとおり一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)の精算報告書の様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細に2023年10月公示以降に対応する様式を追加するようになります。それでは、「企画競争(QCBSランプサム型含む)」の様式4-20 精算報告書(2024年3月版)の契約金額精算報告書内訳書を準用いたくようお願いします。	○
10.最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-2	6/24説明会資料P.13、9:現行ガイドラインでは「発券手数料は、税抜航空券代の5%を上限とします。」との規定がありますが、2024年7月以降はこの規定は適用されないのでしょうか?	当該規定は残ります。→2024年10月改訂版で削除しています。	○
10.最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-6	最も安価な航空券の使用に伴う賃替対応費用を「プロボーザル作成時点で算出することから、見積書にいても費用を算出できるように様式をご変更頂いたかと思いますが、HPで公開されている見積書様式は企画競争(QCBS含む)案件のみ賃替対応費用が算出できるものとなっております。 様式に変更のない一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)／QCBS-ランプサム型の案件に関しても、企画競争案件と同様に賃替対応費用を見積り含める案件が発生するかと思いますが、この場合はプロボーザル作成側で賃替対応費用を算出するように適宜変更すればよろしいでしょうか。 また、今後一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)／QCBS-ランプサム型J案件の様式は変更されない予定でしょうか?	ご指摘有難うございます。見積書様式修正版を7月31日にホームページに掲載済みです。	○

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
10.最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-7	<p>7月に導入された「最も安価な航空券の利用」に関する質問です。</p> <p>①今回の改訂内容は、「JICAは、正規割引運賃のうち、原則、積算時点で最も安価なもの(払い戻しや日程変更ができない等条件が厳しいものの、双方もしくはいずれかが不可のものが該当との想定)（以下「最も安価な正規割引運賃」）で上限額・予定価格等を積算。」</p> <p>②本施策に伴い、企画競争案件の見積書の様式が変更されている（航空券小計 + 買替対応費用10% = 航空賃総額とならず）。</p> <p>③一般競争入札/QCBS（ランプサム）案件の見積書様式には変更はなく、従来の様式を使用することとなっている。</p> <p>企画競争 ランプサムとともに、貴機構の積算根拠が「最も安価なもの」となるのであって 応札者としては「JICA上限額（想定上限額）の範囲内に応札額がおさまれば、応札者の判断で航空券を選択できる」と理解しております。(10%を計上するか否かも含めて応札者の判断)。 ・この理解でよろしいでしょうか？ 現在公示されているランプサム案件の中には、下記の記述を含むものがあります。③であれば、10%加算の様式ではないのですが、「加算が求められている」ということでしょうか？</p> <p>【以下、企画競争説明書からの抜粋箇所】 (6) 施策登録料金について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）として航空賃を見積もってください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。</p>	<p>・ご理解の通りです</p> <p>QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空賃に買替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただけければ結構です。なお、買替対応費用を含める場合の割合は10%をお願いします。</p> <p>今回のご回答を受けて、企画競争説明書／入札説明書のうち、航空賃として以下の通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようになります)。</p> <p>(修正後「航空賃について」) ○旅費(航空賃)について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。</p>	○
10.最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-8	<p><上記10-01-6への更問></p> <p>上記のとおり、一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件の航空賃箇所の見積書様式を修正頂きましたが、企画競争(QCBS含む)案件と一緒に競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件の見積書における買替対応費用の算出方法が異なっております。企画競争案件は航空賃の全額を10%を加算する形で費用を算出した単価で記載する様式になります。企画競争入札案件の見積書は「渡航の航空賃総額」として航空賃に10%を加算して航空賃を見積もってください」と記載されております。</p> <p>JICAの事前の説明会より、買替対応費用は「見積書の航空券の全額金額に買替対応費用10%を加えて合意した契約金額の範囲で手配する」ことを説明頂いたことがありますので、企画競争案件の見積書と合わせて頂いた方がコンサル側としては買替対応費用の計上漏れを防げるかと思います。(企画競争説明書においても「買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積もってください」と記載されております)。</p>	<p>QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空賃に買替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、買替対応費用を含める場合の割合は10%をお願いします。</p> <p>なお、今回のご回答を受けて、企画競争説明書／入札説明書のうち、航空賃として以下の通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようになります)。</p> <p>(修正後「航空賃について」) ○旅費(航空賃)について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。</p>	○
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-3	<p>2024年6月までの経理処理ガイドラインでは、航空賃が実費精算の場合、旅行代理店の変更・取消手数料は、1回の変更につき上限が5,000円(税抜)となっていましたが、2024年7月追記版では、こちらの記載がないことから、旅行代理店の変更・取消手数料は上限を設けないとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>その場合、精算報告明細書の様式「07証拠書類附属書(航空賃)」の注記からも、(*旅行代理店の取扱変更手数料/取扱取消料は、1件につき5,000円(税抜)を上限とします。)との記載を削除していただけますと幸いです。</p>	<p>ご理解の通り旅行代理店の変更・取消手数料には上限は設けないため、経理処理ガイドラインから記載を削除しております。</p>	○